

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度	自	2016年4月1日
(第19期)	至	2017年3月31日

S B I ホールディングス株式会社

東京都港区六本木一丁目6番1号

(E05159)

目次

表紙	頁
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	4
3. 事業の内容	5
4. 関係会社の状況	6
5. 従業員の状況	9
第2 事業の状況	10
1. 業績等の概要	10
2. 生産、受注及び販売の状況	12
3. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	12
4. 事業等のリスク	14
5. 経営上の重要な契約等	26
6. 研究開発活動	26
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	26
第3 設備の状況	28
1. 設備投資等の概要	28
2. 主要な設備の状況	28
3. 設備の新設、除却等の計画	29
第4 提出会社の状況	30
1. 株式等の状況	30
(1) 株式の総数等	30
(2) 新株予約権等の状況	31
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	36
(4) ライツプランの内容	36
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	36
(6) 所有者別状況	37
(7) 大株主の状況	38
(8) 議決権の状況	39
(9) ストックオプション制度の内容	40
2. 自己株式の取得等の状況	40
3. 配当政策	42
4. 株価の推移	42
5. 役員の状況	43
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	55
第5 経理の状況	64
1. 連結財務諸表等	65
(1) 連結財務諸表	65
(2) その他	130
2. 財務諸表等	131
(1) 財務諸表	131
(2) 主な資産及び負債の内容	142
(3) その他	142
第6 提出会社の株式事務の概要	143
第7 提出会社の参考情報	144
1. 提出会社の親会社等の情報	144
2. その他の参考情報	144
第二部 提出会社の保証会社等の情報	144

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2017年6月29日
【事業年度】	第19期（自2016年4月1日 至2017年3月31日）
【会社名】	S B I ホールディングス株式会社
【英訳名】	SBI Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 執行役員社長 北尾 吉孝
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【電話番号】	(03) 6229-0100 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員専務 森田 俊平
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【電話番号】	(03) 6229-0100 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員専務 森田 俊平
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	国際会計基準				
	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期
決算年月	2013年 3 月	2014年 3 月	2015年 3 月	2016年 3 月	2017年 3 月
収益 (百万円)	154,889	233,336	247,423	261,744	261,939
税引前利益 (百万円)	15,022	38,899	63,067	52,227	43,139
親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)	3,817	21,439	45,721	34,115	32,455
親会社の所有者に帰属する当期包括利益 (百万円)	11,454	32,337	66,246	14,750	38,082
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	303,299	325,631	383,491	371,590	377,992
総資産額 (百万円)	2,494,387	2,875,304	3,400,763	3,126,784	3,850,001
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	1,401.39	1,504.19	1,771.19	1,792.08	1,856.47
基本的1株当たり当期利益 (親会社の所有者に帰属) (円)	17.58	99.04	211.18	160.83	159.38
希薄化後1株当たり当期利益 (親会社の所有者に帰属) (円)	17.58	96.85	195.06	147.94	146.52
親会社所有者帰属持分比率 (%)	12.2	11.3	11.3	11.9	9.8
親会社所有者帰属持分当期利益率 (%)	1.3	6.8	12.9	9.0	8.7
株価収益率 (倍)	47.27	12.56	6.89	7.11	9.74
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△36,984	29,401	△36,197	32,478	△17,952
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△19,060	16,811	52,305	11,179	2,437
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	25,699	92,538	△15,524	△76,230	159,467
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	133,362	276,221	290,826	248,050	391,572
従業員数 (人)	5,007	5,352	6,094	5,480	4,455

(注) 1. 第15期より国際会計基準（以下、IFRS）に基づいて連結財務諸表を作成しております。

2. 収益には、消費税等は含まれておりません。

3. 2012年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っておりますので、当該株式分割後の株式数を基準として遡及的に調整した株式数に基づき、「基本的1株当たり当期利益（親会社の所有者に帰属）」及び「希薄化後1株当たり当期利益（親会社の所有者に帰属）」を算定しております。

4. 第18期より連結損益計算書の表示方法を変更（営業利益を表示せず収益と各費用を表示する方法に変更）しているため、第15期から第17期についても変更後の表示方法に合わせて組み替えた「収益」を記載するとともに、営業利益に替えて「税引前利益」を記載しております。

5. 本報告書においては、当連結会計年度を「当期」、前連結会計年度を「前期」と記載しております。

回次	日本基準	
	第15期	
決算年月	2013年 3 月	
売上高	(百万円)	117, 562
経常損失 (△)	(百万円)	△17, 659
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	(百万円)	△9, 133
包括利益	(百万円)	4, 407
純資産額	(百万円)	468, 346
総資産額	(百万円)	1, 981, 881
1 株当たり純資産額	(円)	1, 861. 69
1 株当たり当期純損失金額 (△)	(円)	△42. 08
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額	(円)	—
自己資本比率	(%)	20. 3
自己資本利益率	(%)	△2. 3
株価収益率	(倍)	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△47, 326
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△15, 402
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	27, 320
現金及び現金同等物の期末残高	(百万円)	113, 930
従業員数	(人)	—

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第15期の「潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額」については、潜在株式は存在するものの 1 株当たり当期純損失であるため記載しておりません。また、株価収益率については、1 株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
3. 第15期の「1 株当たり当期純損失金額」については、2012年10月 1 日を効力発生日として普通株式 1 株につき10株の割合で株式分割を行っておりますので、第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した株式数を基準として遡及的に調整した株式数に基づき算定しております。
4. 第15期より IFRS を適用しているため、第15期の日本基準による諸数値は金融商品取引法第193条の 2 第 1 項の規定に基づく監査を受けておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期
決算年月	2013年 3 月	2014年 3 月	2015年 3 月	2016年 3 月	2017年 3 月
売上高 (百万円)	38,050	32,519	31,659	26,086	39,524
経常利益 (百万円)	17,766	11,718	2,293	1,349	9,464
当期純利益 (百万円)	1,030	2,040	21,681	3,452	5,659
資本金 (百万円)	81,668	81,681	81,681	81,681	81,681
発行済株式総数 (株)	224,525,781	224,561,761	224,561,761	224,561,761	224,561,761
純資産額 (百万円)	358,827	360,872	378,353	358,593	350,122
総資産額 (百万円)	564,961	614,936	616,665	630,092	667,836
1株当たり純資産額 (円)	1,657.95	1,666.98	1,746.94	1,728.93	1,719.31
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	10 (－)	20 (－)	35 (－)	45 (10)	50 (10)
1株当たり当期純利益金額 (円)	4.75	9.42	100.14	16.27	27.79
潜在株式調整後1株当たり当 期純利益金額 (円)	4.75	9.15	91.70	14.81	25.21
自己資本比率 (%)	63.5	58.7	61.3	56.9	52.4
自己資本利益率 (%)	0.3	0.6	5.9	0.9	1.6
株価収益率 (倍)	174.95	132.06	14.54	70.25	55.85
配当性向 (%)	210.5	212.3	35.0	276.6	179.9
従業員数 (人)	220	172	175	174	187

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第15期の「1株当たり当期純利益金額」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」については、2012年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っておりますので、第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した株式数を基準として遡及的に調整した株式数に基づき算定しております。

3. 第17期の「1株当たり配当額」には、創業15周年記念配当5円を含んでおります。

2【沿革】

当社はベンチャー・キャピタル事業を行うために、ソフトバンク・ファイナンス株式会社（現ソフトバンク株式会社）の子会社として1999年7月に設立されました。その後、2005年3月に公募及び第三者割当増資の実施により、ソフトバンク株式会社の連結範囲から除かれ、また、2006年8月にソフトバンクグループとの資本関係が解消され、現在に至っております。

当社設立後の当企業グループの変遷は、以下のとおりであります。

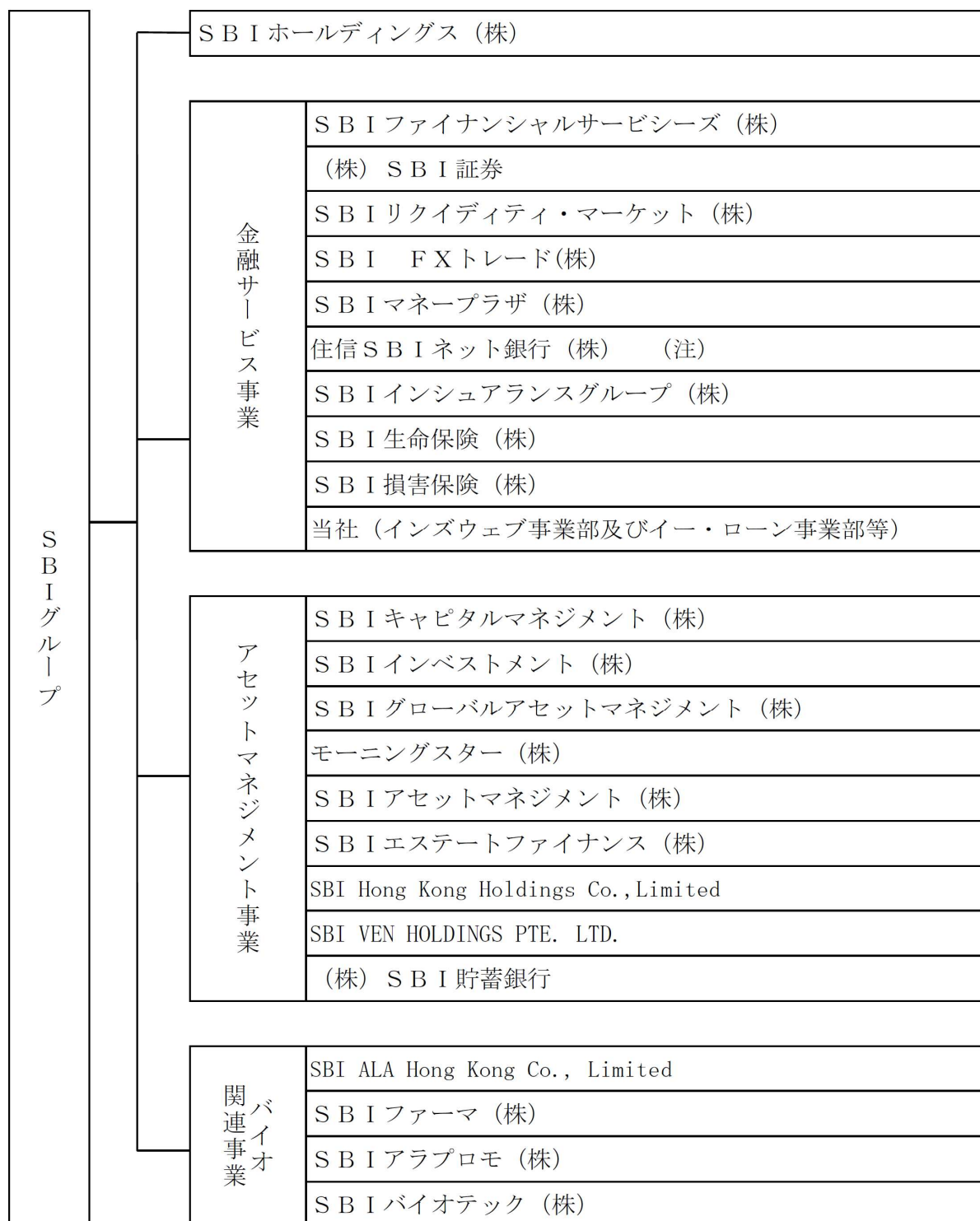
年月	事項
1999年7月	ベンチャー・キャピタル事業を行うことを目的として、ソフトバンク・インベストメント株式会社（当社）を東京都千代田区に設立
1999年11月	株式交換により、ソフトバンクベンチャーズ株式会社、ソフトトレンドキャピタル株式会社他を完全子会社化
2000年12月	大阪証券取引所ナスダック・ジャパン市場に上場
2001年4月	ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社（現SBIアセットマネジメント株式会社）の株式を取得し、子会社化 エスビーアイ・キャピタル株式会社（現SBIキャピタル株式会社）を設立
2001年7月	本店所在地を東京都港区に変更
2002年2月	東京証券取引所市場第一部に上場
2002年11月	大阪証券取引所のナスダック・ジャパン市場から市場第一部に上場
2003年6月	イー・トレード株式会社と合併し、イー・トレード証券株式会社、ソフトバンク・フロンティア証券株式会社他を子会社化
2003年10月	ワールド日栄証券株式会社の株式を取得し、子会社化
2004年2月	ワールド日栄証券株式会社とソフトバンク・フロンティア証券株式会社が合併し、ワールド日栄フロンティア証券株式会社に商号変更
2004年2月	ファイナンス・オール株式会社の株式を取得し、子会社化
2004年7月	モーニングスター株式会社の株式を取得し、子会社化
2005年7月	当社のファンド運営事業等を分割し、当社の連結子会社であるSBIベンチャーズ株式会社（旧ソフトバンクベンチャーズ株式会社）に承継し、同社の商号をソフトバンク・インベストメント株式会社（※）に変更するとともに、当社の商号を現在の「SBIホールディングス株式会社」に変更 （※）2006年10月にSBIインベストメント株式会社に商号変更
2005年8月	ワールド日栄フロンティア証券株式会社は、SBI証券株式会社に商号変更
2006年3月	SBIパートナーズ株式会社の株式を追加取得し、子会社化 SBIパートナーズ株式会社及びファイナンス・オール株式会社を吸収合併 株式交換により、SBI証券株式会社を完全子会社化
2006年5月	SBI損保設立準備株式会社（現SBI損害保険株式会社）を設立
2006年7月	イー・トレード証券株式会社は、SBIイー・トレード証券株式会社に商号変更
2007年6月	SBI VEN HOLDINGS PTE. LTD. をシンガポールに設立
2007年10月	SBIイー・トレード証券株式会社を存続会社として、同社とSBI証券株式会社が合併
2008年7月	SBIイー・トレード証券株式会社は、株式会社SBI証券に商号変更
2008年8月	株式交換により、株式会社SBI証券を完全子会社化
2011年4月	当社普通株式を原株とする香港預託証券（HDR）を香港証券取引所のメインボード市場に上場
2013年3月	株式会社現代スイス貯蓄銀行（現株式会社SBI貯蓄銀行、本社：韓国）の株式を取得し、子会社化
2014年6月	香港証券取引所のメインボード市場に上場している当社香港預託証券（HDR）を上場廃止
2015年2月	ピーシーエー生命保険株式会社（現SBI生命保険株式会社）の株式を取得し、子会社化

3 【事業の内容】

当社、当社の子会社（2017年3月31日現在187社）及び持分法適用会社（同36社）から構成される当企業グループは、証券・銀行・保険を中心に金融商品や関連するサービスの提供等を行う「金融サービス事業」、国内外のIT、バイオ、環境・エネルギー及び金融関連のベンチャー企業などへの投資や資産運用に関連するサービスの提供等を行う「アセットマネジメント事業」、医薬品、健康食品及び化粧品等の開発・販売を行う「バイオ関連事業」を中心に事業を行っております。

事業系統図は次のとおりであります。

〔事業系統図〕



（注）持分法適用会社であります。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 又は出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 又は出資 比率 (%)	関係内容
(連結子会社) S B I ファイナンシャルサービ ーズ(株) (注) 3	東京都 港区	100	金融サービス事業	100.0	役員の兼任…有 資金の借入
(株)S B I 証券 (注) 3、7	東京都 港区	48,323	金融サービス事業	100.0 (100.0)	役員の兼任…有 資金の借入
S B I リクイディティ・マーケッ ト(株)	東京都 港区	1,000	金融サービス事業	100.0 (100.0)	役員の兼任…有
S B I F Xトレード(株)	東京都 港区	480	金融サービス事業	100.0 (100.0)	——
S B I マネープラザ(株)	東京都 港区	100	金融サービス事業	100.0 (100.0)	役員の兼任…有
S B I インシュアランスグループ (株)	東京都 港区	3,240	金融サービス事業	100.0 (3.7)	——
S B I 生命保険(株) (注) 3	東京都 港区	47,500	金融サービス事業	100.0 (100.0)	役員の兼任…有
S B I 損害保険(株) (注) 3、8	東京都 港区	16,500	金融サービス事業	98.1 (98.1)	役員の兼任…有
S B I キャピタルマネジメント(株)	東京都 港区	100	アセットマネジメ ント事業	100.0	役員の兼任…有 資金の貸付
S B I インベストメント(株)	東京都 港区	50	アセットマネジメ ント事業	100.0 (100.0)	役員の兼任…有 資金の借入
S B I グローバルアセットマネジ メント(株)	東京都 港区	100	アセットマネジメ ント事業	100.0	役員の兼任…有 資金の貸付
モーニングスター(株) (注) 4、5	東京都 港区	2,116	アセットマネジメ ント事業	49.5 (49.5)	役員の兼任…有
S B I アセットマネジメント(株)	東京都 港区	400	アセットマネジメ ント事業	100.0 (100.0)	役員の兼任…有
S B I エステートファイナンス(株)	東京都 港区	2,405	アセットマネジメ ント事業	100.0 (5.0)	役員の兼任…有 資金の貸付
SBI Hong Kong Holdings Co., Limited (注) 3	香港	7,633百万 香港ドル	アセットマネジメ ント事業	100.0	役員の兼任…有 資金の貸付
SBI VEN HOLDINGS PTE. LTD.	シンガポ ール	71百万 米国ドル	アセットマネジメ ント事業	100.0	役員の兼任…有
(株)S B I 貯蓄銀行 (注) 3、9	韓国	15,615億 韓国ウォン	アセットマネジメ ント事業	98.9 (98.9)	役員の兼任…有

名称	住所	資本金 又は出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 又は出資 比率 (%)	関係内容
FinTechビジネスイノベーション 投資事業有限責任組合 (注) 3、5	東京都 港区	22,500	アセットマネジ メント事業	20.3 (20.3)	——
SBI ALA Hong Kong Co., Limited (注) 3	香港	6,125百万 香港ドル	バイオ関連事業	95.5 (95.5)	役員の兼任…有
S B I ファーマ(株)	東京都 港区	4,791	バイオ関連事業	84.9 (84.9)	役員の兼任…有 資金の貸付
S B I アラプロモ(株)	東京都 港区	100	バイオ関連事業	100.0 (100.0)	資金の貸付
S B I バイオテック(株) (注) 3	東京都 港区	8,628	バイオ関連事業	87.6 (1.1)	資金の貸付
Quark Pharmaceuticals, Inc. (注) 6	米国	845千 米国ドル	バイオ関連事業	100.0 (100.0)	資金の貸付
その他164社					
(持分法適用会社) 住信 S B I ネット銀行(株) (注) 4	東京都 港区	31,000	金融サービス事業	50.0	役員の兼任…有
その他35社					

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 「議決権の所有割合又は出資比率」欄には、関係会社が投資事業組合等の場合、出資比率を記載しております。また、同欄の()内は、議決権の間接所有割合又は間接出資割合で内数であります。

3. 特定子会社に該当しております。

4. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出しております。

5. 議決権の所有割合又は出資比率は100分の50以下ではありますが、支配しているため子会社としたものであります。

6. 債務超過会社であり、2017年3月31日現在の債務超過の額は17,241百万円であります。

7. 株 S B I 証券の収益(連結会社相互間の内部取引を除く。)は、連結財務諸表の収益の100分の10を超えております。

<主要な損益情報等(IFRS、個別)>

(1) 収益	80,370百万円
(2) 税引前利益	33,043百万円
(3) 当期利益	23,045百万円
(4) 資本合計	192,343百万円
(5) 総資産額	2,624,262百万円

8. S B I 損害保険㈱の収益（連結会社相互間の内部取引を除く。）は、連結財務諸表の収益の100分の10を超えております。

＜主要な損益情報等（IFRS、個別）＞

(1) 収益	43,559百万円
(2) 税引前利益	132百万円
(3) 当期利益	117百万円
(4) 資本合計	6,840百万円
(5) 総資産額	41,154百万円

9. ㈱S B I 貯蓄銀行の収益（連結会社相互間の内部取引を除く。）は、連結財務諸表の収益の100分の10を超えております。

＜主要な損益情報等（IFRS、個別）＞

(1) 収益	49,563百万円
(2) 税引前利益	5,649百万円
(3) 当期利益	6,495百万円
(4) 資本合計	64,860百万円
(5) 総資産額	561,697百万円

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

(2017年3月31日現在)

セグメントの名称	従業員数（人）
金融サービス事業	3,146
アセットマネジメント事業	959
バイオ関連事業	205
報告セグメント計	4,310
その他	12
全社（共通）	133
合計	4,455

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
 2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、提出会社の管理部門等に所属しているものであります。
 3. 従業員数が、前期末に比べ1,025人減少しておりますが、主的要因はアセットマネジメント事業において投資育成等のために取得した企業のうち支配が認められるとして連結していた企業を当企業グループ外に譲渡したことによるものであります。

(2) 提出会社の状況

(2017年3月31日現在)

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
187	37.8	6.2	7,780,165

(2017年3月31日現在)

セグメントの名称	従業員数（人）
金融サービス事業	36
アセットマネジメント事業	12
報告セグメント計	48
その他	6
全社（共通）	133
合計	187

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
 2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門等に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当期における我が国経済は、政府による各種政策の効果もあり、個人消費において総じて持ち直しの兆しが見られるほか、企業業績や雇用情勢が改善するなど、引き続き緩やかな回復基調が続いているものの、英国でのEU離脱の決定や米国の新政権の政策動向等により、景気の先行きに不透明感が残る状況となりました。

投資・証券関連事業に大きな影響を与える国内外の株式市場について、国内においては、消費増税延期などが好感され緩やかな上昇基調で当初推移していたものが、6月の英国におけるEU離脱の決定を受け大きく下落しました。しかし、11月の米国大統領選後、新政権の景気浮揚策への期待から非常に活況を呈した米国株式市場の影響を受け、円安・株高が大いに進行し、それまでの相場模様が一転する状況となりました。その後、米国の新政権の景気浮揚策への期待が後退したことや、欧州等での政治の先行き不透明感から外国為替相場が緩やかながら円高基調へ進んだことで上値の重い展開となりましたが、堅調な企業業績などを背景に株式相場は底堅く推移し、日経平均株価は2017年3月末に18,909円と、2016年3月末に比べ12.8%上昇して取引を終えました。また、国内における株式の新規上場社数（TOKYO PRO Market上場社数を除く。）は87社となりました。一方海外においては、米国の新政権の政策動向や金融政策を取り巻く不確実性のほか、中国の経済成長率の低下や中近東における政治的な緊張など地政学的要因等により、株式の新規上場社数は減少基調が続きました。このように世界経済には一部に未だ弱さが見られるものの、アジア新興国や資源国が持ち直しており、全体として緩やかに回復していると考えております。

また、インターネット金融サービス事業を取り巻く事業環境については、生活防衛のため、金融取引において少しでも有利な条件を求める消費者が増える傾向にあり、インターネット金融サービスを活用するメリットに対する認知も拡大し、対面での金融取引からの移行も進んでまいりました。同事業での競争の激化は予想されるものの、今後も引き続き成長が見込まれる市場と認識しております。

当期の経営成績につきましては、収益が261,939百万円（前期比0.1%増加）、税引前利益は43,139百万円（同17.4%減少）、親会社の所有者に帰属する当期利益は32,455百万円（同4.9%減少）となりました。

報告セグメントごとの業績は次のとおりであります。

なお、前期まで「アセットマネジメント事業」に含めていた一部の子会社（SBI AXES株式会社他）については、当期から「金融サービス事業」に含めております。このため、前期についても当期のセグメント構成に合わせて組み替えております。

	収益			税引前利益		
	前期	当期		前期	当期	
	百万円	百万円	%	百万円	百万円	%
金融サービス事業	166,208	176,989	6.5	50,806	48,853	(3.8)
アセットマネジメント事業	91,543	80,392	(12.2)	17,649	13,940	(21.0)
バイオ関連事業	4,021	5,530	37.5	(6,572)	(9,574)	—
計	261,772	262,911	0.4	61,883	53,219	(14.0)
その他	2,259	883	(60.9)	(835)	(830)	—
消去又は全社	(2,287)	(1,855)	—	(8,821)	(9,250)	—
連結	261,744	261,939	0.1	52,227	43,139	(17.4)

(%表示は対前期増減率)

(金融サービス事業)

証券関連事業、銀行業、保険事業を中核とした多様な金融関連事業を行っております。

当期における収益は176,989百万円（同6.5%増加）、税引前利益は48,853百万円（同3.8%減少）となりました。

(アセットマネジメント事業)

国内外のIT、バイオ及び金融関連のベンチャー企業等への投資に関する事業、海外における金融サービス事業及び金融商品の情報提供等を行う資産運用サービス事業を行っております。

当期における収益は80,392百万円（同12.2%減少）、税引前利益は13,940百万円（同21.0%減少）となりました。

(バイオ関連事業)

生体内に存在するアミノ酸の一種である5-アミノレブリン酸（ALA）（※）を活用した医薬品・健康食品・化粧品の開発・販売や、がん及び免疫分野等における抗体医薬・核酸医薬の研究開発に関する事業を行っております。

当期における収益は5,530百万円（同37.5%増加）、税引前利益は9,574百万円の損失（前期は6,572百万円の損失）となりました。

（※）5-アミノレブリン酸（ALA）とは、体内のミトコンドリアで作られるアミノ酸で、ヘムやシクロロムと呼ばれるエネルギー生産に関与するたんぱく質の原料となる重要な物質ですが、加齢に伴い生産性が低下することが知られています。ALAは、焼酎粕や赤ワイン、高麗人参等の食品にも含まれるほか、植物の葉緑体原料としても知られています。

(2) キャッシュ・フロー

「第2 事業の状況 7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析」に記載のとおりであります。

(3) IFRSにより作成した連結財務諸表における主要な項目との差異に関する事項

IFRSにより作成した連結財務諸表における主要な項目と、日本基準により作成した連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異の概要は次のとおりであります。なお、当企業グループは日本基準に基づく連結財務諸表を作成していないため、記載した概算額は一定の仮定の下、把握できる範囲で算出したものであります。

当期（自2016年4月1日 至2017年3月31日）

(a) 連結の範囲

日本基準では、ベンチャーキャピタルなどの投資企業が、投資育成や事業再生を図りキャピタルゲイン獲得を目的とする営業取引として他の企業の株式等を有している場合において、他の企業の議決権の過半数を保有するなどの子会社に該当する要件を満たしていても、売却等により当該他の企業の議決権の大部分を所有しないこととなる合理的な計画があることなどの一定の要件を満たすときには、子会社に該当しないものとして取り扱うこととされております。

一方、IFRSでは、企業集団の親会社が投資企業の要件に該当する場合を除き、投資企業が投資育成や事業再生を図りキャピタルゲイン獲得を目的とする営業取引として他の企業の株式等を有している場合であっても、当該他の企業を支配している場合には、子会社に該当するものとして取り扱うため、連結の範囲が拡大されております。

この結果、IFRSの収益は日本基準の収益に比べて9,031百万円増加しています。

(b) 金融商品の評価に係る損益

日本基準では、「その他有価証券」に分類される有価証券で、時価のあるものは、決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理）によって評価され、時価のないものは、移動平均法による原価法で評価されており、時価が著しく下落した場合または実質価格が著しく下落した場合を除き、評価にかかる損益は計上されません。ただし、当企業グループにおいては、営業投資有価証券に関する損失に備えるため、投資先会社の実情を勘案の上、その損失見積額を引当計上することにより、実質的に下落サイドのみの時価算定を行い、評価に係る損失を計上してまいりました。

一方、IFRSでは、当初認識時にその他の包括利益を通じて公正価値で測定することを指定したものを除いて、純損益を通じて毎期、公正価値で測定しており、未上場株式を含む有価証券の評価損益を収益に計上してまいります。

この結果、IFRSの収益は日本基準の収益に比べて3,498百万円減少しています。

(c) のれん償却

日本基準では、のれんは一般的に20年を上限とした見積耐用年数にわたり償却され、その償却費は「販売費及び一般管理費」に計上されます。一方、IFRSではのれんは償却されず、毎期減損テストが求められています。仮に各期末ののれんを日本基準に従い償却していた場合、8,093百万円の償却費になります。

(d) 表示の組替

日本基準により作成した連結損益計算書の「売上高」、「営業外収益」、「特別利益」として開示していた収益のうち、持分法による投資利益を除き、IFRSにより作成した連結損益計算書の収益に組替えております。

また、日本基準では「売上原価」、「販売費及び一般管理費」、「営業外費用」、「特別損失」として開示していた費用のうち、持分法による投資損失を除き、IFRSにより作成した連結損益計算書の費用に組替えております。

2 【生産、受注及び販売の状況】

生産及び受注の状況については、該当する情報がないため記載しておりません。また、販売の状況については、「1. 業績等の概要」に各セグメントの収益として記載しております。

3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当期末現在において当企業グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当企業グループは、証券・銀行・保険を中心に金融商品や関連するサービスの提供等を行う「金融サービス事業」、国内外のIT、バイオ及び金融関連のベンチャー企業等への投資や資産運用に関連するサービスの提供等を行う「アセットマネジメント事業」、医薬品、健康食品及び化粧品等の研究開発・製造・販売を行う「バイオ関連事業」を中心に事業を行っております。お客様のために、投資家のために、より革新的なサービス、ビジネスの創出につとめ、顧客価値、株主価値、人材価値の総和たる企業価値の極大化を追求してまいります。

当企業グループの組織構築は常に3つの基本観、即ち(1)「顧客中心主義」の徹底、(2)「仕組みの差別化」の構築、(3)「企業生態系」の形成に基づき行われております。「顧客中心主義」の徹底とは、より安い手数料・より良い金利でのサービス、金融商品の一覧比較、魅力ある投資機会、安全性と信頼性の高いサービス、豊かかつ良質な金融コンテンツの提供といった、真に顧客の立場に立ったサービスを徹底的に追求するものです。「仕組みの差別化」の構築とは、インターネット時代における競争概念の劇的な変化に対応すべく、単純な個別商品・サービスの価格や品質で差別化するのではなく、顧客の複合的なニーズに応える独自の「仕組み」を構築し、そのネットワーク全体から価値を提供することを意味します。また、「企業生態系」の形成とは、構成企業相互のポジティブな相乗効果を促進し、それぞれのマーケットとの相互進化のプロセスを生み飛躍的な企業成長を実現させるものであります。当企業グループにおいては、グループ企業間及び国内外の他の企業グループとの相互作用を通じてネットワーク価値を創出する「企業生態系」の形成を重視した経営を展開してまいります。

(2) 経営環境及び対処すべき課題等

当企業グループは、インターネットを通じた金融サービスを中核に据えた総合金融グループとしての事業構築を、日本国内において既に完成させ、アジア地域を中心とした成長著しい国々においては、投資事業の運用体制構築が概ね完了いたしました。

AI、IoT、ビッグデータ、ロボティクスのほか、FinTechの中核技術であるブロックチェーン等の分野での新技術開発が加速化しているなか、今後は引き続きこれらの新技術における有望な企業への投資や提携を積極的に進めると共に、当企業グループの各金融サービスでこれらの新技術を活用した新サービスの開発や新たな金融ビジネスの創造に向けた取り組みを強化し、競争力を高めて他社との差別化を図ってまいります。

また、海外における投資事業を一層強固なものへと発展させていくと共に、出資先の海外金融機関に対して、日本国内で培ったインターネット金融サービスの先進的ノウハウを提供することで、アジア地域を中心にグローバルに貢献できる総合金融グループを目指してまいります。

金融サービス事業に関しましては、日本の株式市場が不安定な状況下でもさらなる成長を実現するために、株式会社SBI証券において、引き続き投資信託や海外関連商品の拡充、FX取引の強化など収益源の多様化を進めると共に、新規公開(IPO)引受や公募・売出(PO)引受業務、金融機関向けのビジネス拡充などのホールセールビジネスの強化を進めてまいります。また、2008年11月に開業しFX取引における流動性だけでなく利便性や競争力の高いマーケットインフラを、株式会社SBI証券や住信SBIネット銀行株式会社のほか2012年5月に開業したSBI FXトレード株式会社に提供しているSBIリクイディティ・マーケット株式会社は、国内のみならず、香港や韓国における機関投資家・個人投資家に向けても取引環境の整備・流動性の向上に引き続き取り組むと共に、より低コストでかつ安心安全なFX取引環境の構築に注力してまいります。さらに、事業の持続的成長を志向し、株式市況のみ

に立脚しない収益構造の構築を目指して2007年から2008年にかけて開業し、新たな事業の柱として成長を続ける住信ＳＢＩネット銀行株式会社、ＳＢＩ損害保険株式会社に加え、2015年２月に株式を取得し子会社化したＳＢＩ生命保険株式会社が2016年２月に新規の保険引受を再開したことで国内のインターネット金融生態系は完成いたしました。なお、個人向けの金融商品の中には、インターネットのみでは取り扱いが難しいものや対面での専門家による説明ニーズの高いものも存在いたします。そのため、「資産運用」「保険」「住宅ローン」分野を中心に顧客のあらゆるニーズにワンストップで対応する対面販売事業を運営するＳＢＩマネープラザ株式会社が主体となって、当企業グループにおける対面型チャネルの拡大にも注力し、より一層グループ内企業との相乗効果の発揮に努めてまいります。このように、インターネットとリアルの両側面からグループ内企業間でより一層の相乗効果を追求すると共に、今後は同業他社を含むグループ外企業との各種アライアンスを強化することで、より一層の成長を実現させ、完成したインターネット金融生態系をさらに拡大させることが重要な課題と考えております。

アセットマネジメント事業においては、アジア地域を中心とした潜在成長力の高い新興諸国での投資拡大及び運用体制の整備も重要な課題と認識しており、各国の経済状況を鑑みながら現地有力パートナーとの共同運営ファンド設立を推進すると共に、海外拠点網の拡大と整備を引き続き推進してまいります。プライベート・エクイティ投資においては、ＩＴ、バイオ、金融の３分野を主たる投資先と位置付けて、成長分野へと集中投資することにより、引き続き産業育成への貢献と高い運用成績の享受を目指してまいります。特に、2015年12月に設立したFinTechファンド（FinTechビジネスイノベーション投資事業有限責任組合）等を通じ、世界的に革新的な新技術開発が進むFinTech分野への投資を積極化しており、ファンド出資者と投資先ベンチャー企業とのFinTechサービスのオープンイノベーションなどを支援することで出資者の収益力強化を図ると共に、投資先ベンチャー企業の企業価値向上を促進してまいります。さらに、金融分野においては、当企業グループのノウハウを提供することで企業価値向上の見込まれる海外金融機関への直接投資も推進してまいります。このような事業展開において、当企業グループは今後もグループ内外のリソースを積極的に活用し、早期に投資先の企業価値等を高めることでファンドのパフォーマンスを向上させ、当事業の一層の拡大を図ってまいります。

2013年３月期より新たに主力事業分野に加えたバイオ関連事業においては、ＳＢＩファーマ株式会社が５－アミノレブリン酸（ＡＬＡ）を用いた健康食品や化粧品を商品化し、国内ではＳＢＩアラプロモ株式会社を通じて販売しております。また、ＡＬＡについては国内外の大学や研究機関等において様々な研究が進んでいるほか、国内において計40本（海外では計25本）の特許を有しているＳＢＩファーマ株式会社や2016年１月に子会社化したドイツのPhotonamic GmbH & Co. KGなどを通じて、グローバルで医薬品の研究開発を積極的に進めております。2013年９月には国内において悪性神経腫瘍の術中診断薬の販売を開始したほか、2015年12月には初のＡＬＡ含有機能性表示食品「アラプラス 糖ダウン」の発売を開始するなど、今後も幅広い分野での利用が予想されるＡＬＡを通じて、消費者にとってより健康で豊かな生活に貢献できるよう研究開発を進めてまいります。また、ＳＢＩバイオテック株式会社は、各国の有力研究機関と連携し最先端のバイオテクノロジーを駆使して、新たな医療・医薬品の創造に尽力してまいります。

当企業グループを通じた課題として、急速に拡大した事業を支える優秀な人材の確保と社員の能力開発を通じて人的資源の継続的な向上を図ることがますます重要となっております。そのため、当企業グループの経営理念に共感する優秀な人材の採用活動のさらなる強化と共に、独自の企業文化を育み継承する人的資源の確保として新卒採用を継続して実施しております。2006年４月から採用を進めてきました新卒採用者は、急速に拡大する当企業グループの未来を担う幹部候補生として、既に各々重要なポジションで活躍しております。今後もより優秀かつグローバルな人材の確保と、社員のキャリア開発を促進し、当企業グループの永続的成長と発展を図ってまいります。

4 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある主な事項を以下に記載しております。なお、必ずしもかかるリスクに該当しないと思われる事項についても、積極的な情報開示の観点から記載しております。当企業グループは、これらの潜在的なリスクを認識した上で、その回避並びに顕在化した場合の適切な対応に努めてまいります。

なお、本項には将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は有価証券報告書の提出日（2017年6月29日）現在において判断したものであります。

<一般事業のリスクについて>

- 1) 当企業グループは複数の事業領域に事業展開している多数の企業で構成されているため、単一の領域で事業を展開している企業には見られないような課題に直面します

当企業グループは金融サービス事業、アセットマネジメント事業、バイオ関連事業等、多岐にわたる業種の企業で構成されております。また、当企業グループには複数の上場会社が存在しております。このような多様性により、当企業グループは単一の領域で事業を展開している企業には見られないような課題に直面しております。具体的には以下の3点があげられます。

- ・様々な分野の業界動向、市場動向及び法的規制等が存在します。したがって当企業グループは様々な事業環境における変化をモニタリングし、それによって影響を受ける事業のニーズに合う適切な戦略を持って対応できるよう、リソースを配分する必要があります。
- ・当企業グループの構成企業は多数あることから、事業目的達成のためには説明責任に重点を置き、財政面での規律を課し、経営者に価値創造のためのインセンティブを与えるとといった効果的な経営システムが必要です。さらに多様な業種の企業買収を続けている当企業グループの事業運営はより複雑なものとなっており、こうした経営システムを実行することはより困難になる可能性があります。
- ・多業種にまたがる複数の構成企業がそれぞれの株主の利益になると判断し共同で事業を行うことがあります。こうした事業において、期待されるようなシナジー効果が発揮されない可能性があります。

- 2) 当企業グループの構成企業における議決権の所有割合又は出資比率が希薄化される可能性があります

構成企業は株式公開を行う可能性があり、その場合、当該会社に対する当企業グループの議決権の所有割合は希薄化されます。さらに、構成企業は成長戦略の実現その他の経営上の目的のために資本の増強を必要とする場合があります。この資金需要を満たすため、構成企業は新株の発行やその他の持分証券の募集を行う可能性があります。当企業グループはこのような構成企業の新株等の募集に応じないという選択をする、又は応じることができない可能性があります。当該会社に対する現在の出資比率を維持するだけの追加株式の買付けを行わない場合、当企業グループの当該会社に対する出資比率は低下することになります。

構成企業に対する出資比率の低下により、当該企業から当企業グループへの利益の配分が減少することになった場合、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。さらに、出資比率が大きく低下した場合、当企業グループの当該企業の株主総会における議決権の所有割合が低下し、当該企業に対する支配力及び影響力が低下する可能性があります。

- 3) インターネット商品及びサービス市場において期待されるとおりの市場成長が実現しない可能性があります

国内のインターネット金融商品及びサービス市場は発展を続けております。当企業グループの事業の成功はオンライン証券サービス、インターネット・バンキング、インターネットを使った個人向け保険商品並びに保険サービス等インターネット商品及びサービスの利用が継続的に増加するかどうか大きく影響されます。この成長が実現されない場合、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。国内の個人顧客がインターネット商品及びサービスを敬遠する場合、セキュリティあるいは個人情報に関する懸念、サービスの質の一貫性の欠如、金融商品の取引をインターネット上で行うことに伴う困難さ等がその要因として考えられます。

4) 当企業グループにおける合併契約の締結、提携の相手先企業に対する法的規制若しくは財務の安定性における変化、又は双方の経営文化若しくは経営戦略における変化

当企業グループは国内外の複数の企業と合併事業を運営又は提携を行っております。これらの事業の成功は相手先企業の財務及び法的安定性に左右されることがあります。合併事業を共同で運営する相手先企業に当企業グループが投資を行った後に、相手先企業のいずれかの財政状態が何らかの理由で悪化した場合又は相手先企業の事業に関わる法制度の変更が原因で事業の安定性が損なわれた場合、当企業グループは合併事業若しくは提携を想定どおりに遂行できない、追加資本投資を行う必要に迫られる、又は事業の停止を余儀なくされる可能性があります。同様に、当企業グループと相手先企業との間の経営文化や事業戦略上の重大な相違が明らかになり、合併又は提携契約の締結を決定した時点における前提に大幅な変更が生じる可能性があります。合併事業や提携事業が期待した業績を達成できなかった場合、又は提携に関して予め想定しなかった事象が生じた場合、これらの合併事業又は提携事業の継続が困難となる可能性があります。合併事業又は提携事業が順調に進まなかった場合には、当企業グループの評判の低下や、経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

5) 風評リスク

当企業グループの事業分野は安心、安定と顧客の信頼が最も重要とされる業界であることから、当企業グループは投資家からの低評価や風評リスクの影響を受けやすい状況にあります。当企業グループ又は当企業グループのファン、商品、サービス、役職員、合併事業のパートナー及び提携企業に関連して、その正誤にかかわらず不利な報道がなされた場合、又は本項に記載されたリスク要因のいずれかが顕在化した場合、顧客及び顧客からの受託のいずれか一方又は両方の減少につながる可能性があります。当企業グループの事業運営は役職員、合併事業のパートナー企業及び提携企業に依存しております。役職員、合併事業のパートナー企業及び提携企業によるいかなる行為、不正、不作為、不履行、及び違反も相互に関連し合うことで、当企業グループに関する不利な報道につながる可能性があります。この場合、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

また、当企業グループの業容拡大や知名度向上に伴い、当企業グループの商号等を騙った詐欺又は詐欺的行為が発生しており、当企業グループに非がないにも関わらず、風評被害を受ける可能性があります。この場合、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

6) 事業再編と業容拡大に係るリスク

当企業グループは「Strategic Business Innovator = 戦略的事業の革新者」として、常に自己進化（「セルフエボリューション」）を続けていくことを基本方針の一つとしております。

今後もグループ内の事業再編に加えて、当企業グループが展開するコアビジネスとのシナジー効果が期待できる事業のM&A（企業の合併及び買収）を含む積極的な業容拡大を進めてまいります。これらの事業再編や業容拡大等がもたらす影響について、当企業グループが予め想定しなかった結果が生じる可能性も否定できず、結果として当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

当企業グループは適切な投資機会、提携企業、又は買収先企業を見つけることができない可能性があるほか、これらについて適切に見つけることができた場合でも、商取引上許容し得る条件を満たさない、又は取引を完了することができない可能性があります。企業買収に関しては、内部運営、流通網、取扱商品、又は人材等の面で買収先企業及び事業を現存の事業に統合することが困難である可能性があり、こうした企業買収によって期待される成果が得られない可能性があります。買収先企業の利益率が低く、効率性向上のためには大幅な組織の再編を必要とする可能性や、買収先企業のキーパーソンが提携に協力しない可能性があります。買収先企業の経営陣の関心の分散、コストの増加、予期せぬ事象や状況、賠償責任、買収先企業の事業の失敗、投資価値の下落、及びのれんを含む無形資産の減損といった数多くのリスクを有し、それらの一部又は全部が当企業グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。企業買収や投資を行う際に、当企業グループが関連する監督官庁と日本国又は当該国政府のいずれか一方又は双方から予め承認を得る必要がある場合、必要な時期に承認を得られない、又は全く得られない可能性があります。また、海外企業の買収によって当企業グループには為替リスク、買収先企業の事業に適用される現地規制に係るリスク、及びカントリーリスクが生じます。これらリスクが具現化した場合、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

また、これら事業再編や業容拡大は、その性質上、多額の資金を必要とすることがあり、資本市場における株式交換を含むエクイティファイナンスのほか、金融機関からの借入や社債の発行等により資金調達する場合があります。なお、これら多額の資金を負債で調達した場合は、当企業グループの信用格付の引き下げ等により、資金調達コストが増大する可能性があります。これらの結果、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

7) 新規事業への参入に係るリスク

当企業グループは「新産業クリエイターを目指す」という経営理念のもと、21世紀の中核的産業の創造及び育成を積極的に展開しております。かかる新規事業が当初予定していた事業計画を達成できず、初期投資に見合うだけの十分な収益を将来において計上できない場合、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。さらに、これら新規事業において新たな法令の対象となる、又は監督官庁の指導下に置かれる可能性があります。これら適用される法令、指導等に関して何らかの理由によりこれらに抵触し、行政処分又は法的措置等を受けた場合、当企業グループの事業の遂行に支障をきたし、結果として当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

8) 金融コングロマリットであることに係るリスク

当企業グループは金融庁組織規則に規定される金融コングロマリットに該当しております。そのため、リスク管理態勢やコンプライアンス態勢の更なる強化を図り、グループの財務の健全性及び業務の適切性を確保しております。しかしながら、何らかの理由により監督官庁から行政処分を受けた場合には、当企業グループの事業の遂行に支障をきたす可能性や、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

9) 投資有価証券に係るリスク

当企業グループは、関連会社への投資を含む多額の投資有価証券を保有しております。そのため、株式市場及び債券市場の状況によって、かかる投資有価証券の評価損計上等による損失が生じた場合、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

10) 訴訟リスク

当企業グループには各事業分野において、事業運営に関する訴訟リスクが継続的に存在します。訴訟本来の性質を考慮すると係争中又は将来の訴訟の結果は予測不可能であり、係争中又は将来の訴訟のいずれかひとつでも不利な結果に終わった場合、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

11) リスク管理及び内部統制に係るリスク

当企業グループはリスク管理及び内部統制のシステム及び実施手順を整備しております。これらのシステムには経営幹部や職員による常時の監視や維持、又は継続的な改善を必要とする領域があります。かかるシステムの維持を効果的かつ適切に行おうとする努力が十分でない場合、当企業グループは制裁や処罰の対象となる可能性があります。結果として当企業グループの経営成績及び財政状態や評判に影響を与える可能性があります。

当企業グループの内部統制システムはいかに緻密に整備されていたとしても、その本来の性質により判断の誤りや過失による限界を有しております。したがって、当企業グループのリスク管理及び内部統制のためのシステムは、当企業グループの努力にかかわらず、効果的かつ適切である保証はありません。また、内部統制に係る問題への対処に失敗した場合、当企業グループ及び従業員が捜査、懲戒処分、さらには起訴の対象となる可能性、当企業グループのリスク管理システムに混乱をきたす可能性、又は当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

12) 資金の流動性に係るリスク

当企業グループは、事業資金を資本市場におけるエクイティファイナンスのほか、金融機関からの借入や社債の発行等により調達しております。世界経済の危機による金融市場の悪化と、それに伴う金融機関の貸出圧縮を含む世界信用市場の悪化により、有利な条件で資金調達を行うことが難しい、あるいは全くできない状況に直面する可能性があります。また、当企業グループの信用格付が引下げられた場合、外部からの資金調達が困難になり、当企業グループは、資金調達が制約されるとともに、調達コストが増大する可能性があります。この場合、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

13) デリバティブに係るリスク

当企業グループは、投資ポートフォリオの価格変動リスクを軽減し、金利及び為替リスクに対処するためデリバティブ商品を活用しております。しかし、こうしたデリバティブを通じたリスク管理が機能しない可能性があります。また、当企業グループとのデリバティブ契約の条件を契約相手が履行できない可能性があります。その他、当企業グループの信用格付が低下した場合、デリバティブ取引を行う能力に影響を与える可能性があります。

また、当企業グループは、その一部で行うデリバティブ商品を含む取引活動によって損失を被り、結果として当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

14) 当社の収益は、その一部を子会社及び関連会社からの配当金に依存しております

当社は、債務返済を含む支払義務履行のための資金の一部を、子会社やその他の提携先企業、投資先企業等からの配当金、及び分配等に依存しております。契約上の制限を含む規則等の法的規制により、当企業グループと子会社及び関連会社との間の資金の移動が制限される可能性があります。かかる子会社及び関連会社のなかには、取締役会の権限により当該会社から当企業グループへの資金の移動を禁ずる、又は減ずることが可能であり、特定の状況下ではそうした資金の移動全ての禁止が可能となるような法令の対象となっているものがあります。これらの法令によって当企業グループが支払義務を果たすための資金調達に困難になる可能性があります。この場合、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

15) キーパーソンへの依存

当企業グループの経営は、当社代表取締役執行役員社長である北尾吉孝とその他のキーパーソンのリーダーシップに依存しており、現在の経営陣が継続して当企業グループの事業を運営できない場合、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。キーパーソンの喪失に対処するために経営陣が採用する是正措置が直ちに、あるいは効果を現さない可能性があります。

16) 従業員に係るリスク

当企業グループは、高度な技能を持ち、当企業グループの経営陣の下で働く要件を満たしていると当企業グループが判断した人材を採用しておりますが、今後継続的に高度な技能を持ち、必要とされる能力と技術を有する人材の採用ができない場合には、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

17) 商標権等の様々な知的財産権に係るリスク

当企業グループが行う事業には、商標権、特許権、著作権等の様々な知的財産権、特に「SBI」の商標が関係しております。当企業グループが所有し事業において利用するこれらの知的財産権の保護が不十分な場合や、第三者が有する知的財産権の適切な利用許諾を得られない場合には、技術開発やサービスの提供が困難となる可能性があります。また、当企業グループが第三者の知的財産権を侵害したとする訴訟の対象となる可能性があります。特に特許権関連の知的財産権については関連コストが増加する可能性があり、その場合、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

18) 法令及び会計基準の施行又は改正に係るリスク

法令の施行又は改正が顧客、借り手、構成企業、資金源に影響を及ぼすとともに当企業グループの事業の運営方法、国内外で提供している商品及びサービスにも影響を与える可能性があります。かかる法令の施行又は改正は予測不可能な場合があり、結果として、当企業グループの事業活動、経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

当企業グループの資金又は事業の一部に関連する規制機関による承認や登録免除の撤回又は修正がなされた場合、かかる資金がいずれの管轄下にあるものでも、当企業グループの特定事業の停止、又は事業運営方法の変更を余儀なくされる可能性があります。同様に、一人又は複数の個人の免許又は承認が取り消された場合、それまで当該個人が果たしてきた役割の遂行が困難になることが考えられます。規制対象活動を権限のないものが実施することで、当該事業活動を実施する過程で法的強制力のない契約を交わす可能性等、当企業グループの事業運営に様々な影響を与えることがあります。

会計基準の施行又は改正がなされた場合、当企業グループの事業が基本的に変わらない場合であっても、当企業グループが経営成績及び財政状態を記録する方法に重要な影響を与える可能性があります。結果として当企業グループの事業活動、経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

19) 繰延税金資産に関するリスク

財務諸表と税務上の資産負債との間に生じる一時的な差異にかかる税効果については、当該差異の解消時に適用される法定実効税率を使用して繰延税金資産を計上しております。

このため税制改正等により法定実効税率が変動した場合には繰延税金資産計上額が減少又は増加し、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

評価性引当額は、将来税務上減算される一時差異及び繰越欠損金などについて計上した繰延税金資産のうち、実現が不確実であると考えられる部分に対して設定しております。繰越欠損金については、回収可能な金額を限度として繰延税金資産を計上することが認められており、当企業グループにおける繰延税金資産も回収可能性を前提に計上しております。

将来の税金の回収予想額は、当企業グループ各社の将来の課税所得の見込み額に基づき算出されます。評価性引当額差引後の繰延税金資産の実現については、十分な可能性があると考えておりますが、将来の課税所得の見込み額の変化により、評価性引当額が変動する場合があります。この場合、繰延税金資産計上額が減少又は増加し、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

20) 保険による補償範囲に係るリスク

事業リスクの管理のため、当企業グループは保険をかける場合があります。しかし、こうした保険契約に基づいて全ての損失について、全額が必要な時期に補償されるという保証はありません。加えて、地震、台風、洪水、戦争、及び動乱等による損失等、保険をかけることが一般的に不可能な種類の損失もあります。構成企業のうちいずれか1社でも保険で補償されない、又は補償範囲を超える損失を被った場合、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

21) 過去の業績に基づく将来の予測について

過去の財務情報は、必ずしも将来の当企業グループの経営成績及び財政状態を表すものではありません。事業分野の一部で成長が滞る可能性がある一方、新規事業への参入が成功しない可能性もあります。かかる新規事業が当初期待した速さ又は規模で成長できない可能性、当企業グループの業容拡大戦略が期待した成果を上げられない可能性、及び将来の新規事業や資産を既存の事業運営と統合できない可能性があります。その場合、当企業グループの事業、経営成績及び財政状態に支障あるいは影響を与える可能性があります。

22) 日本又は当企業グループが事業を行う他の市場において、地震等の自然災害、テロによる攻撃又は他の災害により重大な損失を被る可能性があります

当企業グループの資産の相当部分は日本国内にあり、当社純資産の相当部分は日本国内における事業から生じております。当企業グループの海外事業には、同様のあるいは他の災害リスクがあります。日本国内あるいは海外において、当企業グループの事業ネットワークに影響する大きな災害、暴動、テロによる攻撃あるいは他の災害は、当社の資産に直接的な物理的被害を与えないとしても、当社の事業を混乱させる可能性があります。これら災害の影響を受けた地域や国における重大な経済の悪化を引き起こした結果、当企業グループの事業、経営成績及び財政状態に支障あるいは影響を与える可能性があります。

23) 海外における投資、事業展開、資金調達、及び法規制等に伴うリスク

当企業グループは、海外における投資や事業展開を積極的に進めております。これら投資や事業展開においては、為替リスクだけではなく、現地における法規制を含む諸制度、取引慣行、経済事情、企業文化、消費者動向等が日本国内におけるものと異なることにより、日本国内における投資や事業展開では発生することのない費用の増加や損失計上を伴うリスクがあります。海外における投資や事業展開にあたってはこれに伴うリスクを十分に調査や検証した上で対策を実行しておりますが、投資時点や事業展開開始時点で想定されなかった事象が起こる可能性があり、この場合、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

また、当社の株主構成は外国人株主の比率が高く、当社の意図とは関係なく結果的に海外における資金調達を行なっているということとなる可能性もあり、その結果、外国の法規制、特に投資家保護のための法規制の影響を受け、その対応のための費用増加や事業における制約等を受ける可能性があります。また、今後は為替リスク回避等を目的として、海外における金融機関からの借入や社債の発行等による資金調達が増加する可能性もあります。これら海外における資金調達を行う場合には、これに伴うリスクを十分に調査や検証した上で実行しておりますが、資金調達時点で想定されなかった事象が起こる可能性もあります。これらの結果、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

さらに、英国Bribery Act 2010や米国The Foreign Corrupt Practices Act等のように、当企業グループの海外拠点等所在地における法規制等で、その適用が日本国内を含む他の国における当企業グループ拠点にも及ぶものがあります。これら法規制等については事前に十分な調査や検証を行いこれら法規制に抵触しないように対応しておりますが、判例等が乏しいため、現時点では想定できない事象により、これら法規制に抵触する可能性もあります。この場合、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

24) 政府の公式情報源及びその他のデータから入手する情報について、事実及び統計の正確性を保証することはできません

日本、日本経済、金融セクター（金融サービス業を含む）、及び当社業務が属する他のセクターに関する事実及び統計は、公式な政府及び他の業界の情報源から入手しており、通常は信頼できるものと考えられます。しかしながら、当社はそれらの情報の質と信頼性を保証することはできません。当社はこれらの情報源から入手した事実及び統計の正確性と網羅性についての事実表明は行いません。さらに、これらの情報源が他の事例と同じ基準又は同程度の正確性や網羅性を伴った事実や数値を明言あるいは集成しているという保証はありません。全ての事例において、これらの事実や統計を過度に信頼すべきではありません。

25) 反社会的勢力との取引に関するリスク

当企業グループは、反社会的勢力との関係が疑われる者との取引を排除すべく、新規の取引に先立ち、反社会的勢力との関係に関する情報の有無の確認や反社会的勢力ではないことの表明及び確約書の締結をするなど、反社会的勢力とのあらゆる取引を排除すべく必要な手続きを行っています。しかしながら、当企業グループの厳格なチェックにもかかわらず、反社会的勢力との取引を排除できない可能性があります。このような問題が認められた場合、その内容によっては、監督官庁等より業務の制限または停止や課徴金納付命令等の処分・命令を受ける可能性があります、当企業グループの社会的な評判が低下する可能性もあります。

<金融サービス事業に係るリスク>

・証券関連事業に係るリスク

1) 証券関連事業に影響を与える事業環境の変化による影響

株式の委託売買手数料は証券関連事業における主な収益源の一つであり、株式市場の取引高及び売買高等の動向に強い影響を受けます。株式市場の取引高及び売買高は企業収益、為替動向、金利、国際情勢、世界主要市場の変動、又は投資家の心理等の様々な要因の影響を受け、株価が下がると一般的には取引高が縮小する傾向があります。今後、株式市場が活況を続ける保証はなく、株価の下落とともに取引高が減少した場合、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

また、日本政府、特定の外国政府及び各金融商品取引所等は金融及び証券市場に係る制度改革を推し進めており、これら制度改革等の内容によっては当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

2) 信用リスク

国内株式の信用取引は証券関連事業における主な収益源の一つですが、同取引においては顧客への信用供与を行っており、顧客が信用取引で損失を被る、あるいは代用有価証券の担保価値が下落する等した場合に、顧客が預託する担保価値が十分でなくなる可能性があります。また、信用取引にかかる資金調達は主に証券金融会社からの借入により行っておりますが、証券市況の変化に伴い、これら借入のために証券金融会社に差入れた有価証券等の担保価値も変動するため、担保価値が下落した場合、追加の担保の差入れを求められることがあり、そのために必要な資金は独自に確保する必要があります。この場合、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

当企業グループは、顧客から借入れた株式を他のブローカー・ディーラーに貸付ける場合があります。株式の時価が急激に変化し、株式の貸付先が決済不履行した場合、当企業グループは、損失を被る場合があります。株式市場における変動は、貸株取引を行っている当事者が決済不履行となるリスクをもたらす場合があります。また、当企業グループが貸株業務における顧客基盤を拡充することができず、株式の貸付先である他の証券会社と良好な関係を維持できない場合、当企業グループの評判、経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

また、店頭外国為替証拠金取引は、定められた額の証拠金を担保として預託して行う取引であります。そのため、顧客は証拠金の額に比して多額の利益を得ることもありますが、逆に預託した証拠金以上の多額の損失を被ることがあります。外国為替市況の変動に伴い、預託されている証拠金を超える損失が発生した場合において、その総額又は発生件数によっては、無担保未収入金の増加により貸倒損失が発生する、あるいは貸倒引当金の追加計上が必要になる等、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

3) 為替変動及びカウンターパーティリスク

当企業グループは、顧客に対する当企業グループのポジションの為替変動等をヘッジするために行う店頭外国為替証拠金取引において、カウンターパーティリスクに直面する場合があります。当該カウンターパーティがシステム障害や業務又は財務状況の悪化等の不測の事態に陥った場合には、顧客に対するポジションのリスクヘッジが実行できないおそれがあり、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

4) 引受リスク

当企業グループは収益源の多様化を図るため、株式等の引受業務及び募集業務にも注力しておりますが、引受けた有価証券を販売することができない場合には引受リスクが発生します。有価証券の価格動向によっては、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。また、特に新規公開株式の引受業務において、当企業グループが主幹事証券として引受業務を行う企業が、新規上場する過程又はその後に評価が低下するような事態が発生した場合には、当企業グループの評価が影響を受け、引受業務の推進に支障をきたす等、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

5) 私設取引システム（P T S）運営事業に係るリスク

当企業グループが提供する私設取引システム（「ジャパンネクストP T S」）は、複数の証券会社がシステム接続する本格的な取引所外電子取引市場です。しかしながら、システム障害、決済不能若しくは遅延、又は取引参加証券会社の破綻等の不測の事態により市場運営が困難になった場合には、投資家や取引参加証券会社等の当該私設取引システムに対する信頼性と安全性に対する信頼が損なわれ、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

6) 証券関連事業における競合について

株式等の委託売買業務を行う証券会社間の競争は激化しております。自由化の進展に伴う他業種からの新規参入、外資系企業の国内新規参入に加えて、大手証券会社のオンライン証券業務の強化等、より厳しい競争が予想されます。また、店頭外国為替証拠金取引事業においても、当事業を行う金融商品取引業者間の競争が激化しております。また、これら競争の激化に伴い、新たに顧客を獲得するために必要な1口座当たりの限界費用が増加することもあります。この場合、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

また、私設取引システム運営事業においては、当企業グループの私設取引システムを利用している投資家の利便性向上を図っております。しかし、他社の運営する私設取引システムと比較して優位性が失われた場合には取引が低迷し、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

7) 証券関連事業における法的規制について

① 金融商品取引業登録等

当企業グループの一部の構成企業は金融商品取引業を営むため、金融商品取引法に基づく金融商品取引業の登録を受けており、金融商品取引法、及び同法施行令等の関連法令の適用を受けております。また、東京証券取引所、大阪取引所、名古屋証券取引所、福岡証券取引所、及び札幌証券取引所の総合取引参加者等であるほか、金融商品取引法に基づき設置された業界団体である日本証券業協会及び(社)金融先物取引業協会の定める諸規則にも服しております。当企業グループ及びその役職員がこれら法令等に違反し、登録等の取消し、又は改善に必要な措置等を命じる行政処分が発せられた場合等には、当企業グループの事業の遂行に支障をきたし、あるいは経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

② 自己資本規制比率

第一種金融商品取引業者には、金融商品取引法及び金融商品取引業等に関する内閣府令に基づき、自己資本規制比率の制度が設けられております。自己資本規制比率とは、固定化されていない自己資本の額の、保有する有価証券の価格変動その他の理由により発生し得るリスク相当額の合計に対する比率をいいます。当該金融商品取引業者は自己資本規制比率が120%を下回ることのないようにしなければならず、金融庁長官は当該金融商品取引業者に対しその自己資本規制比率が120%を下回るときは、業務方法の変更等を命ずること、また100%を下回るときは3ヶ月以内の期間、業務の停止を命ずることができ、さらに業務停止命令後3ヶ月を経過しても100%を下回り、かつ回復の見込みがないと認められるときは当該金融商品取引業者の登録を取り消すことができるとされております。また、当該金融商品取引業者は四半期ごとにこの自己資本規制比率を記載した書面を作成し、3ヶ月間全ての営業所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならず、これに違反した場合には罰則が科されます。

③ 顧客資産の分別管理及び投資者保護基金

金融商品取引業者は、顧客資産が適切かつ円滑に返還されるよう顧客から預託を受けた有価証券及び金銭につき、自己の固有財産と分別して管理することが義務付けられております。ただし、信用取引により買付けた株券等及び信用取引によって株券等を売付けた場合の代金については、このような分別管理の対象とはなっていません。また、有価証券関連業を行う金融商品取引業者は投資者保護のために、金融商品取引法に基づき内閣総理大臣が認可した投資者保護基金に加入することが義務付けられており、当企業グループは日本投資者保護基金に加入しております。投資者保護基金の原資は基金の会員である金融商品取引業者から徴収される負担金であり、日本投資者保護基金は、基金の会員金融商品取引業者が破綻した場合には投資家が破綻金融商品取引業者に預託した証券その他顧客の一定の債権について上限を顧客一人当たり10百万円として保護することとなっております。そのため、基金の積立額を超える支払いが必要な会員金融商品取引業者の破綻があった場合、当企業グループを含む他の会員金融商品取引業者は臨時拠出の負担を基金から求められる可能性があります。この場合、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

④ 金融商品販売法及び消費者契約法

金融商品の販売等に関する法律は、金融商品の販売等に際して顧客の保護を図るため、金融商品販売業者等の説明義務及びかかる説明義務を怠ったことにより顧客に生じた損害の賠償責任並びに金融商品販売業者等が行う金融商品の販売等に係る勧誘の適正を確保するための措置について定めております。

また、消費者契約法は、消費者契約における消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差に着目し、一定の場合に消費者が契約の効力を否定することができる旨を規定しております。当企業グループでは、かかる法律への違反がないよう、内部管理体制を整備しております。これらの違反が発生した場合には損害賠償責任が生ずるとともに、顧客からの信頼が失墜する等、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

⑤ 外国為替証拠金取引の証拠金倍率規制について

外国為替証拠金取引については、2010年8月1日より段階的に証拠金倍率を引き下げることが金融庁より公表され、2011年8月1日にさらに証拠金倍率が引き下げられました。今後さらに証拠金倍率が引き下げられる場合、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

8) 証券関連事業に影響を与えるシステムリスク

当企業グループはインターネットを主たる販売チャネルとしているため、オンライン取引システムの安定性を経営の最重要課題と認識しており、そのサービスレベルの維持向上に日々取り組んでおります。しかしながら、オンライン取引システムに関しては、ハードウェア及びソフトウェアの不具合、人為的ミス、通信回線の障害、コンピュータウィルス、並びにサイバーテロのほか、自然災害等によってもシステム障害が発生する可能性があります。当企業グループでは、かかるシステム障害リスクに備え、365日24時間体制の監視機能、基幹システムの二重化、及び複数拠点におけるバックアップサイト構築等の対応を実施しておりますが、これらの対策にもかかわらず何らかの理由によりシステム障害が発生し、かかる障害への対応が遅れた場合、または適切な対応ができなかった場合には、障害によって生じた損害について賠償を請求され、当企業グループのシステム及びサポート体制に対する信頼が低下し、結果として相当数の顧客を失う等の影響を受ける可能性があります。また、口座数及び約件件数の増加を見越して適時適切にシステムの開発及び増強を行ってまいりますが、口座数及び約件件数がその開発及び増強に見合って増加しない場合、システムの開発及び増強に応じて減価償却費及びリース料等のシステム関連費用が増加するため、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

9) 証券関連事業における顧客情報のセキュリティについて

不正な証券取引注文、重要な顧客データの漏洩又は破壊が起こった場合は、賠償責任を負う場合があります、それが当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。また、個人情報の保護に関する法律への違反が発生した場合又は顧客データの漏洩若しくは破壊が発生した場合には、顧客からの信頼が失墜する等負の結果が生じ、それによって当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

・その他の金融サービス事業に係るリスク

1) その他の金融サービス事業における技術革新への対応について

当企業グループの事業は主にインターネットを利用してサービスを提供しているため、インターネットとその関連技術に精通し続けることが当企業グループの成長には不可欠であります。また、IT関連業界は技術革新が継続しており、新技術の登場により業界の技術標準又は顧客の利用環境が変化します。これら新技術への対応が遅れた場合、当企業グループの提供するサービスが陳腐化又は不適応化し、業界内での競争力低下を招く可能性があります。もし今後技術環境における変化への対応が遅れた場合は、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。また、重要な技術変革に対応するために新たな社内体制の構築及びシステム開発等の費用負担が発生する場合があります。この場合、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

2) その他の金融サービス事業における競争について

インターネットを使った金融、保険、及びローン等の金融商品の比較並びに検索市場の運営については、初期の設備投資が比較的少額で済むこと及び人件費が比較的少額であること等から市場参入企業が増加しており、本事業の競争が激化しております。今後これらの分野において競合他社が増加することにより当企業グループのウェブサイト利用者は減少し、収益を押し下げた場合、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

3) 銀行業に係るリスク

銀行業においては、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、コンプライアンスリスク、事務リスク、システムリスク、情報セキュリティリスク、外部委託にかかるリスク、イベントリスク、風評リスク、自己資本比率悪化リスク、事業戦略リスク、及び規制変更リスク等の広範なリスクへの対応が必要となります。態勢整備が不十分であった場合、当企業グループの事業の遂行に支障をきたす可能性があります。

当該事業は、債券、証券化・流動化商品、デリバティブ取引などの金融商品等への投資を行っております。また、預金・貸出金等の長短金利ギャップに伴う金利リスクを抱えております。そのため、リスク限度の設定、損失額についての損失限度の設定や、個別商品への投資上限の設定等を行い、厳格なリスク管理体制を整備しております。しかしながら、金融市場動向や景気動向等により、予想を超えて金利等の各種経済条件が大幅に変動した場合、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

4) 保険業に係るリスク

保険業においては、保険引受リスク、市場関連リスク、信用リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスク、情報漏洩リスク、法務リスク、及び災害リスク等の広範なリスクへの対応が必要となります。そのためリスク管理態勢の改善を続けておりますが、態勢整備が不十分であった場合、当企業グループの事業の遂行に支障をきたす可能性があります。また、当該事業が当初予定していた事業計画を達成できず、初期投資に見合うだけの十分な収益を将来において計上できない場合、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

生命保険業においては、保険料設定時の想定を超えて、社会・経済情勢の変化により死亡率・罹患率が上昇した場合等に、追加で保険金・責任準備金等の費用負担が発生し、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

なお、損害保険業においては、自動車保険の保有契約件数が順調に伸びているものの、会計上、保険料売上の計上と同時に未経過分の保険料を責任準備金として費用計上する必要があるため、契約件数が伸びているうちは費用が先行する傾向にあります。今後も医療保険や他社火災保険の取り扱い、及び事業費の圧縮等の収益性の向上に努めてまいります。費用を先行して計上すること等により、ソルベンシー・マージン比率の維持のための追加出資等が必要となり、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

5) その他の金融サービス事業に影響を与える法的規制について

当該事業を行うためには、貸金業法、銀行法、保険業法、及び同各法の関係法令、並びに保険業法等における許認可又は届出が必要です。何らかの理由によりこれら必要とされる認可又は登録のいずれかが取消処分を受けた場合、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

6) その他の金融サービス事業に影響を与えるシステムリスク

当該事業はコンピュータシステムに依存する部分が多いため、地震や水害等の大規模広域災害、火災等の地域災害、コンピュータウィルス、電力供給の停止、通信障害、通信事業者に起因するサービスの中断、又は予測不可能なシステム障害により顧客へのサービスが遅延、中断又は停止する場合、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

7) その他の金融サービス事業における顧客情報のセキュリティについて

個人情報の保護に関する法律への違反や個人情報の漏洩事件等が発生した場合、顧客からの信用を失う可能性があります。法的な、あるいはその他のコストが発生する可能性があります。これらのコストはいずれも、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

8) 金融サービスのシステム開発・運用・保守等の事業に係るリスク

当該事業では、主に受託開発並びに運用及び保守業務等を行っておりますが、IT関連業界は技術革新が継続しており、新技術の登場により業界の技術標準又は顧客の利用環境が変化します。これら新技術への対応が遅れ、当企業グループの提供するサービスが陳腐化又は不適応化し、業界内での競争力低下を招く等により、これらの事業が当初予定していた事業計画を達成できず、初期投資に見合うだけの十分な収益を将来において計上できない場合、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

<アセットマネジメント事業に係るリスク>

1) アセットマネジメント事業における事業環境の変化等による影響

当企業グループ及び当企業グループが運営する投資事業組合等が行う投資事業については、保有株式の売却によるキャピタルゲインや投資事業組合等管理収入が主な収益源であります。これらは政治、経済又は産業等の状況や、新規公開市場を含む株式市場全般の動向に大きく影響を受けます。当該事業においてはこれら当企業グループがコントロールできない外部要因によって業績が変動し、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

2) 当企業グループが運営する投資事業組合等における外部投資家に係るリスク

ファンドの運用成績が不調の場合、既存又は新規の外部投資家からの新規資金調達が困難になる場合があります。また、既存の外部投資家が、流動性の低下、財務の健全性の低下、又は財務上困難な状況となる場合、当企業グループが既存の投資家からの出資約束金額を利用できなくなる場合があります。当企業グループのアセットマネジメント事業における新規ファンドの募集が困難となる場合は、当初予定していたとおりファンドを運用できなくなる可能性があり、その結果、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

3) 投資リスク

当企業グループ及び当企業グループが運営する投資事業組合等からの投資先企業には、ベンチャー企業や事業再生中の企業が多く含まれます。これらの企業は、その将来見通しにおいて不確定要因を多く含み、今後発生し得る様々な要因により、これら投資先企業の業績が変動する可能性があります。かかる要因には、急激な技術革新の進行や業界標準の変動等による競争環境の変化、優秀な経営者や社員の維持及び確保、並びに財務基盤の脆弱性の他に、投資先企業からの未開示の重要情報等に関するものを含みますが、これらに限定されるわけではありません。

また、当企業グループが投資しているいくつかの事業は、本質的に投機的及びリスクのある業種において行われているものです。このような不確実性を伴う投資リスクは結果として損失となり、その結果、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

4) 為替リスク

当企業グループ及び当企業グループが運営する投資事業組合等が、外貨建ての投資を行う場合には為替変動リスクを伴います。投資資金回収の時期や金額が不確定であるため、為替レートの変動が当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

5) 海外投資リスク

当企業グループ及び当企業グループが運営する投資事業組合等が、海外での投資活動を行う場合には、現地において経済情勢の変化、政治的要因の変化、法制度の変更、又はテロ等による社会的混乱等が発生する可能性があります。こうしたカントリーリスクを極小化させたり、完全に回避することは困難であり、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

特に当企業グループのファンドは、中国及びその他のアジア諸国を含む新興市場の企業に対して投資を行っております。数多くの新興市場の国々は経済的にも政治的にも発展途上であり、確固たる基盤を持った証券市場を有していない場合があります。新興市場における企業への投資には高いリスクを伴う可能性があり、また投機的となる場合があります。

将来において、当企業グループのファンドが新興市場において期待されたとおりの運用成績を達成できなかった場合、当企業グループの事業、成長見通し、ファンドの募集、管理報酬等の収入、経営成績及び財政状態等に影響を与える可能性があります。

6) アセットマネジメント事業における競合について

ベンチャー投資や企業再生型の投資事業は新規参入を含め競合が激しく、国内外の金融機関や事業会社等による多数のファンドが設定される状況下、当企業グループの競争力が将来にわたって維持できる保証はありません。また、画期的な新規サービスを展開する競合他社の出現や競合先同士の合併、連携その他の結果、当企業グループが企図する十分な規模のファンドの募集を実施できない、あるいは投資実行において十分な収益を獲得できる有望な投資先企業の発掘ができない可能性があります。この場合、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

7) アセットマネジメント事業に影響を与える法的規制について

当企業グループが運営する投資事業組合等は、その運営において金融商品取引法、貸金業法、会社法、民法、投資事業有限責任組合契約に関する法律、及びその他国内外の法令の対象となっており、これらを遵守する必要があります。また、当企業グループ内には、投資信託委託会社として金融商品取引法に基づき投資運用業及び投資助言・代理業の登録を行っている会社があります。今後これら金融商品取引法及びその関連法令等に関し改正が行われた場合又は何らかの理由によりこれらの登録の取消処分を受けた場合には、当該事業の業務遂行に支障をきたすとともに当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

8) 海外における銀行業に係るリスク

海外における銀行業においても、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、コンプライアンスリスク、事務リスク、システムリスク、情報セキュリティリスク、外部委託にかかるリスク、イベントリスク、風評リスク、自己資本比率悪化リスク、事業戦略リスク、及び規制変更リスク等の広範なリスクへの対応が必要となります。態勢整備が不十分であった場合、当企業グループの事業の遂行に支障をきたす可能性があります。また、当該事業が予定していた事業計画を達成できず、投資に見合うだけの十分な収益を将来において計上できない場合、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。さらに、現地において自己資本比率規制等が適用されており、当該比率が悪化した場合、現地当局から様々な規制及び命令を受けることになります。その場合、業務が制限されること等により、顧客に対して十分なサービスを提供することが困難となり、その結果、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。また、このような事態を避けるため、当企業グループからの追加出資等が必要となる可能性があります、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

<バイオ関連事業に係るリスク>

1) バイオ関連事業全般に係るリスク

当該事業において主に一般用医薬品の研究開発に注力しておりますが、当企業グループの研究開発努力が商業的に成功する製品の開発又は画期的な製造技術の開発につながる、あるいはこれらの研究プロジェクトが当初予定していたとおりの業績をもたらすという保証はありません。当企業グループのバイオテクノロジー製品は多くの場合、販売目的で市場に投入する前に臨床試験を実施する必要があります。この過程には費用及び時間がかかり、その結果は不確実なものです。研究開発及び臨床試験に莫大な時間と費用を費やしたにもかかわらず、開発途中の製品に対して商業販売の認可が下りなかった場合、又はバイオテクノロジー製品に関する製造物責任に関する賠償請求の対象になった場合は、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

2) 投資リスク

当該事業において、提携先等への出資を行っております。そのため、出資先が経営破綻した場合、または出資先株式の評価額が大きく下落した場合、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

3) 為替リスク

当該事業において、医薬品、サプリメントや化粧品の輸出入を行う場合には為替変動リスクを伴います。その場合、為替変動は購入価格や販売価格の設定に影響し、その結果、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

4) バイオ関連事業における競合について

医薬品業界は、国際的な巨大企業を含む国内外の数多くの製薬企業や研究開発機関等により、激しい競争が繰り広げられており、その技術革新は急速に進歩している状態にあります。これらの競合相手の中には、技術力、マーケティング力、財政状態等が当企業グループと比較して優位にある企業が多数あり、当該事業開発品と競合する医薬品について、有効性の高い製品を効率よく生産・販売する可能性があります。したがって、これら競合相手との開発、製造及び販売のそれぞれの事業活動における競争の結果次第で、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

5) バイオ関連事業における法的規制について

医薬品業界は、研究、開発、製造及び販売のそれぞれの事業活動において、各国の薬事法等及び薬事行政指導、その他関係法令等により様々な規制を受けており、当該事業は薬事法をはじめとする現行の法的規制及び医療保険制度、それらに基づく医薬品の価格設定動向等を前提として事業計画を策定しています。しかしながら、当該事業において開発を進めている製品が現実に製品として上市されるまでの間、これらの規制や制度・価格設定動向等が変動しない保証はありません。もしこれらに大きな変動が発生した場合には、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

6) バイオ関連事業における顧客情報のセキュリティについて

個人情報の保護に関する法律への違反や個人情報の漏洩事件等が発生した場合、顧客からの信用を失う可能性があります、法的な、あるいはその他のコストが発生する可能性があります。これらのコストはいずれも、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

<その他の事業に係るリスク>

1) 投資用収益物件の開発と販売を行う事業における事業環境の変化等による影響

不動産物件の保有において、地価動向や賃貸借市場等の不動産市況全体の変動が、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。また、不動産業界に特有の権利関係、地盤地質、構造、若しくは環境等に関する欠陥又は瑕疵が取得後に発覚した場合、当該不動産の価値やキャッシュ・フローに影響を与える可能性があります。さらに、火災、暴動、テロ、地震、噴火、及び津波等の不測の自然災害が発生した場合、当該不動産の価値やキャッシュ・フローに影響を与える可能性があります。

2) 投資用収益物件の開発と販売を行う事業における規制について

投資用収益物件の開発と販売を行う事業においては、その売買若しくは賃貸の代理又は媒介等を行うための宅地建物取引業法に基づく免許を取得しているほか、総合不動産投資顧問業の登録を行っております。また、各種不動産事業の遂行においては、国土利用計画法、建築基準法、都市計画法、不動産特定共同事業法、借地借家法、建設業法、建築士法、労働安全衛生法、及び金融商品取引法等の法的規制等を受けることとなります。また、決済方法に関して、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律、銀行法、及び資金決済に関する法律の法的規制等を受けることとなります。

これら法的規制に関連し、業務改善命令あるいは免許取消処分等を受けた場合には、当該事業の業務の遂行に支障をきたすとともに、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

当期において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

6 【研究開発活動】

当企業グループの当期における研究開発費は8,622百万円であり、このうち8,619百万円はバイオ関連事業における研究開発費であります。

バイオ関連事業においては、生体内に存在するアミノ酸の一種である5-アミノレブリン酸（ALA）を活用した医薬品、化粧品及び健康食品の研究開発や、がん及び免疫分野等における抗体医薬・核酸医薬の研究開発を行っております。当期の研究開発活動につきましては、「第2 事業の状況 7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 （2）当期の経営成績の分析」に記載のとおりであります。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

（1）連結財務諸表の作成における見積もり及び判断の利用

当企業グループの連結財務諸表はIFRSに準拠して作成しております。IFRSに準拠した連結財務諸表の作成において、経営者は、他の情報源から直ちに明らかにならない資産及び負債の帳簿価額について、見積もり、判断及び仮定の設定を行う必要があります。見積もり及びそれに関する仮定は、関係が深いと思われる過去の経験及びその他の要素に基づいております。実績はこれらの見積もりと異なる場合があります。

当企業グループの会計方針については、「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等」の「（1）連結財務諸表 連結財務諸表注記 3 重要な会計方針」に記載のとおりであります。また、当該会計方針のうち、将来に関する仮定及び報告期間末における見積もりの不確実性の要因となる事項で、特に重要性があるものについては、「（1）連結財務諸表 連結財務諸表注記 2 作成の基礎 （4）見積もり及び判断の利用」に記載しております。これらは、当期及び来期以降に資産や負債の帳簿価額に対して重大な調整をもたらすリスクを含んでおります。

（2）当期の経営成績の分析

当期における当企業グループを取りまく事業環境は、国内において、消費増税延期などが好感され緩やかな上昇基調で当初推移していた株式市況が、2016年6月の英国におけるEU離脱の決定を受け大きく下落した一方で、11月の米国大統領選後には、新政権の景気浮揚策への期待から円安・株高が大いに進行するなど、値動きの激しい相場展開となりました。その後、米国の新政権の景気浮揚策への期待が後退したことや、欧州等での政治の先行き不透明感から外国為替相場が緩やかに円高基調へ進んだことで上値の重い展開となったものの、堅調な企業業績などを背景に株式市況は底堅く推移しました。海外においては、米国の新政権の政策動向や金融政策を取り巻く不確実性のほか、中国の経済成長率の低下や中近東における政治的な緊張など地政学的要因等により、主要各国の株式市況は低調に推移しました。このような環境下において、当期の経営成績は、収益が前期比0.1%増加の261,939百万円、税引前利益が前期比17.4%減少の43,139百万円、親会社の所有者に帰属する当期利益が前期比4.9%減少の32,455百万円となりました。

（金融サービス事業）

金融サービス事業の収益は、前期比6.5%増加の176,989百万円、税引前利益は前期比3.8%減少の48,853百万円となりました。

株式会社SBI証券においては、当期末における総合口座数が前期末に比べ約27万6千口座増加の約384万口座となるなど、引き続き堅調に顧客基盤を拡大しております。業績面では、外国為替（FX）取引の拡大から同社におけるトレーディング損益が前期比37.1%増加と好調に推移した一方で、二市場（東京、名古屋）合計の個人株式委託売買代金が前期比16.4%減少したことを受け、同社における委託手数料は前期比9.1%減少し、当期の税引前利益（IFRS）は、前期比12.7%減少の33,043百万円となりました。

SBI損害保険株式会社においては、引き続き自動車保険の保有契約件数が大きく増加していることやコスト削減等から、税引前利益（IFRS）は、前期比46.7%増加の132百万円となりました。

持分法適用会社である住信SBIネット銀行株式会社においては、2017年3月末の口座数は282万7千口座と順調に拡大したほか、預金総残高が4兆61億円となった一方で、保有国債等の時価変動に対して有価証券評価損を計上するなどしたため、同社の持分法による投資利益は、前期比5.9%減少の3,185百万円となりました。

(アセットマネジメント事業)

アセットマネジメント事業の収益は、前期比12.2%減少の80,392百万円、税引前利益は前期比21.0%減少の13,940百万円となりました。当期において、世界的に新規上場社数は減少に転じ、国内の新規上場社数(TOKYO PRO Market上場社数を除く。)は87社となった中で、当事業に係るIPO、M&Aの実績は、国内4社、海外10社の計14社となりました。低調な株式市況や期中における外国為替相場の急激な円高進行などにより、保有銘柄の公正価値評価の変動が業績に影響を与えましたが、2013年3月に連結子会社化し事業再生が終了した韓国の株式会社SBI貯蓄銀行において、正常債権の残高が大幅に伸長し安定的な収益基盤が確立されたことが、当事業全体の業績を下支えしました。

(バイオ関連事業)

バイオ関連事業の収益は、前期比37.5%増加の5,530百万円、税引前利益は9,574百万円の損失(前期は6,572百万円の損失)となりました。当期において損失が拡大した要因は、SBIバイオテック株式会社の子会社である米国Quark Pharmaceuticals, Inc.において2本のフェーズⅢを含む複数の創薬パイプラインが順調に進行中であり、研究開発費が増加したことにあります。他方、SBIバイオテック株式会社単独では、協和発酵キリン株式会社と創薬パイプラインの技術導出契約を締結したことに伴う契約一時金等の計上により、創業以来初となる通期黒字化を達成しました。

また、5-アミノレブリン酸(ALA)関連事業の中核を担うSBIファーマ株式会社においても、糖尿病およびマラリア治療薬の技術導出のほか、膀胱がんの術中診断薬「アラグリオ® 顆粒剤1.5g」の独占販売権の提供に伴う契約一時金の受領により、創業以来初の通期黒字化を達成しました。さらに、SBIアラプロモ株式会社では、ALAを含有した初の機能性表示食品「アラプラス 糖ダウン」を2015年12月に発売したことを機に、ALA関連商品の取扱い店舗数が急増するとともに、直販による定期購入顧客数やRIZAP株式会社との共同開発商品の売上が増加したことなどから、売上高は前期の約2.3倍に急拡大しております。

(3) 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因は、「第2 事業の状況 4. 事業等のリスク」に記載しております。

(4) 戦略的事業展開について

戦略的事業展開については、「第2 事業の状況 3. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (2) 経営環境及び対処すべき課題等」に記載しております。

(5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当期末の総資産は3,850,001百万円となり、前期末の3,126,784百万円から723,217百万円の増加となりました。また、資本は前期末に比べ3,539百万円減少し、415,524百万円となりました。

なお、当期末の現金及び現金同等物残高は391,572百万円となり、前期末の248,050百万円から143,522百万円の増加となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、17,952百万円の支出(前期は32,478百万円の収入)となりました。これは主に、「顧客預金の増減」が87,149百万円の収入及び「税引前利益」が43,139百万円の収入となった一方で、「営業債権及びその他の債権の増減」が105,238百万円の支出及び「営業投資有価証券の増減」が29,362百万円の支出となったこと等の要因によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、2,437百万円の収入(前期は11,179百万円の収入)となりました。これは主に、「投資有価証券の取得による支出」が66,523百万円となった一方で、「投資有価証券の売却及び償還による収入」が62,854百万円及び「貸付金の回収による収入」が7,091百万円となったこと等の要因によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、159,467百万円の収入(前期は76,230百万円の支出)となりました。これは主に、「社債の償還による支出」が74,930百万円及び「長期借入金の返済による支出」が25,574百万円となった一方で、「短期借入金の純増減額」が161,178百万円の収入、「社債の発行による収入」が102,325百万円及び「長期借入による収入」が30,462百万円となったこと等の要因によるものであります。

なお、文中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日(2017年6月29日)現在において当社が判断したものであります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当期の設備投資額は、9,800百万円となりました。

これは主に、金融サービス事業において、顧客数増加による注文件数の増加に円滑に対応するとともに、より幅広いサービスを顧客に提供するため、既存取引システムの増強及び新サービスを提供するためのソフトウェア開発を中心に、8,364百万円の設備投資を実施したことによるものであります。

2【主要な設備の状況】

当企業グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2017年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）					従業員数 (人)
			建物及び 附属設備	器具及 び備品	ソフト ウェア	その他	合計	
本社 (東京都港区)	金融サービス 事業	ソフトウェア 等	1	3	84	0	88	36
	全社	事業所設備及 びパソコン等	163	163	113	25	464	133

(2) 国内子会社

2017年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメン トの名称	設備の 内容	帳簿価額（百万円）					従業 員数 (人)
				建物及 び附属 設備	器具及 び備品	ソフト ウェア	その他	合計	
(株) S B I 証券	本店 (東京都港区)	金融サー ビス事業	ソフト ウェア等	213	1,987	11,591	10	13,801	211
S B I 損害保険(株)	横浜 事務センター (横浜市都筑区)	金融サー ビス事業	ソフト ウェア等	0	33	915	—	948	0

(3) 在外子会社

2017年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメン トの名称	設備の 内容	帳簿価額（百万円）				従業 員数 (人)
				器具及 び備品	ソフト ウェア	その他	合計	
(株) S B I 貯蓄銀行	本社 (韓国ソウル市)	アセット マネジメ ント事業	ソフト ウェア等	445	905	458	1,809	325

上記のほか、主要な賃借設備は、以下のとおりであります。

2017年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間賃借料 又はリース料 (百万円)
提出会社	本社 (東京都港区)	金融サービス事業	建物	41
		全社	建物	556
(株) S B I 証券	本店 (東京都港区)	金融サービス事業	建物	126

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

当期末現在における重要な設備の新設等の計画は次のとおりであります。

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の 内容	投資予定金額		資金調達 方法	着工及び完成予定年月		完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
(株) S B I 証券	東京都港区	金融サー ビス事業	オンライン 証券業務シ ステム	7,002	1,239	自己資金	2016年4月	2018年3月	顧客利便 性の向上

(2) 重要な設備の除却等

当期末現在において、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	341,690,000
計	341,690,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 （株） （2017年3月31日）	提出日現在発行数（株） （2017年6月29日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	224,561,761	224,561,761	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	224,561,761	224,561,761	—	—

（注）「提出日現在発行数」欄には、2017年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

2013年10月17日取締役会決議

	事業年度末現在 (2017年3月31日)	提出日の前月末現在 (2017年5月31日)
新株予約権の数(個)	3,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1	20,645,516	21,128,248
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 2	1,453.1	1,419.9
新株予約権の行使期間 (注) 3	自2013年11月19日 至2017年10月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円) (注) 4	発行価格 1,453.1 資本組入額 727.0	発行価格 1,419.9 資本組入額 710.0
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使は できないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	—	—
代用払込みに関する事項	本新株予約権の行使に際して は、当該本新株予約権に係る 本社債を出資するものとし、 本新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額は、各 本社債の額面金額と同額とす る。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左
新株予約権付社債の残高(百万円)	30,000	同左

(注) 1. 本新株予約権の行使により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転(以下、当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」という。)する当社普通株式の数は、行使された本新株予約権に係る本社債の額面金額の総額を下記(注)2記載の転換価額で除した数とする。但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合は、当該単元未満株式は単元株式を構成する株式と同様の方法で本新株予約権付社債権者に交付され、当社は当該単元未満株式に関して現金による精算を行わない。

2. (1) 本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の額面金額と同額とする。

(2) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価(本新株予約権付社債の要項に定義する。以下同じ。)を下回る価額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(新株予約権の行使及び取得請求権付株式の取得請求権の行使の場合等を除く。)には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割(無償割当てを含む。）・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)等の発行、一定限度を超える配当支払その他一定の事由が生じた場合にも本新株予約権付社債の要項に従い適宜調整される。

3. 2013年11月19日から2017年10月19日の銀行営業終了時（行使請求受付場所現地時間）までとする。

但し、(A)繰上償還の場合は、当該償還日の東京における3営業日前の日の銀行営業終了時（行使請求受付場所現地時間）まで（但し、税制変更等による繰上償還において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、(B)本社債の買入消却がなされる場合は、当社が本社債を消却した時まで、又は(C)本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。

上記にかかわらず、当社の組織再編を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合、組織再編の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

また、上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日（当該暦日が東京における営業日でない場合、東京における当該暦日の翌営業日）が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日（以下、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。）の東京における2営業日前の日（当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における3営業日前の日）（同日を含む。）から当該株主確定日（当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日）（同日を含む。）までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は実務が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

4. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

5. (1)組織再編事由が生じた場合、(i)その時点において（法律の公的又は司法上の解釈又は適用について考慮した結果）法律上実行可能であり、(ii)その実行のための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ(iii)その全体の実行のために当社が不合理であると判断する費用や支出（課税を含む。）を当社又は承継会社等に生じさせることがない限りにおいて、当社は、承継会社等をして、本新株予約権付社債の要項及び信託証書に従って、本新株予約権付社債の債務を承継させ、かつ、承継会社等の新株予約権の交付を実現させるよう最善の努力を尽くすものとする。かかる本新株予約権付社債及び信託証書上の債務の承継及び承継会社等の新株予約権の交付は、当該組織再編の効力発生日に有効となるものとする。但し、新会社が効力発生日又はその直後に設立されることとなる合併、株式移転又は会社分割の場合には当該組織再編の効力発生日後速やかに（遅くとも14日以内に）有効となるものとする。また、当社は、承継会社等の本新株予約権付社債の承継及び承継会社等の新株予約権の交付に関し、承継会社等の普通株式が当該組織再編の効力発生日において日本国内における金融商品取引所において上場されるよう最善の努力を尽くすものとする。

(2)上記(1)に定める承継会社等の新株予約権の内容は、以下の通りとする。

① 交付される承継会社等の新株予約権の数

当該組織再編の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の本新株予約権付社債権者が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

② 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

③ 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編事由を発生させる取引の条件を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して承継会社等が決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は上記(注)2.(2)と同様の調整に服する。

(i)合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編事由を発生させる取引において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編事由に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値（当社の負担で独立のフィナンシャル・アドバイザー（本新株予約権付社債の要項に定義する。以下本③において同じ。）に諮問し、その意見を十分に考慮した上で、当社が決定するものとする。）を承継会社等の普通株式の時価（本新株予約権付社債の要項に定義する。）で除して得られる数に等しい数の承継会社等の普通株式を併せて受領できるようにする。

- (ii) その他の組織再編事由の場合には、当該組織再編の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益（独立のフィナンシャル・アドバイザーに諮問し、その意見を十分に考慮した上で、当社が決定するものとする。）を受領できるように、転換価額を定める。
- ④ 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法
承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。
- ⑤ 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間
当該組織再編の効力発生日又は上記(1)に記載する承継が行われた日のいずれか遅い日から、上記(注)3に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- ⑥ 承継会社等の新株予約権の行使の条件
承継会社等の新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ⑦ 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(i) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
(ii) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(i)記載の資本金等増加限度額から上記(i)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑧ 組織再編事由が生じた場合
上記(1)及び本(2)に準じて取り扱うものとする。
- ⑨ その他
承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。また、承継会社等の新株予約権は承継された本社債とは別に譲渡することができないものとする。

- ② 会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

2014年10月30日及び2014年11月19日取締役会決議

	事業年度末現在 (2017年3月31日)	提出日の前月末現在 (2017年5月31日)
新株予約権の数(個)	38,176	37,572
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1	3,817,600	3,757,200
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 2	1,247	同左
新株予約権の行使期間	自2015年7月1日 至2018年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,262.18 資本組入額 (注) 3	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. (1) 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

- (2) 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. (1) 本新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社が金融商品取引法に基づき提出する2015年3月期に係る有価証券報告書に記載される当社連結財務諸表注記における金融サービス事業のセグメント損益（税引前利益）が500億円以上となった場合にのみ本新株予約権を行使することができる。
- (2) ① 新株予約権者は、上記(1)の行使の条件を満たした場合において、権利行使期間の開始日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額（上記(注)2の定めにより調整された場合には調整後の行使価額とする。以下、本(2)において同じ。）に200%を乗じた価格（1円未満切り捨て）を上回ったときには、普通取引終値が当該価格を最初に上回った日から1年間を経過した日以降、本新株予約権を行使することができないものとする。
- ② 割当日から本新株予約権の行使期間が満了する日までの間に、いずれかの連続する5取引日において東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の平均値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格（1円未満切り捨て）を下回った場合、上記(1)の条件を満たしている場合及び上記①の条件を満たしている場合のいずれの場合でも、本新株予約権を行使することができないものとする。
- (3) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社又は子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要しないものとする。但し、新株予約権者が、当社又は子会社の取締役若しくは監査役を解任された場合又は当社又は子会社から懲戒解雇された場合、当該解任又は解雇の日以降、本新株予約権を行使できないものとする。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (6) 新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人は、当該新株予約権者の死亡の日より1年間経過する日と行使期間満了日（上記(2)の規定により権利行使ができなくなる場合、最終の権利行使可能日）のいずれか早い方の日まで、本新株予約権を行使することができる。
- (7) 上記(6)の規定に関わらず、新株予約権者が死亡した場合において、当社が諸般の事情を考慮の上、当該新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使を書面により承諾したときは、当該相続人は、行使期間満了日（上記(2)の規定により権利行使ができなくなる場合、最終の権利行使可能日）まで本新株予約権を行使することができる。
- (8) 当初本新株予約権の割当てを受けた者から本新株予約権の相続を受けた者につき相続が開始した場合、当該相続の開始日以降、本新株予約権は行使できない。
- (9) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案の上、「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後の行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5)新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。

(6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8)その他新株予約権の行使の条件

上記(注)4に準じて決定する。

(9)新株予約権の取得事由及び条件

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件に準じて決定する。

なお、自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件は下記のとおりである。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の決議（株主総会の決議を要しない場合には取締役会の決議）による承認がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ② 本新株予約権の保有者が権利行使をする前に、(注)4.(3)、(6)及び(8)に定める規定により当該保有者により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(10)その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2012年10月1日 (注)1	202,067,487	224,518,790	—	81,665	—	126,776
2012年4月1日 ～ 2013年3月31日 (注)2	6,991	224,525,781	3	81,668	3	126,779
2013年4月1日 ～ 2014年3月31日 (注)2	35,980	224,561,761	13	81,681	13	126,792

(注)1. 株式分割(1:10)によるものであります。

2. 新株予約権の行使による増加であります。

(6) 【所有者別状況】

(2017年3月31日現在)

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	34	42	552	497	108	79,058	80,291	－
所有株式数 （単元）	－	432,778	76,329	9,534	981,510	1,149	712,139	2,213,439	3,217,861
所有株式数の 割合（％）	－	19.55	3.45	0.43	44.34	0.05	32.18	100.00	－

- （注） 1. 自己株式20,954,080株は、「個人その他」に209,540単元、「単元未満株式の状況」に80株含まれております。
2. 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ46単元及び80株含まれております。

(7) 【大株主の状況】

(2017年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	9,670,430	4.31
NORTHERN TRUST GLOBAL SERVICES LIMITED RE 15PCT TREATY ACCOUNT (NON LENDING)	50 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5NT	9,561,600	4.26
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信 託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3 号	7,720,000	3.44
ザ バンク オブ ニューヨーク 133524	RUE MONTROYERSTRAAT 46, 1000 BRUSSELS, BELGIUM	4,892,436	2.18
ジェーピー モルガン チェース バンク 385164	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM	4,470,400	1.99
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8-11	4,192,100	1.87
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	東京都中央区晴海1丁目8-11	4,097,600	1.82
北尾 吉孝	東京都千代田区	3,907,960	1.74
サジャツプ	P. O. BOX 2992 RIYADH 11169 KINGDOM OF SAUDI ARABIA	3,887,340	1.73
ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリーティ 505234	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U.S.A.	3,262,932	1.45
計	—	55,662,798	24.79

(注) 1. 上記のほか、自己株式が20,954,080株あります。

2. 2016年11月22日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、野村證券株式会社及びその共同保有者が2016年11月15日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	939,507	0.42
NOMURA INTERNATIONAL PLC	1 Angel Lane, London EC4R 3AB, United Kingdom	7,724,181	3.21
野村アセットマネジメント株式会社	東京都中央区日本橋一丁目12番1 号	4,318,820	1.92

3. 2017年2月7日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニー及びその共同保有者が2017年2月2日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニー	カルトン・スクエア、1 グリーンサ イド・ロウ、エジンバラ EH1 3AN スコットランド	6,152,426	2.74
ベイリー・ギフォード・オーバーシ ーズ・リミテッド	カルトン・スクエア、1 グリーンサ イド・ロウ、エジンバラ EH1 3AN スコットランド	21,647,635	9.64

4. 2017年4月6日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、野村證券株式会社及びその共同保有者が2017年3月31日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	1,384,166	0.61
NOMURA INTERNATIONAL PLC	1 Angel Lane, London EC4R 3AB, United Kingdom	7,065,091	2.96
野村アセットマネジメント株式会社	東京都中央区日本橋一丁目12番1号	5,135,420	2.29

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

(2017年3月31日現在)

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 20,954,000	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 200,389,900	2,003,899	—
単元未満株式	普通株式 3,217,861	—	—
発行済株式総数	224,561,761	—	—
総株主の議決権	—	2,003,899	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が4,600株含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数46個が含まれております。

② 【自己株式等】

(2017年3月31日現在)

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
SBIホールディングス 株式会社	東京都港区六本木一丁 目6番1号	20,954,000	—	20,954,000	9.33
計	—	20,954,000	—	20,954,000	9.33

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

(2014年10月30日及び2014年11月19日取締役会決議)

会社法に基づき、2014年10月30日及び2014年11月19日取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	2014年10月30日及び2014年11月19日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 7 子会社取締役 41 当社従業員 97 子会社従業員 362
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得及び会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
取締役会（2016年7月28日）での決議状況 （取得期間 2016年8月3日～2016年9月23日）	7,000,000	8,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	6,855,600	7,999,970,600
残存決議株式の総数及び価額の総額	144,400	29,400
当事業年度の末日現在の未行使割合（％）	2.1	0.0
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合（％）	2.1	0.0

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	13, 570	19, 129, 620
当期間における取得自己株式	1, 630	2, 447, 900

(注) 当期間における取得自己株式には、2017年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (注) 3	2, 731, 030	3, 102, 440, 670	60, 400	68, 614, 400
保有自己株式数	20, 954, 080	—	20, 895, 310	—

- (注) 1. 当期間における処理自己株式数には、2017年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡による株式は含まれておりません。
2. 当期間における保有自己株式数には、2017年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。
3. 当事業年度の内訳は、新株予約権の権利行使 (株式数2, 730, 100株、処分価額の総額3, 101, 393, 600円) 及び単元未満株式の売渡請求による売渡 (株式数930株、処分価額の総額1, 047, 070円) であります。また、当期間は、新株予約権の権利行使であります。

3 【配当政策】

当社は、配当政策の基本方針として、年間配当金について最低配当金額として1株当たり10円の配当を実施することとし、持続的な成長のための適正な内部留保の水準、当面の業績見通し等も総合的に勘案し、更なる利益還元が可能と判断した場合には、その都度引き上げることを目指します。なお、配当金総額に自己株式取得を加えた総還元額の水準について、親会社の所有者に帰属する当期利益の40%を下限として株主還元を実施することを目指します。

上記の基本方針と当期の連結業績を鑑み、前期に引き続き1株当たり10円の間配当を実施すると共に、1株当たりの期末配当金につきましては40円といたしました。この結果、当期の年間配当金合計は、前期比5円増配の1株当たり50円となります。なお、当期において総額8,000百万円の自己株式取得を実施しており、総還元性向（親会社の所有者に帰属する当期利益に対する総還元額の割合）は55.9%となりました。

また、当社は「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる。」旨並びに期末配当及び中間配当の基準日を定款に定めており、会社法第454条第5項に規定する「中間配当」については定款に定めておりません。

なお、これらの剰余金の配当の決定機関は株主総会及び取締役会であります。

当事業年度の剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2016年10月27日 取締役会決議	2,009	10
2017年4月28日 取締役会決議	8,144	40

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期
決算年月	2013年3月	2014年3月	2015年3月	2016年3月	2017年3月
最高(円)	8,100 □ 869	1,990	1,557	1,828	1,717
最低(円)	4,555 □ 475	758	1,007	903	921

(注) 1. 最高・最低株価は東京証券取引所（市場第一部）におけるものです。

2. □印は、株式分割（2012年10月1日、1株→10株）による権利落後の最高・最低株価を示しております。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2016年10月	2016年11月	2016年12月	2017年1月	2017年2月	2017年3月
最高(円)	1,258	1,449	1,571	1,596	1,597	1,717
最低(円)	1,166	1,158	1,424	1,488	1,523	1,552

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所（市場第一部）におけるものです。

5 【役員の状況】

男性20名 女性1名 (役員のうち女性の比率4.8%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役	執行役員社長	北尾 吉孝	1951年1月21日生	1974年4月 野村證券株式会社入社 1978年6月 英国ケンブリッジ大学 (経済学部) 卒業 1989年11月 ワッサーズ・ペレラ・インターナショナル社 (ロンドン) 常務取締役 1991年6月 野村企業情報株式会社取締役 1992年6月 野村證券株式会社事業法人三部長 1995年6月 ソフトバンク株式会社 (現ソフトバンクグループ株式会社) 常務取締役 1999年3月 ソフトバンク・ファイナンス株式会社 (現ソフトバンク株式会社) 代表取締役 1999年7月 当社代表取締役社長 2000年6月 ソフトバンク株式会社 (現ソフトバンクグループ株式会社) 取締役 2001年11月 ソフトバンク・ファイナンス株式会社 (現ソフトバンク株式会社) 代表取締役CEO 2002年3月 SBI KOREA HOLDINGS CO., LTD. 取締役 (現任) 2003年6月 当社代表取締役執行役員CEO 2004年7月 イー・トレード証券株式会社 (現株式会社SBI証券) 取締役会長 2005年6月 SBIベンチャーズ株式会社 (現SBIインベストメント株式会社) 代表取締役執行役員CEO 2005年10月 財団法人SBI子ども希望財団 (現公益財団法人SBI子ども希望財団) 理事 (現任) 2007年6月 SBI VEN HOLDINGS PTE. LTD. 取締役 (現任) 2008年4月 SBIアラブプロモ株式会社 (現SBIファーマ株式会社) 代表取締役執行役員CEO 2010年10月 株式会社SBI証券代表取締役会長 (現任) 2011年2月 SBIジャパンネクスト証券株式会社取締役 (現任) 2012年6月 当社代表取締役執行役員社長 (現任) 2012年7月 モーニングスター株式会社取締役 (現任) 2012年7月 SBI Hong Kong Holdings Co., Limited代表取締役 (現任) 2013年5月 SBIインベストメント株式会社代表取締役執行役員会長 (現任) 2014年6月 SBIファイナンシャルサービシーズ株式会社取締役会長 (現任) 2014年6月 SBIキャピタルマネジメント株式会社取締役会長 (現任) 2015年11月 SBIグローバルアセットマネジメント株式会社代表取締役会長 (現任) 2016年4月 SBI ALA Hong Kong Co., Limited取締役 (現任) 2016年6月 SBIファーマ株式会社代表取締役執行役員社長 (現任)	(注) 4	3,907,960

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役	執行役員副社長	川島 克哉	1963年3月30日生	1985年4月 野村證券株式会社入社 1995年8月 ソフトバンク株式会社（現ソフトバンクグループ株式会社）入社 1999年7月 当社取締役 1999年10月 ソフトバンク・フロンティア証券株式会社（現株式会社SBI証券）代表取締役社長 2000年11月 ソフトバンク・ファイナンス株式会社（現ソフトバンク株式会社）代表取締役社長 2001年3月 モーニングスター株式会社代表取締役社長 2005年12月 イー・トレード証券株式会社（現株式会社SBI証券）取締役執行役員副社長 2006年4月 株式会社SBI住信ネットバンク設立準備調査会社（現住信SBIネット銀行株式会社）代表取締役副社長 2007年9月 住信SBIネット銀行株式会社代表取締役副社長COO 2011年8月 同社代表取締役社長 2014年4月 同社取締役 2014年4月 SBIマネープラザ株式会社代表取締役社長 2014年6月 株式会社SBI証券取締役（現任） 2014年6月 当社代表取締役執行役員副社長（現任） 2015年4月 SBIファイナンシャルサービシーズ株式会社取締役（現任） 2015年4月 SBIキャピタルマネジメント株式会社代表取締役社長（現任） 2015年4月 SBIインベストメント株式会社代表取締役執行役員社長（現任） 2015年9月 株式会社SBI貯蓄銀行取締役（現任） 2017年5月 住信SBIネット銀行株式会社取締役（現任）	(注) 4	437,870

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役	執行役員副社長	中川 隆	1963年9月6日生	1987年4月 株式会社富士銀行（現株式会社みずほフィナンシャルグループ）入行 1999年4月 ソフトバンク・ファイナンス株式会社（現ソフトバンク株式会社）入社 2000年6月 当社入社 2002年8月 当社執行役員 2002年12月 当社取締役 2005年6月 SBIベンチャーズ株式会社（現SBIインベストメント株式会社）取締役執行役員常務 2006年7月 ソフトバンク・インベストメント株式会社（現SBIインベストメント株式会社）代表取締役執行役員COO 2007年6月 当社取締役執行役員常務 2008年6月 当社取締役執行役員専務 2012年6月 当社取締役執行役員専務海外事業本部ファンド投資統括 2013年2月 当社取締役執行役員専務 2014年6月 当社代表取締役執行役員専務 2015年3月 当社代表取締役執行役員副社長（現任） 2015年4月 SBIファイナンシャルサービシーズ株式会社代表取締役社長（現任） 2015年4月 SBIキャピタルマネジメント株式会社取締役（現任） 2015年4月 SBIインベストメント株式会社取締役（現任） 2015年4月 SBIマネープラザ株式会社取締役会長 2015年6月 株式会社SBI証券取締役（現任） 2015年6月 住信SBIネット銀行株式会社取締役	(注) 4	42,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	執行役員専務	朝倉 智也	1966年3月16日生	1989年4月 株式会社北海道拓殖銀行入行 1990年1月 メリルリンチ証券会社（現メリルリンチ日本証券株式会社）入社 1995年6月 ソフトバンク株式会社（現ソフトバンクグループ株式会社）入社 1998年11月 モーニングスター株式会社入社 2000年3月 同社取締役インターネット事業部長 2004年7月 同社代表取締役社長 2005年3月 同社代表取締役執行役員CEO 2005年12月 同社代表取締役執行役員COO 2007年6月 当社取締役執行役員 2009年5月 モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社代表取締役（現任） 2011年4月 SBIアセットマネジメント株式会社取締役（現任） 2012年6月 SBIファイナンシャルサービシーズ株式会社取締役（現任） 2012年6月 SBI損害保険株式会社取締役 2012年6月 当社取締役執行役員常務 2012年7月 モーニングスター株式会社代表取締役執行役員社長（現任） 2013年6月 当社取締役執行役員専務（現任） 2015年2月 SBI少短保険ホールディングス株式会社代表取締役社長 2015年2月 ビーシーエー生命保険株式会社（現SBI生命保険株式会社）取締役 2015年11月 SBIグローバルアセットマネジメント株式会社代表取締役社長兼CEO（現任） 2015年12月 SBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社代表取締役会長（現任） 2016年9月 SBI少短保険ホールディングス株式会社取締役 2016年10月 SBIゴールド株式会社代表取締役社長（現任） 2017年3月 MSクレジットリサーチ株式会社代表取締役社長（現任）	(注) 4	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	執行役員専務	森田 俊平	1974年12月31日生	1998年4月 ソフトバンク株式会社（現ソフトバンクグループ株式会社）入社 1999年4月 ソフトバンク・アカウンティング株式会社（現ソフトバンク株式会社）入社 2000年7月 オフィスワーク株式会社（現SBIビジネス・ソリューションズ株式会社）代表取締役社長 2002年10月 オフィスワーク・システムズ株式会社（現SBIビジネス・ソリューションズ株式会社）代表取締役社長 2005年11月 株式会社ジェイシーエヌランド（現SBIビジネス・ソリューションズ株式会社）代表取締役社長 2009年6月 当社取締役執行役員 2011年6月 モーニングスター株式会社社外監査役 2011年10月 当社取締役執行役員CFO 2012年5月 SBIアートオークション株式会社代表取締役（現任） 2012年6月 SBIファイナンシャルサービシーズ株式会社取締役（現任） 2012年6月 SBIキャピタルマネジメント株式会社取締役（現任） 2012年6月 当社取締役執行役員常務 2013年2月 SBIファーマ株式会社監査役（現任） 2014年12月 SBIポイント株式会社代表取締役（現任） 2016年6月 SBIインキュベーション株式会社代表取締役（現任） 2017年6月 当社取締役執行役員専務（現任）	(注) 4	40,000
取締役	執行役員専務	高村 正人	1969年2月26日生	1992年4月 株式会社三和銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）入行 2005年3月 イー・トレード証券株式会社（現株式会社SBI証券）入社 2005年10月 同社コーポレート部長 2006年3月 同社執行役員コーポレート部長 2007年6月 SBIイー・トレード証券株式会社（現株式会社SBI証券）取締役執行役員コーポレート部管掌 2012年4月 株式会社SBI証券常務取締役コーポレート部管掌 2013年3月 同社代表取締役社長（現任） 2013年6月 当社取締役 2016年6月 当社取締役執行役員常務 2017年6月 当社取締役執行役員専務（現任）	(注) 4	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	執行役員常務	中塚 一宏	1965年4月4日生	1990年4月 議員秘書 1996年1月 政党政策スタッフ（新進党、自由党職員） 2000年6月 衆議院議員初当選（第42回総選挙） 2002年1月 衆議院財務金融委員会理事 2003年11月 衆議院議員当選（第43回総選挙） 2009年7月 衆議院議員当選（第45回総選挙） 2009年11月 衆議院財務金融委員会理事 2010年2月 衆議院財務金融委員会筆頭理事 2010年10月 衆議院決算行政監視委員会理事 2011年9月 内閣府副大臣（金融、原子力政策、原発問題、行政刷新、男女共同参画、共生社会政策、郵政改革担当）（野田内閣） 2012年2月 内閣府副大臣（金融、行政刷新、行政改革、社会保障・税一体改革、公務員制度改革、郵政改革担当）兼復興副大臣（野田改造内閣） 2012年10月 内閣府特命担当大臣（金融、「新しい公共」、少子化対策、男女共同参画担当）（野田第三次改造内閣） 2014年5月 株式会社中塚総合研究所代表取締役 2014年6月 当社社外取締役 2015年6月 当社取締役執行役員常務（現任） 2015年11月 SBIエナジー株式会社代表取締役社長（現任）	(注) 4	—
取締役	執行役員常務	重光 達雄	1958年1月24日生	1981年4月 ユニオン貿易株式会社（現ユニコムグループホールディングス株式会社）入社 1992年6月 同社取締役 1999年6月 同社常務取締役 2002年6月 同社専務取締役 2002年6月 アクセス証券株式会社（現日産証券株式会社）取締役 2004年6月 日本ユニコム株式会社（現ユニコムグループホールディングス株式会社）取締役副社長 2005年3月 エフ・エックス・プラットフォーム株式会社代表取締役社長 2006年6月 ユニコムグループホールディングス株式会社代表取締役社長 2006年10月 日本ユニコム株式会社代表取締役社長 2008年7月 当社入社 2008年7月 SBIリクイディティ・マーケット株式会社代表取締役社長（現任） 2015年6月 当社取締役 2016年6月 当社取締役執行役員常務（現任）	(注) 4	6,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	執行役員常務	乙部 辰良	1958年4月21日生	1981年4月 大蔵省（現財務省）入省 1998年10月 国税庁東京国税局課税第一部長 1999年7月 大蔵省（現財務省）金融企画局企画課債権等流動化室長 2000年7月 同省大臣官房信用機構課機構業務室長 2001年7月 同省主税局税制第二課法人税制企画室長 2002年7月 金融庁総務企画局市場課長 2003年7月 同庁総務企画局信用課長 2004年7月 同庁総務企画局政策課長 2006年7月 同庁検査局総務課長 2008年7月 同庁監督局総務課長 2009年7月 同庁公認会計士・監査審査会事務局長 2010年7月 同庁総務企画局審議官（市場担当） 2012年7月 財務省東海財務局長 2013年6月 預金保険機構総務部長 2015年7月 財務省関東財務局長 2016年6月 同省退官 2016年10月 SBIファイナンシャルサービシーズ株式会社顧問 2017年2月 弁護士登録（東京弁護士会） 2017年3月 SBIインシュアランスグループ株式会社取締役会長（現任） 2017年6月 当社取締役執行役員常務（現任）	(注) 4	—
取締役	執行役員	山田 真幸	1962年10月13日生	1987年4月 総合法令株式会社（現総合法令出版株式会社）入社 1999年5月 米国ニューヨーク州弁護士登録 1999年11月 ソフトバンク・ファイナンス株式会社（現ソフトバンク株式会社）入社 2001年6月 同社法務部マネージャー 2004年6月 ベネフィット・システムズ株式会社（現SBIベネフィット・システムズ株式会社）監査役 2004年11月 当社入社 2007年4月 当社法務部部长 2009年6月 当社執行役員 2009年7月 当社執行役員国際法務部部长 2014年6月 当社執行役員法務コンプライアンス部部长 2015年4月 SBIインベストメント株式会社法務部部长 2015年11月 SBIグローバルアセットマネジメント株式会社監査役（現任） 2016年6月 当社取締役執行役員法務コンプライアンス部部长（現任） 2017年3月 SBIインキュベーション株式会社取締役（現任）	(注) 4	14,030

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		吉田 正樹	1959年8月13日生	1983年4月 株式会社フジテレビジョン（現株式会社フジ・メディア・ホールディングス）入社 2006年6月 同社編成制作局バラエティ制作センター部長 同社デジタルコンテンツ局デジタル企画室部長 2007年4月 KLab株式会社社外監査役 2009年1月 株式会社吉田正樹事務所代表取締役（現任） 株式会社ワタナベエンターテインメント代表取締役会長（現任） 2010年6月 当社取締役（現任） 2011年10月 一般財団法人渡辺音楽文化フォーラム評議委員議長（現任） 2012年11月 KLab株式会社社外取締役（現任） 2012年12月 株式会社ギガ・メディア顧問	(注) 4	10,000
取締役		佐藤 輝英	1975年2月24日生	1997年9月 ソフトバンク株式会社（現ソフトバンクグループ株式会社）入社 サイバーキャッシュ株式会社（現ベリトランス株式会社）へ出向 1999年4月 ソフトバンク・ファイナンス株式会社（現ソフトバンク株式会社）へ転籍 2000年3月 ソフトバンク・ファイナンス株式会社（現ソフトバンク株式会社）退社 （サイバーキャッシュ株式会社（現ベリトランス株式会社）出向解除） 2000年4月 株式会社ネットプライス（現BEENOS株式会社）代表取締役社長兼CEO 2007年2月 株式会社ネットプライスドットコム（現BEENOS株式会社）代表取締役社長兼グループCEO 2011年9月 株式会社Open Network Lab取締役 2012年1月 PT MIDTRANSコミサリス（現任） 2012年5月 株式会社Netprice Partners（現株式会社BEENOS Partners）代表取締役社長 2013年1月 BEENOS Asia Pte.Ltd. 代表取締役 2013年6月 当社社外取締役（現任） 2014年4月 BEENOS VN, Inc. 代表取締役 2014年5月 BEENOS Plaza Pte. Ltd. 代表取締役 2014年11月 PT Tokopediaコミサリス（現任） 2014年12月 BEENOS株式会社取締役 2015年2月 同社ファウンダー兼顧問 2015年4月 BEENEXT PTE. LTD. ディレクター（現任） 2015年7月 Sen Do Technology Joint Stock Companyディレクター（現任） 2016年7月 DROOM PTE. LTD. ディレクター（現任） 2016年11月 BEENEXT CAPITAL MANAGEMENT PTE. LTD. ディレクター（現任）	(注) 4	2,820

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		ワイズマン 廣田 綾子	1957年5月9日生	1984年1月 Equitable Capital Management パイ スプレジデント 1987年1月 Smith Barney, Harris Upham & Co. Inc. (現シティグループ) マネー ングディレクター 1999年10月 Feirstein Capital Management LLC パートナー 2002年1月 Kingdon Capital Management LLC ポ ートフォリオマネージャー 2006年6月 AS Hirota Capital Management LLC 創立者兼最高経営責任者 2010年11月 Horizon Asset Management, Inc. (現Horizon Kinetics LLC) シニア バイスプレジデント、シニアポート フォリオマネージャー兼アジア戦略 担当ディレクター (現任) 2015年6月 当社社外取締役 (現任)	(注) 4	—
取締役		竹中 平蔵	1951年3月3日生	1990年4月 慶應義塾大学総合政策学部助教授 1996年4月 同大学総合政策学部教授 2001年4月 経済財政政策担当大臣 2002年9月 金融担当大臣・経済財政政策担当大 臣 2004年7月 参議院議員 2004年9月 経済財政政策・郵政民営化担当大臣 2005年10月 総務大臣・郵政民営化担当大臣 2006年11月 慶應義塾大学グローバルセキュリテ ィ研究所所長 2006年12月 アカデミーヒルズ理事長 (現任) 2009年8月 株式会社パソナグループ取締役会長 (現任) 2010年4月 慶應義塾大学総合政策学部教授 2015年6月 オリックス株式会社社外取締役 (現 任) 2016年4月 東洋大学国際地域学部教授 慶應義塾大学名誉教授 (現任) 2016年6月 当社社外取締役 (現任) 2017年4月 東洋大学国際学部教授 (現任)	(注) 4	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		五味 廣文	1949年 5 月13日生	1972年 4 月 大蔵省（現財務省）入省 1993年 7 月 同省主計局主計官 1994年 7 月 同省銀行局特別金融課長 1996年 7 月 同省銀行局調査課長 1998年 6 月 金融監督庁（現金融庁）検査部長 2000年 7 月 金融庁証券取引等監視委員会事務局 長 2001年 7 月 同庁検査局長 2002年 7 月 同庁監督局長 2004年 7 月 金融庁長官 2007年10月 西村あさひ法律事務所顧問 2009年10月 株式会社プライスウォーターハウ スコーパス総合研究所（現PwC総合研 究所合同会社）理事長 2014年 1 月 西村あさひ法律事務所アドバイザー （現任） 2015年 2 月 株式会社ボストンコンサルティング グループシニア・アドバイザー（現 任） 2015年 6 月 アイダエンジニアリング株式会社社 外取締役（現任） 2016年 6 月 インフォテリア株式会社社外取締役 （現任） 2016年 6 月 株式会社ミロク情報サービス社外取 締役（現任） 2017年 6 月 当社社外取締役（現任）	(注) 4	—
取締役		浅枝 芳隆	1956年 1 月17日生	1978年 9 月 新光監査法人入社 1985年10月 米国Price Waterhouse LLP（現 PricewaterhouseCoopers LLP）入所 1994年 7 月 同所パートナー 1996年 6 月 監査法人トーマツ（現有限責任監査 法人トーマツ）入所 1997年 6 月 同所代表社員（2007年10月に呼称を 社員に統一）（2017年 6 月退職） 2013年 7 月 Deloitte Touche Tohmatsu EMEA Regional Leader, Japanese Services Group（2017年 6 月退職） 2017年 6 月 当社社外取締役（現任）	(注) 4	—
取締役		鈴木 康弘	1965年 2 月28日生	1987年 4 月 富士通株式会社入社 1996年 9 月 ソフトバンク株式会社（現ソフトバ ンクグループ株式会社）入社 1999年 4 月 ソフトバンク・コマース株式会社 （現ソフトバンク株式会社）執行役 員 1999年 8 月 イー・ショッピング・ブックス株式 会社（現株式会社セブンネットショ ッピング）取締役 2000年 6 月 同社代表取締役社長 2008年 7 月 株式会社セブン&アイ・ネットメデ ィア取締役 2014年 3 月 同社代表取締役社長 株式会社セブン&アイ・ホールディ ングス執行役員CIO 2015年 5 月 株式会社セブン&アイ・ホールディ ングス取締役執行役員CIO 2017年 3 月 株式会社デジタルシフトウェーブ代 表取締役社長（現任） 2017年 6 月 当社社外取締役（現任）	(注) 4	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役		藤井 厚司	1955年12月18日生	1980年4月 三菱化成工業株式会社（現三菱化学株式会社）入社 1996年5月 ソフトバンク株式会社（現ソフトバンクグループ株式会社）入社 1998年7月 同社管理本部経理部長 2000年8月 当社監査役 2001年4月 ソフトバンク・ファイナンス株式会社（現ソフトバンク株式会社）取締役経理担当 2004年9月 株式会社メガブレーン（現当社）取締役執行役員 2005年9月 同社常勤監査役 2006年3月 モーニングスター株式会社社外監査役 2006年6月 イー・トレード証券株式会社（現株式会社SBI証券）社外監査役 2006年6月 当社監査役 2008年3月 SBIインベストメント株式会社監査役（現任） 2010年7月 公認会計士登録 2011年6月 当社常勤監査役（現任） 2012年6月 SBIファイナンシャルサービシーズ株式会社監査役（現任） 2012年6月 SBIキャピタルマネジメント株式会社監査役（現任） 2016年5月 株式会社SBI証券監査役（現任）	(注) 5	48,980
常勤監査役		市川 亨	1957年7月3日生	1980年4月 株式会社富士銀行（現株式会社みずほフィナンシャルグループ）入行 2002年4月 株式会社みずほ銀行市場営業部次長 2005年7月 株式会社みずほフィナンシャルグループ総合リスク管理部参事役 2006年3月 同社総合リスク管理部部長 2008年8月 同社退職 2008年9月 金融庁入庁検査局総務課特別検査官 2012年7月 同庁検査局総務課統括検査官 2015年7月 同庁検査局総務課主任統括検査官 2017年3月 同庁退官 2017年6月 当社常勤社外監査役（現任）	(注) 6	-
監査役		多田 稔	1946年2月18日生	1968年4月 野村證券株式会社入社 1995年6月 ワールド証券株式会社（現株式会社SBI証券）取締役 1997年6月 同社常務取締役 1999年4月 ワールド日栄証券株式会社（現株式会社SBI証券）常務執行役員 2004年6月 ワールド日栄フロンティア証券株式会社（現株式会社SBI証券）常勤監査役 2005年2月 エース証券株式会社社外監査役 2006年6月 イー・トレード証券株式会社（現株式会社SBI証券）社外監査役 2007年10月 SBIイー・トレード証券株式会社（現株式会社SBI証券）社外常勤監査役 2010年6月 当社監査役（現任） 2012年6月 SBIファイナンシャルサービシーズ株式会社監査役（現任） 2014年6月 SBIキャピタルマネジメント株式会社監査役（現任） 2016年5月 株式会社SBI証券監査役（現任）	(注) 5	26,510

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役		関口 泰央	1964年11月3日生	1990年10月 太田昭和監査法人（現新日本有限責任監査法人）入所 1994年5月 公認会計士登録 1998年12月 太田昭和監査法人（現新日本有限責任監査法人）退所 1999年1月 パートナーズ総合事務所代表 2000年6月 株式会社パートナーズ・コンサルティング代表取締役 2008年4月 株式会社グローバル・パートナーズ・コンサルティング代表取締役（現任） 2014年6月 当社社外監査役（現任）	(注) 5	-
計						4,536,170

(注) 1. 当社では執行役員制度を導入しております。

2. 取締役佐藤輝英、取締役ワイズマン廣田綾子、取締役竹中平蔵、取締役五味廣文、取締役浅枝芳隆及び取締役鈴木康弘は、社外取締役であります。

3. 常勤監査役市川亨及び監査役関口泰央は、社外監査役であります。

4. 2017年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から1年間

5. 2014年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

6. 2017年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から1年間

7. 2017年6月29日開催の第19期定時株主総会において取締役の選任が行われ、引き続き開催の取締役会により、以下のとおり取締役の異動がありました。

森田 俊平（取締役執行役員専務）

高村 正人（取締役執行役員専務）

※生年月日、所有株式数、主要略歴につきましては、上記表に記載のとおりです。

8. 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
若槻 哲太郎	1974年10月22日生	2000年4月 弁護士登録（東京弁護士会） 森綜合法律事務所（現森・濱田松本法律事務所）入所 2004年4月 村田・若槻法律事務所代表パートナー（現任） 2008年4月 法政大学法科大学院兼任講師 2010年4月 法政大学法科大学院兼任教授 2012年12月 株式会社ドゥ・ハウス社外監査役 2015年3月 株式会社大塚商会社外監査役（現任） 2015年6月 SBIマネープラザ株式会社社外監査役	-

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① 企業統治の体制

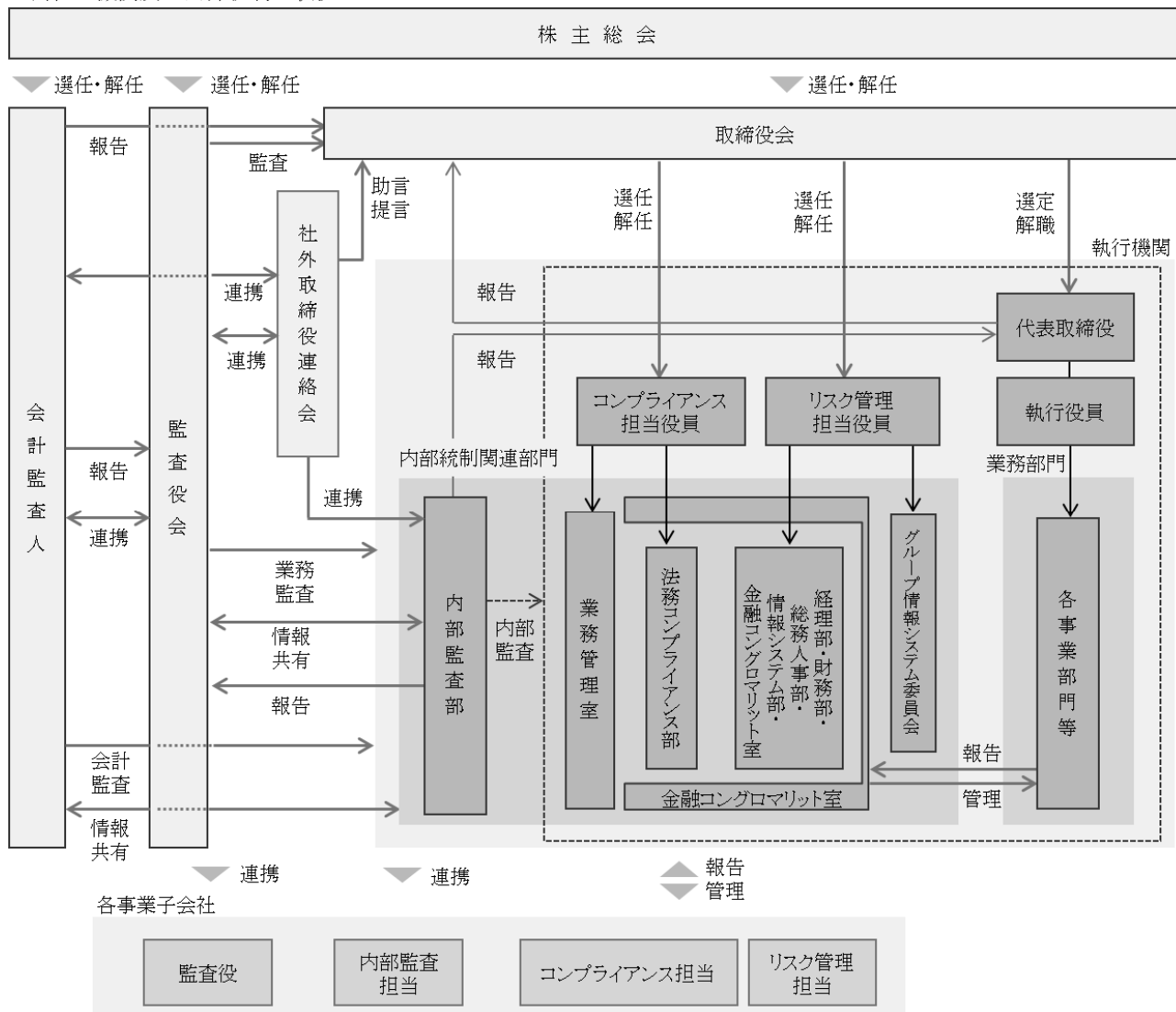
(企業統治の体制の概要及び当該統治の体制を採用する理由)

当社の取締役会は取締役17名（2017年6月29日現在）で構成し、また、執行役員制度を導入し、業務執行に関しては代表取締役執行役員社長を含む各事業部門を統括する取締役執行役員10名、執行役員7名の計17名があたり、取締役及び執行役員並びに取締役会の機能及び責任を明確にするとともに、急激な経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応するため、当該統治の体制を採用しております。

また、当社の取締役会は原則として月1回開催し必要に応じ臨時取締役会を開催しつつ、重要事項の決定、業務執行状況の監督を行っております。独立性が高い社外取締役、さらには社外取締役のうち一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役を確保し、経営の妥当性の監督強化を行っております。監査役会については、企業経営、金融業務、又は会計に精通した監査役4名で構成され、そのうちの2名は社外監査役であり、各監査役・内部監査部門並びに会計監査人による各種監査を有機的に融合させ、コーポレート・ガバナンスの適正性の確保を図っております。

これにより、現状の体制によって、株主の権利・平等性の確保、株主以外のステークホルダーとの適切な協働、適切な情報開示と透明性の確保、取締役会等の責務の遂行、株主との対話といったコーポレート・ガバナンスの基本原則を遵守できているものと考えております。

会社の機関及び内部統制の状況



(2017年6月29日現在)

(内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況)

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実のためには内部統制システムを整備し、健全な内部統制システムにより業務執行を行うことが重要であると認識しております。また、内部統制システムは、以下の体制をとる必要があると考え、整備に努め、実施しております。

イ. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 当社は、法令遵守及び倫理的行動が、当社の経営理念・ビジョンの実現の前提であることを、代表取締役として全従業員に徹底させるものとする。
- b. 当社は、取締役会規程に基づき原則として毎月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより、取締役間の意思疎通を図るとともに、代表取締役の業務執行を監督し、法令・定款違反行為を未然に防止するものとする。
- c. 当社は、取締役会の決議によりコンプライアンス担当役員を定め、その直轄部門としてコンプライアンス部門を設置し、当社のコンプライアンス上の課題・問題の把握に努めさせる。また、取締役会の決議により業務管理部門・管理部門のいずれからも独立した組織である内部監査部門を設置する。同部門は、法令等遵守、業務適切性、内部統制の適正運用などから成る内部管理態勢の適正性を、総合的・客観的に評価すると共に、監査の結果抽出された課題について、改善に向けた提言やフォローアップを実施する。監査の実施に際しては、社員の他必要に応じて外部専門家等の助力を得て行うものとする。

監査結果は個別の監査終了後遅滞なく、6ヶ月に一度以上代表取締役を通じて取締役会に報告されるほか、監査役にも定期的に報告される。

- d. 当社は、取締役及び使用人が当社における法令・定款違反行為その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合に報告することを可能とするために、内部監査部門・監査役に直接通報を行うための内部通報制度を整備するものとする。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 当社は、取締役会の決議により文書管理規程を定め、取締役の職務の執行に係る情報を、文書又は電磁的記録（以下「文書等」という）に記載又は記録して保存し、管理するものとする。
- b. 文書等は、取締役又は監査役が常時閲覧できるものとする。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 当社は、当社の業務執行及び経営理念・ビジョンの達成を阻害するリスクに対して、そのリスクを把握し、適切に評価して管理するため、取締役会が定めるリスク管理規程等に従い、リスク管理に関する責任者としてリスク管理担当役員を定めるとともに、リスク管理部門を設置する。
- b. 当社は、経営危機が顕在化した場合には、危機管理規程に従い、リスク管理担当役員を責任者とする対策本部を設置し、当該経営危機に関する情報が適時かつ適切にリスク管理担当役員、リスク管理部門、総務・人事部門、広報・IR部門、法務及びコンプライアンス部門を管掌する部門長等の必要な役職員に共有される体制を整備し、当該経営危機に対処するものとする。

ニ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 当社は、取締役会の決議により職務分掌を定め、取締役間の職務分担を明確にするものとする。
- b. 当社は、適切かつ迅速な意思決定を可能とする情報システムを整備するものとする。
- c. 当社は、原則として毎月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、各部門において生じる問題の解決を適時かつ適切に行うとともに、問題解決から得られるノウハウを取締役に周知徹底する。これにより、その担当職務の執行の効率化を図り、全社的な業務の効率化を図るものとする。

ホ. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a. 当社は、当社及び子会社から成る企業集団（以下「SBIグループ」という）における業務の適正の確保のため、取締役会が定める関係会社管理規程等に従い、各社の経営の自主性を尊重しつつ、SBIグループに属する会社の取締役、使用人及びその他企業集団の業務に関わる者（以下「SBIグループ役職員等」という）から、その職務執行に係る事項についての報告を受け、必要かつ合理的な範囲で、調査を行うことができるものとする。
- b. 当社は、SBIグループ役職員等が、法令・定款違反行為その他コンプライアンスに関する重要な事実を直接報告するための内部通報制度を整備するものとし、通報状況及びその内容について監査役に報告する。また、当社は、内部通報制度を利用した通報者及びSBIグループ役職員等の職務執行に係る事項について監査役に報告したSBIグループ役職員又は子会社の監査役に対して、解雇その他いかなる不利な取扱いを行わないものとする。

- c. 当社は、ＳＢＩグループ役職員等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、取締役会が定めるコンプライアンス規程等に従い、コンプライアンス担当役員及びコンプライアンス部門が、ＳＢＩグループに属する会社のコンプライアンス担当者と共同で、ＳＢＩグループ全体のコンプライアンス上の課題・問題の把握、情報の交換を行うための会議を設置し、ＳＢＩグループに属する会社から開催の請求があったときは、速やかに当該会議を開催するものとする。
- d. 当社は、取締役会が定める内部監査規程に従い、ＳＢＩグループに属する会社の法令等遵守、業務適切性、内部統制の適正運用などから成る内部管理態勢の適正性を、総合的・客観的に評価すると共に、監査の結果抽出された課題について、改善に向けた提言やフォローアップを実施するため、内部監査部門が当該会社に対する監査を行うものとする。
- 監査結果は個別の監査終了後遅滞なく、６ヶ月に一度以上代表取締役を通じて取締役会に報告されるほか、監査役にも定期的に報告される。
- e. 取締役は、ＳＢＩグループ役職員等の職務の執行において、法令・定款違反行為その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、当社の監査役に報告するものとし、報告を受けた監査役は、重要な事実が発見された会社の監査役に通知するものとする。
- f. 当社は、ＳＢＩグループにおける損失の危険の管理のため、取締役会が定める関係会社管理規程及びリスク管理規程等に従い、ＳＢＩグループに属する会社の損失の危険に関する状況の報告を、ＳＢＩグループに属する会社のリスク管理担当者等を通じて定期的及び適時に受けるものとする。また、必要に応じ、当社のリスク管理担当役員及びリスク管理部門が、当該リスク管理担当者と協議し、損失の発生に対して備えるものとする。
- g. 当社は、ＳＢＩグループ役職員等の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、ＳＢＩグループに属する会社に対し、取締役会の決議により職務分掌を定め、取締役間の職務分担を明確にするよう指導する。また、必要に応じ当社は、適切かつ迅速な意思決定を可能とする情報システムを提供するものとする。
- へ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 当社は、監査役から求めがあったときは、監査役の職務を補助しうる知見を有する使用人として内部監査部門が指名する者を、監査役と協議のうえ定める期間中、取締役の指揮命令系統から独立した監査役の職務を補助すべき使用人として置くものとし、当該使用人の人事異動及び人事評価については、監査役と事前に協議を行い、その意見を尊重するものとする。
- ト. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 取締役及び使用人は、ＳＢＩグループに関する次の事項を知ったときは、監査役に適時かつ的確に報告するものとする。また、取締役及び使用人は、監査役よりＳＢＩグループに関する次の事項について説明を求められたときは、速やかに詳細な説明を行うものとし、合理的な理由無く説明を拒んではならないものとする。
- ・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - ・経営に関する重要な事項
 - ・内部監査に関連する重要な事項
 - ・重大な法令・定款違反
 - ・その他取締役及び使用人が重要と判断する事項
- チ. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 当社は、監査役の求めに応じて、取締役及び使用人をして監査役と定期的に会合を持たせ、ＳＢＩグループの経営上の課題及び問題点の情報共有に努めるほか、監査役と内部監査部門及び会計監査人の情報共有を図るものとする。
- b. 当社は、監査役が重要な子会社の監査役との定期的な会合を設け、相互に連携して、ＳＢＩグループの監査の実効性を確保できる体制の整備に努めるものとする。
- c. 監査役の職務の執行について生ずる通常のコストは、監査役会の監査計画に基づき、予め当社の予算に計上する。また、当社は、緊急又は臨時の監査費用を含め、監査役の職務の執行について生ずる費用については、監査役の請求に基づき、前払又は償還、並びに債務に関する処理を行うものとする。
- リ. 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社は、財務報告の信頼性を確保すべく、適用のある関係法令等に基づき、財務報告に係る内部統制報告制度の有効かつ適切な運用体制を構築し、その整備・運用・評価を継続的に行うとともに、改善等が必要となった場合は速やかにその対策を講じるものとする。

ヌ．反社会的勢力排除に向けた体制

SBIグループでは、その行動規範において反社会的勢力には毅然として対決することを宣言するとともに、当社に反社会的勢力の排除に取り組む対応部署を設置し、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関との情報交換を行うなど、連携強化に向けた社内体制の整備を推進するものとする。また、SBIグループ役職員等を対象とした研修の開催等により、反社会的勢力との関係を遮断する意識の向上を図るものとする。さらに、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に従って対応することを記載したマニュアルを配布し、イントラネットに掲載するなどして、その周知徹底を図るものとする。

(リスク管理体制の整備の状況)

当社は、会社の存続に重大な影響を与える経営危機が発生した場合、あるいはその可能性がある場合に、取締役会が定めるリスク管理担当役員を総責任者として情報の収集・評価・対応を行うとともに、関係機関への報告・情報開示を行うこととしております。

事業活動に関しては、そのすべてのプロセスにおいて、関係法令の遵守はもちろん、契約又は規約等に即した運営を徹底すべく、複数の部門による相互牽制体制を設けてコンプライアンスを最大限重視する体制を整えております。また、情報管理及びシステムリスクにつきましては、リスク管理担当役員を委員長とし、各部門より任命された委員から構成されるグループ情報システム委員会を設置し、顧客情報ははじめとする情報管理体制全般の整備及びシステムリスク・情報セキュリティリスク管理体制の強化を図っております。特に事業継続の観点から、システムの二重化や複数拠点によるバックアップ体制を取ることで様々な事象にも対応できる体制を構築しております。

② 内部監査及び監査役監査、会計監査の状況

(内部監査)

当社は、業務管理部門・管理部門のいずれからも独立した組織である内部監査部門を設置しております。同部門は、法令等遵守、業務適切性、内部統制の適正運用などから成る内部管理態勢の適正性を、総合的・客観的に評価すると共に、監査の結果抽出された課題について、改善に向けた提言やフォローアップを実施しております。監査の実施に際しては、役職員の他必要に応じて外部専門家等の助力を得て行っております。

監査結果は個別の監査終了後遅滞なく、代表取締役を通じて取締役会に報告されるほか、監査役にも定期的に報告されております。

内部監査部門は、監査（内部監査、会計監査、内部統制等）に関する専門知識を有する部長及び部員で構成されており、一般的な内部監査の基準等を参考に監査手続を実施しております。

監査役会との連携につきましては、個別の内部監査終了後、監査役会には取締役会とは別途定期的に報告し、意見交換を行っているほか、監査役会の要望を監査テーマ・監査対象選定に織り込むなど、有機的に連携しております。

会計監査人とは、財務報告に係る内部統制に関する事項を中心とする情報交換を適宜行っております。

(監査役監査)

監査役は業務執行機関から独立した機関として取締役の職務の執行を監査することにより、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立する責務を負っております。当社の監査役会は4名で構成され、うち2名は社外監査役であります。

社外監査役を除く監査役2名のうち、1名は長年にわたる経理業務の経験があり、公認会計士としての財務及び会計に関する知見を有しており、1名は金融機関における長年の勤務経験があり、金融業界全般に対して幅広い知見を有しております。また、社外監査役のうち、1名は金融機関や金融当局における長年の勤務経験があり、金融業界全般に対して幅広い知見を有しており、1名は公認会計士及び税理士としての豊富な経験と専門知識を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

具体的な監査手続としては、監査役会の定めた「監査役監査基準」に準拠して、取締役会その他重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、代表取締役並びに取締役等との適宜意見交換などを行い、会社の内部統制システムについては「内部統制システムに係る監査の実施基準」に基づきその監査を行っております。

内部監査部門とは、前述のとおり定期的な意見交換等の連携を図っております。

会計監査人とは、監査役会として、年間監査計画の説明をはじめとして、四半期・本決算時の監査報告書等による説明を受けており、また、経営上の課題及び問題点につきましては、必要に応じて情報共有・協議を行っております。

このように、監査役、内部監査部門並びに会計監査人による各種監査を有機的に融合させ、コーポレート・ガバナンスの適正性の確保を図っております。

(会計監査)

2017年3月期における会計監査体制は以下のとおりであります。

公認会計士等の氏名		所属する監査法人
指定有限責任社員	望月明美	有限責任監査法人 トーマツ
業務執行社員	國本望	

※継続関与年数については全員7年以内であるため、記載を省略しております。

会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 17名、会計士試験合格者等 7名、その他 9名

前述の内部監査、監査役監査の項目に記載のとおり、これらと会計監査とは、適切な連携を図っております。

(各監査と内部統制部門との関係)

各監査は、監査実施上のリスクや被監査先の情報の把握のため、内部統制部門と適宜意見交換を実施し、関連資料・情報の入手を行っております。

③ 社外取締役と社外監査役

(社外取締役及び社外監査役の員数)

当社の社外取締役は6名、社外監査役は2名であります。

(社外取締役及び社外監査役と提出会社との人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係)

当社と社外取締役及び社外監査役との間には、2017年6月29日現在、社外取締役佐藤輝英氏が当社普通株式を2,820株保有していること以外に、人的関係、資金的関係又は特筆すべき取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役五味廣文氏は、西村あさひ法律事務所のアドバイザーであり、同法律事務所とSBIグループの間には取引関係がありますが、取引の規模・性質等に照らし、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。

社外取締役浅枝芳隆氏は、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツの業務執行者でありましたが、現在は同監査法人を退職し同監査法人の影響を受ける立場にありません。

常勤社外監査役市川亨氏は、当社の主な取引銀行である株式会社みずほ銀行の業務執行者でありましたが、現在は同行を退行し同行の影響を受ける立場にありません。

上記以外に、社外取締役及び社外監査役が役職員である会社等又は役職員であった会社等とSBIグループとの間には、特別な利害関係はありません。

(企業統治において果たす役割及び機能)

社外取締役及び社外監査役は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない、客観的・中立的立場から、それぞれの専門知識及び幅広く高度な経営に対する経験・見識等を活かした社外的観点からの監督又は監査及び助言・提言等を実施しており、取締役会の意思決定及び業務執行の妥当性・適正性を確保する機能・役割を担っております。

(選任するための独立性に関する基準及び選任状況に関する考え方)

社外取締役・社外監査役の役割・期待の明確化のため、当社は以下の基準によって選任しております。こうして選任された社外取締役・社外監査役を含む体制により、株主の権利・平等性の確保、株主以外のステークホルダーとの適切な協働、適切な情報開示と透明性の確保、取締役会等の責務の遂行、株主との対話といったコーポレート・ガバナンスの基本原則を遵守できるものと考えております。

<社外取締役の選任>

イ. 取締役会での適切な意思決定・経営監督が可能な高度な専門知識・豊富な経験、経営に対する高度な経験・見識等を持つこと。

ロ. 客観的かつ中立に経営の監督機能を遂行するため、当社グループからの独立性を確保していること。独立性については上場取引所の関連規則等に基づき実質的かつ客観的な判定を行う。

さらに当社は、社外取締役のうち、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役を確保することとしております。

<社外監査役の選任>

イ. 様々な分野に関する豊富な知識・経験を有し、又は監査機能発揮に必要な専門分野における高い実績を有していること。

ロ. 客観的かつ中立に監査機能を発揮するため、SBIグループからの独立性を確保していること。独立性については上場取引所の関連規則等に基づき実質的かつ客観的な判定を行う。

ハ. その他、総合的な観点で社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立する責務を負うことができること。

(社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係)

内部監査部門と監査役会との連携につきましては、個別の内部監査終了後、監査役会には取締役会とは別途定期的に報告し、意見交換を行っているほか、監査役会の要望を監査テーマ・監査対象選定に織り込むなど、有機的に連携しております。会計監査人とは、内部監査部門は財務報告に係る内部統制に関する事項を中心とする情報交換を適宜行い、監査役会は、年間監査計画の説明をはじめとして、四半期・本決算時の監査報告書等による説明を受けており、また、経営上の課題及び問題点につきましては、必要に応じて情報共有、協議を行っております。これらに対し、社外取締役又は社外監査役は報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

社外取締役及び社外監査役はその監督又は監査の実効性を確保するため、また内部監査・監査役監査・会計監査からなる監査機能は、各監査における監査実施上のリスクや被監査先の情報の把握のため、内部統制部門と適宜意見交換を実施し、関連資料・情報の入手を行っております。

④ 役員報酬等

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	664	182	—	482	—	10
監査役 (社外監査役を除く。)	14	14	—	—	—	1
社外役員	133	119	—	14	—	10

ロ. 役員ごとの連結報酬等の総額等

氏名	役員区分	会社区分	連結報酬等の種類別の額 (百万円)				連結報酬 等の総額 (百万円)
			基本報酬	ストックオ プション	賞与	退職慰労金	
北尾 吉孝	代表取締役	提出会社	41	—	120	—	206
	代表取締役	(株)SBI証券	20	—	—	—	
	代表取締役	SBIインベストメント(株)	25	—	—	—	
川島 克哉	代表取締役	提出会社	10	—	90	—	134
	代表取締役	SBIインベストメント(株)	34	—	—	—	
中川 隆	代表取締役	提出会社	41	—	80	—	121
高村 正人	取締役	提出会社	—	—	70	—	104
	代表取締役	(株)SBI証券	34	—	—	—	

ハ. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

a. 役員報酬の決定に関する方針

1) 役員報酬(役員賞与を除く。)の支給額は、次の事項を勘案し、役員ごとに定める。

- ・従業員給与の最高額
- ・過去の同順位の役員の支給実績
- ・会社の業績見込み
- ・役員報酬の世間相場
- ・会社の業績等への貢献度
- ・就任の事情
- ・その他

2) 役員賞与の支給額は、役員個々の職務執行状況をもとに、これを個々の役員ごとに定める。

- 3) 当社は、株主に対する受託者責任を十分に認識し当社や株主共同の利益のために行動する人材を取締役に指名しており、中長期的な企業価値向上への貢献意欲をさらに高めるため、株式を保有することによる一定のインセンティブ効果は認識するものの、現時点において株式による報酬をめぐる各種制度の整備が完全ではないことを踏まえ、有償ストックオプションの発行等を適時適切に検討することとする。
- 4) 役員賞与の支払対象者は、当該定時株主総会まで就任していた役員とする。ただし、任期途中で退任した役員に対し、前決算期に関する定時株主総会終結の時から退任した時までの期間相当分を支払うことができる。
- 5) 会社業績の著しい悪化等により、取締役会の決定に基づき、期間を定めて役員報酬の減額や一部カット等の措置を講ずることができる。また、監査役については、監査役の協議により、期間を定めて役員報酬の減額や一部カット等の措置を講ずることができる。
- 6) 役員退職慰労金は支給しないものとする。

b. 役員報酬の決定方法

- 1) 役員報酬は、取締役と監査役に区分して株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、次の方法により決定する。
 - ・取締役の報酬の決定にあたっては、代表取締役が支給額の考え方について独立社外取締役との間で議論を行った後、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、取締役会にて各取締役の支給額を決定する。ただし、取締役会が代表取締役に決定を一任したときは、代表取締役がこれを決定する。
 - ・各監査役の報酬及び賞与は、監査役の協議で決定する。
- 2) 役員報酬（役員賞与を除く。）の改定は、原則として毎年1回、決算期後3か月以内に行なうものとする。

⑤ 株式の保有状況

イ. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

1 銘柄	579百万円
------	--------

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的前事業年度

該当事項はありません。

当事業年度

該当事項はありません。

ハ. 保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額

該当事項はありません。

⑥ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1百万円又は、法令が定める額のいずれか高い額としております。

⑦ 取締役の定数

当社の取締役は22名以内とする旨定款に定めております。

⑧ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

⑨ 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により行うことができる旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限においても行うことができることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

⑩ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑪ 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得できる旨定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行することを目的とするものであります。

⑫ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が期待されている役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものであります。

⑬ 会社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた取組みの最近1年間における実施状況

取締役会は毎月1回以上の開催があり、引続き公正な意思決定と経営監督の機関としての機能を果たしております。さらに、社外取締役のうち、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役を中心に構成される連絡会を実施することで取締役会の決定における透明性と客観性を確保しております。また、監査役会は業務執行機関から独立した客観的な立場で、年度計画に基づいた監査役監査を実施しております。内部監査部門においては、グループ会社を含めた総合的な内部監査を実施しております。その他、金融商品取引法第24条の4の4において要請される「財務報告に係る内部統制報告制度」に対応するため、全社的な取組みとして、財務報告に係る内部統制を整備・運用し、その実施状況について内部監査部門による独立的な評価を行いました。これらにより一層の業務品質の向上と財務上の不正誤謬の防止が図られました。

投資家向け情報開示につきましては、四半期毎の決算説明会や定時株主総会後の経営近況報告会の実施に加えまして、全国数都市において個人株主を対象として代表者が直接説明を行う会社説明会を実施、また海外を含めた各種IRカンファレンス等にも積極的に参加することで、様々な投資家の皆様への正確な企業情報の伝達を目指しております。

また、自社のホームページでは決算短信、ニュースリリース、四半期毎の決算説明会や株主向け説明会等の動画・資料を速やかに掲載する等、投資家への積極的な情報発信を行っております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前期		当期	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	315	4	314	15
連結子会社	267	13	252	10
計	582	17	566	25

② 【その他重要な報酬の内容】

(前期)

当社の連結子会社であるSBI AXES株式会社他8社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているDeloitte Touche Tohmatsuグループ各法人に対し、監査証明業務に基づく報酬として計122百万円を支払っております。

(当期)

当社の連結子会社であるSBI AXES株式会社他8社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているDeloitte Touche Tohmatsuグループ各法人に対し、監査証明業務に基づく報酬として計116百万円を支払っております。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前期)

当社は、監査公認会計士等に対して、コンフォートレター作成業務等についての対価を支払っております。

(当期)

当社は、監査公認会計士等に対して、コンフォートレター作成業務等についての対価を支払っております。

④ 【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第93条の規定により、国際会計基準（以下、IFRS）に準拠して作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下、財務諸表等規則）に基づいて作成しております。
- また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2016年4月1日から2017年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2016年4月1日から2017年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、適正な連結財務諸表等を作成できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、同機構が開催する各種セミナー等へ参加しております。

また、IFRSに基づく適正な連結財務諸表等を作成するために、国際会計基準審議会が公表するプレスリリースや基準書を随時入手し、最新の基準に関する情報を把握するとともに、IFRSに準拠するための社内規程やマニュアル等を整備し、それらに基づいて会計処理を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結財政状態計算書】

	注記	前期末 (2016年3月31日)	当期末 (2017年3月31日)
		百万円	百万円
資産			
現金及び現金同等物	5, 17	248, 050	391, 572
営業債権及びその他の債権	5, 7, 8, 17	369, 006	472, 128
証券業関連資産			
預託金		1, 139, 908	1, 399, 851
信用取引資産		516, 843	617, 550
その他の証券業関連資産	9	251, 924	315, 640
証券業関連資産計	5, 6	1, 908, 675	2, 333, 041
その他の金融資産	5, 17	29, 215	30, 050
営業投資有価証券	5, 7, 10	118, 886	111, 067
その他の投資有価証券	5, 7, 10	173, 907	186, 512
持分法で会計処理されている投資	11	43, 853	90, 394
投資不動産	13	12, 027	7, 105
有形固定資産	14, 17	11, 778	10, 498
無形資産	15	188, 454	185, 493
その他の資産		22, 607	28, 392
繰延税金資産	16	326	3, 749
資産合計		3, 126, 784	3, 850, 001
負債			
社債及び借入金	5, 7, 17	324, 585	518, 977
営業債務及びその他の債務	5, 7, 18	38, 759	52, 887
証券業関連負債			
信用取引負債		85, 677	135, 698
有価証券担保借入金		344, 423	399, 673
顧客からの預り金		573, 957	738, 144
受入保証金		533, 862	600, 621
その他の証券業関連負債	19	222, 424	304, 476
証券業関連負債計	5, 6, 7	1, 760, 343	2, 178, 612
顧客預金	5, 7	386, 027	485, 827
保険契約負債	20	154, 133	147, 573
未払法人所得税		7, 066	10, 040
その他の金融負債	5	12, 899	14, 663
その他の負債		13, 396	11, 946
繰延税金負債	16	10, 513	13, 952
負債合計		2, 707, 721	3, 434, 477
資本			
資本金	22	81, 681	81, 681
資本剰余金	22	145, 735	128, 004
自己株式	22	(19, 132)	(23, 801)
その他の資本の構成要素	22	17, 107	22, 720
利益剰余金	22	146, 199	169, 388
親会社の所有者に帰属する持分合計		371, 590	377, 992
非支配持分		47, 473	37, 532
資本合計		419, 063	415, 524
負債・資本合計		3, 126, 784	3, 850, 001

②【連結損益計算書】

	注記	前期 (自2015年4月1日 至2016年3月31日)	当期 (自2016年4月1日 至2017年3月31日)
		百万円	百万円
収益	4, 25	261, 744	261, 939
費用			
金融収益に係る金融費用	26	(15, 836)	(14, 543)
売上原価	26	(83, 692)	(98, 982)
販売費及び一般管理費	26	(96, 646)	(95, 970)
その他の金融費用	26	(4, 442)	(3, 477)
その他の費用	26	(10, 484)	(8, 677)
費用合計		(211, 100)	(221, 649)
持分法による投資利益	4, 11	1, 583	2, 849
税引前利益	4	52, 227	43, 139
法人所得税費用	27	(15, 561)	(14, 836)
当期利益		36, 666	28, 303
当期利益の帰属			
親会社の所有者		34, 115	32, 455
非支配持分		2, 551	(4, 152)
当期利益		36, 666	28, 303
1 株当たり当期利益 (親会社の所有者に帰属)			
基本的 (円)	29	160. 83	159. 38
希薄化後 (円)	29	147. 94	146. 52

③【連結包括利益計算書】

	注記	前期 (自2015年4月1日 至2016年3月31日)	当期 (自2016年4月1日 至2017年3月31日)
		百万円	百万円
当期利益		36,666	28,303
その他の包括利益			
純損益に振替えられることのない項目			
その他の包括利益を通じて公正価値で 測定する金融資産	28	301	124
純損益に振替えられる可能性のある項目			
在外営業活動体の換算差額	28	(18,349)	680
持分法適用会社のその他の包括利益に 対する持分	28	(1,555)	3,699
税引後その他の包括利益		(19,603)	4,503
当期包括利益		17,063	32,806
当期包括利益の帰属			
親会社の所有者		14,750	38,082
非支配持分		2,313	(5,276)
当期包括利益		17,063	32,806

④【連結持分変動計算書】

親会社の所有者に帰属する持分

	注記	資本金	資本 剰余金	自己株式	その他の 資本の構 成要素	利益 剰余金	合計	非支配 持分	資本合計
		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2015年4月1日残高		81,681	148,676	(5,137)	36,934	121,337	383,491	47,124	430,615
当期利益		—	—	—	—	34,115	34,115	2,551	36,666
その他の包括利益		—	—	—	(19,365)	—	(19,365)	(238)	(19,603)
当期包括利益合計		—	—	—	(19,365)	34,115	14,750	2,313	17,063
連結範囲の変動		—	—	—	—	—	—	4,663	4,663
剰余金の配当	23	—	—	—	—	(9,715)	(9,715)	(9,406)	(19,121)
自己株式の取得	22	—	—	(15,030)	—	—	(15,030)	—	(15,030)
自己株式の処分	22	—	111	1,035	—	—	1,146	—	1,146
支配喪失を伴わない子会社に 対する所有者持分の変動		—	(3,052)	—	—	—	(3,052)	2,779	(273)
その他の資本の構成要素から 利益剰余金への振替	22	—	—	—	(462)	462	—	—	—
2016年3月31日残高		<u>81,681</u>	<u>145,735</u>	<u>(19,132)</u>	<u>17,107</u>	<u>146,199</u>	<u>371,590</u>	<u>47,473</u>	<u>419,063</u>
当期利益		—	—	—	—	32,455	32,455	(4,152)	28,303
その他の包括利益		—	—	—	5,627	—	5,627	(1,124)	4,503
当期包括利益合計		—	—	—	5,627	32,455	38,082	(5,276)	32,806
連結範囲の変動		—	(4)	—	—	—	(4)	(1,294)	(1,298)
剰余金の配当	23	—	—	—	—	(9,280)	(9,280)	(35,612)	(44,892)
自己株式の取得	22	—	—	(8,019)	—	—	(8,019)	—	(8,019)
自己株式の処分	22	—	304	3,350	—	—	3,654	—	3,654
支配喪失を伴わない子会社に 対する所有者持分の変動		—	(18,031)	—	—	—	(18,031)	32,241	14,210
その他の資本の構成要素から 利益剰余金への振替	22	—	—	—	(14)	14	—	—	—
2017年3月31日残高		<u>81,681</u>	<u>128,004</u>	<u>(23,801)</u>	<u>22,720</u>	<u>169,388</u>	<u>377,992</u>	<u>37,532</u>	<u>415,524</u>

⑤【連結キャッシュ・フロー計算書】

注記	前期 (自2015年4月1日 至2016年3月31日)	当期 (自2016年4月1日 至2017年3月31日)
	百万円	百万円
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前利益	52,227	43,139
減価償却費及び償却費	11,103	10,690
持分法による投資利益	(1,583)	(2,849)
受取利息及び受取配当金	(72,238)	(80,891)
支払利息	20,278	18,019
営業投資有価証券の増減	(6,449)	(29,362)
営業債権及びその他の債権の増減	(58,514)	(105,238)
営業債務及びその他の債務の増減	(13,890)	15,233
証券業関連資産及び負債の増減	19,882	(6,275)
顧客預金の増減	59,883	87,149
その他	(10,562)	(17,663)
小計	137	(68,048)
利息及び配当金の受取額	71,537	79,991
利息の支払額	(19,860)	(16,106)
法人所得税の支払額	(19,336)	(13,789)
営業活動によるキャッシュ・フロー	32,478	(17,952)

注記	前期 (自2015年4月1日 至2016年3月31日)	当期 (自2016年4月1日 至2017年3月31日)
	百万円	百万円
投資活動によるキャッシュ・フロー		
無形資産の取得による支出	(7, 223)	(6, 241)
投資有価証券の取得による支出	(57, 693)	(66, 523)
投資有価証券の売却及び償還による収入	70, 533	62, 854
子会社の取得による支出	30 (3, 222)	(1, 968)
子会社の売却による収入	30 550	3, 344
貸付による支出	(1, 806)	(4, 182)
貸付金の回収による収入	1, 942	7, 091
その他	8, 098	8, 062
投資活動によるキャッシュ・フロー	11, 179	2, 437
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額	(108, 085)	161, 178
長期借入による収入	59, 690	30, 462
長期借入金の返済による支出	(30, 146)	(25, 574)
社債の発行による収入	56, 103	102, 325
社債の償還による支出	(24, 088)	(74, 930)
非支配持分からの払込みによる収入	91	222
投資事業組合等における非支配持分からの出資受 入による収入	8, 244	20, 234
配当金の支払額	(9, 684)	(9, 266)
非支配持分への配当金の支払額	(381)	(378)
投資事業組合等における非支配持分への分配金支 払額	(8, 827)	(35, 266)
自己株式の取得による支出	(15, 030)	(8, 019)
非支配持分への子会社持分売却による収入	47	1, 032
非支配持分からの子会社持分取得による支出	(4, 486)	(5, 112)
その他	322	2, 559
財務活動によるキャッシュ・フロー	(76, 230)	159, 467
現金及び現金同等物の増減額	(32, 573)	143, 952
現金及び現金同等物の期首残高	290, 826	248, 050
現金及び現金同等物に係る為替変動による影響	(10, 203)	(430)
現金及び現金同等物の期末残高	248, 050	391, 572

【連結財務諸表注記】

1 報告企業

SBIホールディングス株式会社（以下、当社）は日本に所在する企業であります。当社の連結財務諸表は、当社及び子会社（以下、当企業グループ）、並びに当企業グループの関連会社及び共同支配企業に対する持分により構成されております。当企業グループは、金融サービス事業、アセットマネジメント事業及びバイオ関連事業を主要3事業として多様な事業活動を行っております。各事業の内容については、「4 事業セグメント」に記載しております。

本連結財務諸表は、2017年6月27日に代表取締役執行役員社長 北尾吉孝及び最高財務責任者である取締役執行役員常務（現取締役執行役員専務）森田俊平によって承認されております。

2 作成の基礎

(1) 国際会計基準に準拠している旨

当企業グループの連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下、連結財務諸表規則）第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、連結財務諸表規則第93条の規定により、国際会計基準（以下、IFRS）に準拠して作成しております。

(2) 測定的基础

本連結財務諸表は、以下の項目を除き、取得原価を基礎として作成しております。

- ・公正価値で測定し、その変動を純損益で認識する金融商品
- ・公正価値で測定し、その変動をその他の包括利益で認識する金融商品

金融商品の公正価値を測定するために用いられる方法は「5 金融商品の公正価値」に記載しております。

(3) 表示通貨

本連結財務諸表の表示通貨は当社の機能通貨である円であり、特に注釈のない限り、百万円単位での四捨五入により表示しております。

(4) 見積もり及び判断の利用

IFRSに準拠した連結財務諸表の作成において、経営者は、他の情報源から直ちに明らかにならない資産及び負債の帳簿価額について、見積もり、判断及び仮定の設定を行う必要があります。見積もり及びそれに関する仮定は、関係が深いと思われる過去の経験及びその他の要素に基づいております。実績はこれら見積もりと異なる場合があります。

見積もり及び基礎となる仮定は継続的に見直しており、会計上の見積もりの修正は、修正した期間のみ影響を与える場合は修正が行われた当該期間に認識し、修正した期間及び将来の期間の双方に影響を及ぼす場合には当該期間及び将来の期間で認識しております。

下記は将来に関する主要な仮定及び報告期間末における見積もりの不確実性の要因となる主な事項であり、これらは当期及び来期以降に資産や負債の帳簿価額に対して重大な調整をもたらすリスクを含んでおります。

(a) 金融商品の公正価値の測定

当企業グループが保有する非上場株式は主に営業投資有価証券に含まれており、主に純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類されております。このような非上場株式の公正価値を見積もるために観察可能な市場データに基づかないインプットを含む評価技法を使用しております。

(b) 繰延税金資産

資産及び負債の会計上の帳簿価額と税務上の金額との間に生じる一時的な差異及び税務上の繰越欠損金に係る税効果については、それらを回収できる課税所得が生じると見込まれる範囲において、当該差異及び税務上の繰越欠損金の解消時に適用される法定実効税率を使用して繰延税金資産を計上しております。

(c) のれんの評価

当企業グループが計上するのれんについては、減損の兆候の有無にかかわらず、回収可能価額を毎年同じ時期に見積もっております。当該回収可能価額の算定においては、見積将来キャッシュ・フローを使用しております。

(d) 償却原価で測定される金融資産に係る減損

償却原価で測定される金融資産に係る減損損失の金額は、当該資産の帳簿価額と、見積将来キャッシュ・フローを当該金融資産の当初の実効金利で割り引いた現在価値との差額として測定しております。

(e) 保険契約に係る負債十分性テスト

保険契約に係る負債十分性テストに関しては、契約上のすべてのキャッシュ・フロー、保険金請求処理費用といった関連キャッシュ・フロー等の期末日現在の見積もりを考慮し実施しております。

(5) 当期から新たに適用した基準書

当企業グループは、当期より強制適用となった基準書及び解釈指針を適用しておりますが、適用による本連結財務諸表に与える重要な影響はありません。

(6) 基準書等の早期適用

当企業グループは、IFRS第9号「金融商品」（2009年11月公表、2010年10月及び2011年12月改訂）（以下、IFRS第9号）を早期適用しております。

3 重要な会計方針

連結財務諸表の作成にあたり、適用した重要な会計方針は次のとおりであります。

(1) 連結の基礎

(a) 子会社

子会社とは、当企業グループにより支配されている企業をいい、支配しているかを決定する際の決定的要因が議決権でないように組成された企業（以下、ストラクチャード・エンティティ）も含まれます。支配とは、投資先に対するパワー、投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利、並びに投資者のリターンの額に影響を及ぼすように投資先に対するパワーを用いる能力のすべての要素を有している場合をいいます。子会社の財務諸表は、支配開始日から支配喪失日までの間、連結財務諸表に含まれます。子会社の会計方針は、当企業グループが適用する会計方針と整合させるため、必要に応じて変更しております。

グループ内の債権債務残高及び取引、並びにグループ内取引によって発生した未実現利益は、連結財務諸表の作成に際して消去しております。未実現損失は未実現利益と同様に消去し、減損の有無を検討しております。

子会社の包括利益については、非支配持分が負の残高となる場合であっても、親会社の所有者と非支配持分に帰属させております。

(b) 関連会社及び共同支配企業

関連会社とは、当企業グループがその企業の財務及び経営方針に対して重要な影響力を有しているものの、支配または共同支配を有していない企業をいいます。当企業グループが他の企業の議決権の20%以上50%以下を保有する場合、当企業グループは当該他の企業に対して重要な影響力を有していると推定されます。

共同支配企業とは、複数の当事者が共同支配の取決めに基づき、当該取決めの純資産に対する権利を有しており、関連性のある活動に関する意思決定について支配を共有する当事者全員一致の合意を必要とする企業をいいます。

関連会社及び共同支配企業に対する投資は取得時に取得原価で認識し、持分法を用いて会計処理しております。ただし、当企業グループ内のベンチャー・キャピタル企業又は類似の企業が保有している投資については、IFRS第9号に従って、純損益を通じて公正価値で測定しております。持分法を適用する関連会社及び共同支配企業（以下、持分法適用会社）については、重要な影響を与えること又は共同支配を開始した日から喪失する日までの純損益及びその他の包括利益（当企業グループの会計方針に整合させるための調整後）に対する当企業グループの持分を認識し、持分法適用会社に対する投資額を修正します。持分法適用会社の損失に対する当企業グループの持分相当額が持分法適用会社に対する投資持分の帳簿価額を上回った場合には、当該持分の帳簿価額と実質的に持分法適用会社に対する正味投資の一部を構成する長期投資をゼロまで減額し、当企業グループが持分法適用会社に代わって債務（法的債務又は推定的債務）を負担する、又は支払いを行う場合を除き、それ以上の損失については認識しません。

持分法適用会社との取引から発生した未実現利益は、被投資企業に対する当企業グループの持分を上限として投資から控除しております。

(c) 企業結合

事業の取得は「取得法」を適用しております。企業結合時に移転した対価は、当企業グループが移転した資産、被取得企業の旧所有者に対する当企業グループの負債、そして当企業グループが発行した資本持分の当企業グループの支配獲得日（以下、取得日）の公正価値の合計として測定されます。

取得日において、識別可能な取得した資産及び引受けた負債は、主に以下を除き、取得日における公正価値で認識しております。

- ・繰延税金資産（又は繰延税金負債）及び従業員給付契約に係る負債（又は資産）は、それぞれIAS第12号「法人所得税」及びIAS第19号「従業員給付」に従って認識し測定しております。
- ・被取得企業の株式報酬制度、又は被取得企業の株式報酬制度の当企業グループの制度への置換えのために発行された負債又は資本性金融商品は、取得日にIFRS第2号「株式に基づく報酬」に従って測定しております。
- ・売却目的に分類される資産又は処分グループは、IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に従って測定しております。

当企業グループは、移転された対価と取得日時時点で測定した被取得企業の非支配持分の金額の合計から、取得日時点における識別可能な取得資産及び引受負債の純認識額を控除した額としてのれんを測定しております。この差額が負の金額である場合には、即時に純損益で認識しております。

当企業グループは、非支配持分を公正価値で測定するか、又は被取得企業の識別可能な純資産の比例持分で測定するかを、取得日に個々の企業結合ごとに選択しております。

負債又は資本性金融商品の発行に関連するものを除いて、企業結合に関連して当企業グループに発生する取引費用は、発生時に費用処理しております。

段階的に支配が達成される企業結合の場合、当企業グループが以前に保有していた被取得企業の持分は取得日の公正価値で再評価され、発生した利得又は損失があれば純損益に認識しております。

(d) 支配の喪失を伴わない持分の変動

支配の喪失を伴わない持分が変動する取引はIFRS第10号「連結財務諸表」に従って資本取引として会計処理しております。当企業グループの持分及び非支配持分の帳簿価額は、子会社に対する持分の変動を反映して調整され、「非支配持分を調整した金額」と「支払対価又は受取対価の公正価値」との差額は、資本に直接認識し、親会社の所有者に帰属します。

(e) 支配の喪失

当企業グループが投資の処分により子会社の支配を喪失する場合、処分損益は「受取対価の公正価値及び残存持分の公正価値の合計」と「子会社の資産（のれんを含む）、負債及び非支配持分の従前の帳簿価額」との差額として算定し、純損益に認識しております。

子会社について、従前にその他の包括利益で認識されていた金額は、当企業グループが関連する資産又は負債を直接処分した場合と同様に会計処理しております。支配を喪失する日における従前の子会社に対する残存投資の公正価値は、IFRS第9号に従って測定しております。

(2) 外貨

(a) 外貨換算

個々のグループ企業がそれぞれの財務諸表を作成する際、その企業の機能通貨以外の通貨での取引は、取引日における為替レートでグループ企業の各機能通貨に換算しております。取得原価で測定されている外貨建貨幣性資産及び負債は期末日において、期末日の為替レートで機能通貨に再換算しております。公正価値で測定されている外貨建非貨幣性資産及び負債は、当該公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に再換算しております。再換算によって発生した為替差額は、純損益として認識しております。ただし、公正価値で測定しその変動をその他の包括利益として認識する金融商品の再換算により発生した為替差額及び特定の為替リスクをヘッジするための取引に関する為替差額は純損益から除いております。

(b) 在外営業活動体

機能通貨が表示通貨と異なるグループ企業（主には在外営業活動体）の資産及び負債は、取得により発生したのれん及び公正価値の調整を含め、期末日の為替レートで表示通貨に換算しております。在外営業活動体の収益及び費用は、期中平均為替レートで表示通貨に換算しております。

為替換算差額はその他の包括利益で認識されます。在外営業活動体について、支配の喪失や重要な影響力を喪失するような処分がなされた場合には、当該在外営業活動体に関連する累積換算差額は処分した期の純損益として認識しております。

(3) 金融商品

当企業グループはIFRS第9号を早期適用しております。IFRS第9号は、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」の適用対象となる金融資産に対し、「償却原価」又は「公正価値」により事後測定することを要求しています。特に、契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有することを目的とする事業モデルに基づいて保有され、かつ、元本及び元本残高に対する利息の支払のみの契約上のキャッシュ・フローを生じさせる負債性金融商品は、以後の会計期間末において「償却原価」で測定されます。その他のすべての負債性金融商品及び資本性金融商品は、以後の会計期間末において「公正価値」で測定されます。

(a) 当初認識と当初測定

金融資産及び金融負債は、グループ企業が金融商品の契約条項の当事者になる時点で認識されます。

金融資産の通常の方法による売買はすべて、取引日基準で認識及び認識の中止を行います。通常の方法による売買とは、市場における規則又は慣行により一般に認められている期間内での資産の引渡しが要求される金融資産の購入又は売却をいいます。

金融資産及び金融負債は公正価値で当初測定されます。純損益を通じて公正価値で測定される金融資産（以下、FVTPLの金融資産）及び純損益を通じて公正価値で測定される金融負債（以下、FVTPLの金融負債）を除き、金融資産及び金融負債の取得又は発行に直接起因する取引費用は、当初認識時において、適切に金融資産の公正価値に加算又は金融負債の公正価値から減算されます。FVTPLの金融資産及びFVTPLの金融負債の取得又は発行に直接起因する取引費用は、直ちに純損益に認識されます。

売買目的以外で保有する資本性金融商品については、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産（以下、FVTOCIの金融資産）として指定しております。

(b) 相殺

金融資産及び金融負債は、当企業グループが残高を相殺する法的に強制可能な権利を現在有しており、純額で決済する場合、又は資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有する場合にのみ、連結財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しております。

(c) 非デリバティブ金融資産

非デリバティブ金融資産は、当該金融資産の管理に関する企業のビジネスモデル及び金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性によって、以下の指定された区分、「償却原価で測定される金融資産」、「FVTPLの金融資産」又は「FVTOCIの金融資産」に当初認識時に分類されます。

償却原価で測定される金融資産

金融資産が契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とするビジネスモデルの中で所有され、当該金融資産の契約条項により、特定の日において元本及び利息の支払いのみであるキャッシュ・フローが発生するのであれば、当該金融資産は実効金利法を使用し減損損失控除後の償却原価で、事後測定されます。

FVTPLの金融資産

償却原価で事後測定されるもの以外の金融資産は純損益において公正価値のすべての変動が認識され、公正価値で事後測定されます。

FVTOCIの金融資産

当企業グループは当初認識時点に、トレーディングのために保有されていない資本性金融商品のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産を指定しております。この指定は取り消すことができません。当該金融商品の公正価値の変動はその他の包括利益に計上され、純損益に組替調整されません。ただし、このような投資から獲得した配当は、当該配当が明らかに投資原価の回収を示しているものでなければ純損益において認識されます。このような投資の認識を中止した場合、又は、取得原価に比し公正価値の著しい下落が一時的ではない場合、その他の包括利益で認識されていた金額は直接利益剰余金に振り替え、純損益で認識されません。

(d) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物とは、現金及び容易に一定の金額に現金化が可能な流動性の高い金融資産であり、預入時点から満期日までが3カ月以内の短期定期預金を含んでおります。

(e) 非デリバティブ金融負債

非デリバティブ金融負債には、社債及び借入金、営業債務及びその他の債務等が含まれ、当初認識後は、実効金利法を用いた償却原価により測定しております。

(f) トレーディング資産及びトレーディング負債

以下の場合には、金融資産及び金融負債はトレーディング資産及びトレーディング負債に分類されます。

- ・主として短期間に売却又は買戻しを行う目的で取得した金融資産
- ・当初認識時において、当企業グループがまとめて管理しており、かつ、最近における短期的な利益獲得の実績がある特定の金融商品のポートフォリオの一部である金融資産
- ・デリバティブ（ヘッジ手段として指定していないか、ヘッジ手段として有効でないもの）

トレーディング資産及びトレーディング負債は、FVTPLの金融資産及びFVTPLの金融負債に分類され、すべての公正価値の変動は純損益として認識されます。なお、トレーディング資産及びトレーディング負債は連結財政状態計算書上、その他の証券業関連資産及びその他の証券業関連負債に含めて表示されております。

(g) 認識の中止

当企業グループは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効した場合、または、当該金融資産の所有に係るリスク及び便益を実質的にすべて移転する取引において、金融資産から生じるキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を移転する場合に、当該金融資産の認識を中止しております。移転した金融資産に関して当企業グループが創出した、又は当企業グループが引き続き保有する権利及び義務については、別個の資産又は負債として認識しております。

(h) 公正価値測定

当企業グループは、金融資産又は金融負債に関する市場が活発である場合、市場価格を用いて公正価値を測定しております。

金融資産又は金融負債に関する市場が活発でない場合、当企業グループは評価技法を用いて公正価値を決定しております。評価技法には、知識のある自発的な当事者間での最近の独立第三者間取引の利用、ほぼ同じ他の金融資産又は金融負債の現在の公正価値の参照、割引キャッシュ・フロー分析及びオプション価格算定モデルが含まれます。市場参加者が金融資産又は金融負債の価格決定のために用いている評価技法があり、信頼性のある見積市場価格を提供することが立証されている場合には、その評価技法を用いて公正価値を決定しております。評価技法の妥当性を確保するために、当企業グループは、定期的に観察可能な市場データに基づいて評価技法を調整し、有効性を検証しております。

(i) 償却原価で測定される金融資産の減損

金融資産の当初認識後に損失事象が発生したことが客観的証拠によって示されており、かつ、当該損失事象によって当該金融資産の見積将来キャッシュ・フローにマイナスの影響が及ぼされることが合理的に予測できる場合に、金融資産が減損していると判定しております。当企業グループは、四半期毎に減損していることを示す客観的な証拠が存在するかどうかについての評価を行っております。

当企業グループは、償却原価で測定される金融資産の減損の証拠を、個々の資産ごとに検討するとともに全体としても検討しております。個々に重要な金融資産は、個別に減損を評価しております。個々に重要な金融資産のうち個別に減損する必要がないものについては、発生しているが未特定となっている減損の有無の評価を全体として実施しております。個々に重要でない金融資産は、リスクの特徴が類似するものごとにグルーピングを行い、全体として減損の評価を行っております。

償却原価で測定される金融資産の減損損失は、その帳簿価額と当該資産の当初の実効金利で割り引いた見積将来キャッシュ・フローの現在価値との差額として測定されます。減損損失は純損益として認識し、金融資産の帳簿価額から直接減額されます。減損を認識した資産に対する利息は、時の経過に伴う割引額の割戻しを通じて引き続き認識されます。減損損失認識後に減損損失を減額する事象が発生し、当該減額が減損を認識された後に発生した事象に客観的に関連している場合には、過去に認識した減損損失は純損益に戻し入れられます。

(j) デリバティブ

当企業グループは、主に金利変動リスク及び為替変動リスクのヘッジのため、デリバティブ（金利スワップ取引及び為替予約取引等）を利用しております。

ヘッジ会計を適用したデリバティブ

当企業グループは、当初のヘッジ指定時にヘッジ取引を行うための戦略に従い、ヘッジ手段であるデリバティブとヘッジ対象の関係について文書化しております。さらに、ヘッジ指定時及びヘッジ期間中に、デリバティブが金利変動リスク等に起因するヘッジ対象の公正価値の変動又はキャッシュ・フローの変動を相殺するのにきわめて有効であるかどうかを文書化しております。

公正価値ヘッジとして指定した場合、ヘッジ手段であるデリバティブの公正価値の変動は純損益で認識しており、金利変動リスク等に起因するヘッジ対象に係る利得又は損失は、ヘッジ対象の帳簿価額を修正して、純損益に認識しております。

キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定した場合、ヘッジ手段であるデリバティブの公正価値の変動のうちヘッジ有効部分はその他の包括利益に認識し、ヘッジ非有効部分は直ちに純損益に認識しております。その他の包括利益に認識されていた金額は、ヘッジ対象のキャッシュ・フローが純損益に影響を与えるのと同じ期に、連結包括利益計算書においてその他包括利益から控除し、純損益に振り替えられます。

ヘッジ会計の要件を満たさない場合には、ヘッジ会計は中止されます。その場合、その他の包括利益に認識されていた金額は引き続き計上され、予定取引が最終的に純損益に認識された時点、又は予定取引がもはや発生しないと見込まれる時点で、直ちに純損益に認識されます。

ヘッジ会計を適用していないデリバティブ

当企業グループには、ヘッジ目的で保有しているデリバティブのうち、ヘッジ会計を適用していないものがあります。また、デリバティブをヘッジ目的以外のトレーディング目的でも保有しております。これらのデリバティブの公正価値のすべての変動は純損益に認識されます。

(k) 資本

普通株式

当社が発行した普通株式は資本として分類しております。普通株式の発行に直接関連する費用は、税効果考慮後の金額を資本の控除項目として認識しております。

自己株式

自己株式を取得した場合は、税効果考慮後の直接取引費用を含む支払対価を、資本の控除項目として認識しております。自己株式を売却した場合、受取対価を資本の増加として認識しております。

(4) リース(借手)

リース資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてが実質的に移転するリース契約は、ファイナンス・リースとして分類しております。リース資産は、公正価値と最低支払リース料総額の現在価値のいずれか低い額で当初認識され、当初認識後は当該資産に適用される会計方針に基づいて会計処理しております。

(5) 有形固定資産

(a) 認識及び測定

有形固定資産は、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。取得原価には資産の取得に直接関連する支出が含まれております。有形固定資産の処分損益は、処分により受け取る金額と有形固定資産の帳簿価額とを比較し、純額で純損益として認識しております。

(b) 減価償却

減価償却費は償却可能価額をもとに算定しております。償却可能価額は、資産の取得価額から残存価額を差し引いて算出しております。減価償却は、有形固定資産の各構成要素の見積耐用年数にわたり、定額法によって純損益で認識しております。土地は償却しておりません。

当期及び比較期間における主な見積耐用年数は以下のとおりであります。

・建物	3～47年
・器具及び備品	3～20年

減価償却方法、見積耐用年数及び残存価額は、毎期末日に見直しを行い、必要に応じて変更しております。

(6) 無形資産

(a) 企業結合により取得した無形資産（のれん及びその他の無形資産）

子会社の取得の企業結合により生じたのれんは無形資産に計上しております。当初認識時におけるのれんの測定については、「(1) 連結の基礎 (c) 企業結合」に記載しております。企業結合により取得し、のれんとは区別して認識された無形資産は、取得日の公正価値で当初認識されます。

のれんは、当初認識後、取得価額から減損損失累計額を控除して測定しております。持分法で会計処理している被投資企業については、のれんの帳簿価額を投資の帳簿価額に含めております。

のれんを除く無形資産は、有限の耐用年数が付されたものについては、個別に取得した無形資産と同様に、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除して測定しております。

(b) 研究開発費

新規の科学的又は技術的な知識及び理解を得る目的で実施される研究活動に関する支出は、発生時に純損益として認識しております。一定の要件を満たすことで資産化した開発費用は、取得価額から償却累計額及び減損損失累計額を差し引いて測定しております。

(c) その他の無形資産（個別に取得した無形資産）

当企業グループが取得したその他の無形資産は、原価モデルを採用し、取得価額から償却累計額及び減損損失累計額を控除して測定しております。

(d) 償却

のれんを除く無形資産の償却は、有限の耐用年数が付されたものについては、当該資産が使用可能な状態になった日から見積耐用年数にわたり、定額法によって純損益で認識しております。

当期及び比較期間における主な見積耐用年数は以下のとおりであります。

・ソフトウェア	5年
・顧客との関係	5～16年

償却方法、見積耐用年数及び残存価額は、毎期末日に見直しを行い、必要に応じて変更しております。

(7) 投資不動産

投資不動産とは、賃料収入、キャピタルゲイン、又はその両方を得ることを目的として保有する不動産（建設中の不動産を含む）であります。通常の営業過程で販売する不動産や、商品又はサービスの提供、製造、販売、その他の管理などの目的で使用する不動産は含まれません。投資不動産は、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。

減価償却費は償却可能価額をもとに算定しております。償却可能価額は、資産の取得価額又は取得価額に準じる額から残存価額を差し引いて算出しております。減価償却は、投資不動産の各構成要素の見積耐用年数にわたり、定額法によって純損益で認識しております。

当期及び比較期間における見積耐用年数は以下のとおりであります。

・建物	8～50年
-----	-------

処分時点、又は、投資不動産が恒久的に使用されなくなり、処分による将来の経済的便益が期待できなくなった時点で、投資不動産の認識を中止します。正味処分対価と資産の帳簿価額との差額として算定される投資不動産の認識の中止により生じる利得又は損失は、認識を中止する時点で純損益として認識されます。

(8) 非金融資産等の減損

繰延税金資産を除く、当企業グループの非金融資産については、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積もっております。ただし、のれんが配分された資金生成単位及び見積耐用年数を確定できない、又は未だ使用可能ではない無形資産については、減損の兆候の有無にかかわらず、回収可能価額を毎年同じ時期に見積もっております。資金生成単位については、継続的に使用することにより他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の資産グループとしております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうち、いずれか高い金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値と当該資産に固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割り引いております。減損テストにおいて、回収可能価額を見積もることができない個別資産は、個別資産が属する資金生成単位に統合し、資金生成単位の回収可能価額を見積もっております。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超過する場合に、純損益として認識しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、最初にその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額し、次に当該資金生成単位内のその他の資産に対して比例的に配分しております。

のれんに関連する減損損失は戻し入れておりません。過去に認識したその他の資産の減損損失は、各期末日において、損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を評価しております。回収可能価額の決定に使用した見積もりに変更があった場合は、見積もり変更後の回収可能価額まで減損損失を戻し入れております。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費又は償却費を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として戻し入れております。

持分法適用会社に対する投資の帳簿価額の一部を構成するのれんは区分して認識されないため、個別に減損テストを実施しておりません。その代わりに、持分法適用会社に対する投資の総額を単一の資産として、投資が減損している可能性を示唆する客観的な証拠が存在する場合に、減損テストを実施しております。

(9) 保険契約

保険契約及び再保険契約に関しては、保険業法及び保険業法施行規則その他本邦における実務慣行を基礎に、IFRS第4号「保険契約」の各種要件を踏まえて当企業グループの会計方針を決定し、適用しております。なお、負債十分性テストに関しては、契約上のすべてのキャッシュ・フロー、保険金請求処理費用といった関連キャッシュ・フロー等の期末日現在の見積もりを考慮し実施しております。負債が十分でないことが判明した場合には、不足額の全額を純損益として認識することとしております。

(10) 従業員給付

(a) 確定拠出型年金制度

当社及び一部の子会社では、確定拠出型年金制度を採用しております。確定拠出型年金制度は、雇用主が一定額の掛金を他の独立した企業に拠出し、その拠出額以上の支払について法的又は推定的債務を負わない退職後給付制度であります。確定拠出型年金制度の拠出は、従業員がサービスを提供した期間に費用として認識しております。

(b) 短期従業員給付及び株式に基づく報酬

短期従業員給付については、割引計算は行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として計上しております。

また、当企業グループは、役員及び従業員に対するインセンティブとして株式報酬制度を採用しております。2002年11月7日より後に付与され、2011年4月1日以降に権利が確定する株式報酬制度のうち、持分決済型株式報酬制度（ストック・オプション制度）については、付与日における公正価値によって測定し、最終的に権利確定すると予想されるストック・オプションの数を考慮した上で、権利確定期間にわたって費用として認識され、同額を資本の増加として認識しております。現金決済型株式報酬制度については、受領した役務及び発生した負債を、当該負債の公正価値で測定し、負債が決済されるまで、当該負債の公正価値を決算日及び決済日に再測定し、公正価値の変動を純損益として認識しております。

(11) 引当金

引当金は、過去の事象の結果として、当企業グループが、合理的に見積もり可能である法的債務又は推定的債務を現在の債務として負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高い場合に認識しております。引当金は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を使用し、現在価値に割り引いております。

(12) 収益

(a) 投資ポートフォリオ（トレーディング資産を除く）に係る金融収益

FVTPLの金融資産は、当初認識時に公正価値で認識し、取引費用は発生時に純損益で認識しております。売却による純損益は受領した対価の公正価値と帳簿価額との差額として測定しております。

FVTOCIの金融資産は、その公正価値の変動をその他の包括利益に含めております。FVTOCIの金融資産の認識を中止した（売却した）場合、又は取得原価に比し公正価値の著しい下落が一時的ではない場合、その他の包括利益で認識されていた金額を利益剰余金に振り替えております。

ただし、FVTOCIの金融資産からの配当金については、金融収益の一部として純損益で認識しております。

(b) トレーディング損益

トレーディング資産に属する有価証券は、FVTPLの金融資産として分類され、公正価値で測定しその変動を純損益で認識しております。

(c) 受取手数料

受取手数料は、当企業グループが収益稼得取引の主たる当事者ではなく代理人として行う取引に関するものであり、取引の成果を信頼性をもって見積もることができる場合には、報告期間末日現在の取引の進捗度に応じて認識されております。以下の要素を満たす場合には、当企業グループが主たる当事者ではなく代理人として行う取引に該当します。

- ・当企業グループが、物品の所有権を取得せず、かつ、販売後の物品に関しても何ら責任を負っていない。
- ・当企業グループが、最終顧客から対価を回収しているものの、すべての信用リスクを物品の供給者が負っている。

(d) 物品の販売

通常の営業活動における物品の販売による収益は、受け取った又は受取予定の対価から、返品、値引き及び割戻しを減額した価額で測定しております。通常は、販売契約の履行という形式による説得力のある証拠が存在する場合、すなわち、所有に伴う重要なリスク及び便益が買手に移転し、対価の回収可能性が高く、関連原価や返品の可能性を合理的に見積もることができ、物品に関しての継続的な管理上の関与を有しておらず、収益の金額を信頼性をもって測定することができる場合に、収益を認識しております。値引きを行う可能性が高く、その金額を合理的に見積もることが可能な場合は、物品の販売による収益を認識する時点で当該値引きを収益の額から控除しております。

(13) 法人所得税費用

法人所得税費用は、当期税金費用と繰延税金費用から構成されております。これらは、企業結合に関連するもの、及び直接資本又はその他の包括利益で認識される項目を除き、純損益で認識しております。

当期税金費用は、期末日時点において施行又は実質的に施行される税率を当期の課税所得に乗じて算定する未払法人所得税又は未収還付税の見積もりで測定されます。

繰延税金費用は、資産及び負債の会計上の帳簿価額と税務上の金額との一時的な差異について認識されます。企業結合以外の取引で、かつ、会計上又は税務上のいずれの純損益にも影響を及ぼさない取引における資産又は負債の当初認識、及び予測可能な将来にその差異が解消されない可能性が高い場合の子会社及び持分法適用会社への投資に係る将来減算一時差異については、繰延税金資産を認識しておりません。さらに、のれんの当初認識において生じる将来加算一時差異についても、繰延税金負債を認識しておりません。繰延税金資産及び繰延税金負債は、期末日に施行又は実質的に施行される法律に基づいて一時差異が解消される時に適用されると予測される税率を用いて測定しております。繰延税金資産及び繰延税金負債は、当期税金資産及び当期税金負債を相殺する法律上強制力のある権利を有しており、かつ、法人所得税が同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合、又は異なる納税主体に課されているものの、これらの納税

主体が当期税金資産及び当期税金負債を純額ベースで決済することを意図している場合、もしくはこれら税金資産及び税金負債が同時に実現する予定である場合に相殺しております。

未使用の税務上の欠損金、税額控除及び将来減算一時差異のうち、利用できる将来課税所得が稼得される可能性が高いものに限り繰延税金資産を認識しております。繰延税金資産は毎期末日に見直し、税務便益が実現する可能性が高くなった部分について減額しております。

子会社及び持分法適用会社への投資に係る将来加算一時差異についても繰延税金負債を認識しております。ただし、一時差異の解消時期を当企業グループがコントロールでき、かつ予測可能な期間内に一時差異が解消しない可能性が高い場合には認識しておりません。

一方、そのような投資に関連する将来減算一時差異から発生する繰延税金資産は、一時差異からの便益を利用するのに十分な課税所得がある可能性が高く、予測可能な将来の期間に解消する可能性が高い範囲でのみ認識しております。

(14) 1株当たり利益

当企業グループは、普通株式に係る基本的1株当たり利益（以下、基本的EPS）及び希薄化後1株当たり利益（以下、希薄化後EPS）を開示しております。基本的EPSは、当社の普通株主に帰属する純損益を、その期間の自己株式を調整した発行済普通株式の加重平均株式数で除して算定しております。希薄化後EPSは、すべての希薄化効果のある潜在的普通株式による影響について、普通株主に帰属する純損益及び自己株式を調整した発行済普通株式の加重平均株式数を調整することにより算定しております。

(15) セグメント報告

事業セグメントとは、当企業グループ内の他の構成単位との取引に関連する収益及び費用を含む、収益を稼得し費用を発生させる事業活動に従事する当企業グループの構成単位の1つであります。すべての事業セグメントの事業の成果は、個別にその財務情報が入手可能なものであり、かつ、各セグメントへの経営資源の配分及び業績の評価を行うために、当社の取締役会が定期的にレビューしております。当社の取締役会に報告されるセグメントの事業の成果は、セグメントに直接帰属する項目及び合理的な理由に基づき配分することができる項目を含んでおります。セグメントに配分されていない項目は、主に本社費用から構成されております。

(16) 売却目的で保有する非流動資産

継続的使用よりも、売却により回収が見込まれる資産及び資産グループのうち、1年以内に売却する可能性が非常に高く、かつ、現状で直ちに売却可能で、当企業グループの経営者が売却を確約している場合には、売却目的で保有する非流動資産及び処分グループとして分類しております。

当企業グループは、子会社に対する支配の喪失を伴う売却の契約を確約している場合、当企業グループが売却後もその子会社に対する非支配持分を保持するかどうかにかかわらず、上記と同様の条件が満たされた時に、その子会社のすべての資産及び負債を、売却目的保有に分類しております。

売却目的で保有する非流動資産及び処分グループについては、「帳簿価額」と「売却コスト控除後の公正価値」のいずれか低い金額で測定しております。

(17) 未適用の公表済み基準書及び解釈指針

連結財務諸表の承認日まで新設又は改訂が行われた基準書のうち、当企業グループが早期適用していない主なものは以下のとおりであります。適用による当企業グループへの影響は検討中であり、現時点で見積ることはできません。

基準書		強制適用時期 (以降開始年度)	当企業グループ 適用時期	新設・改訂の概要
IFRS第9号	金融商品	2018年1月1日	2019年3月期	ヘッジ会計、減損会計、金融商品の分類及び測定に関する改訂
IFRS第10号 IAS第28号	連結財務諸表 関連会社及び共同支配企業 に対する投資	未定	未定	投資者とその関連会社または共同支配企業との間の資産の売却または拋出の会計処理の明確化
IFRS第15号	顧客との契約から生じる収益	2018年1月1日	2019年3月期	収益認識に関する会計処理の改訂
IFRS第16号	リース	2019年1月1日	2020年3月期	リースの定義及び会計処理の改訂
IFRS第17号	保険契約	2021年1月1日	2022年3月期	保険負債の測定方法に関する改訂
IAS第7号	キャッシュ・フロー計算書	2017年1月1日	2018年3月期	財務活動から生じる負債の変動に関する開示の追加要求

4 事業セグメント

当企業グループは、インターネットを通じた金融に関する事業や国内外への投資に関する事業を中核に据えた総合金融グループとして事業を展開しており、これらに21世紀の成長産業として期待されるバイオ関連事業を加えた主要3事業を報告セグメントとしております。

当企業グループの報告セグメントは、当企業グループの構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、最高経営意思決定機関である取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

報告セグメントの主な事業内容は、次のとおりであります。

(金融サービス事業)

証券関連事業、銀行業、保険事業を中核とした多様な金融関連事業を行っております。

(アセットマネジメント事業)

国内外のIT、バイオ及び金融関連のベンチャー企業等への投資に関する事業、海外における金融サービス事業及び金融商品の情報提供等を行う資産運用サービス事業を行っております。

(バイオ関連事業)

生体内に存在するアミノ酸の一種である5-アミノレブリン酸(ALA)を活用した医薬品・健康食品・化粧品の開発・販売や、がん及び免疫分野等における抗体医薬・核酸医薬の研究開発に関する事業を行っております。

その他には、不動産事業などが含まれておりますが、当期の報告セグメントと定義付けるための定量的な基準値を満たしておりません。

消去又は全社には、特定の事業セグメントに配賦されない損益及びセグメント間の内部取引消去が含まれております。なお、セグメント間の内部取引価格は市場実勢価格に基づいております。

当企業グループの報告セグメントごとの業績は次のとおりであります。

なお、前期まで「アセットマネジメント事業」に含めていた一部の子会社（SBI AXES株式会社他）については、当期から「金融サービス事業」に含めております。このため、前期についても当期のセグメント構成に合わせて組み替えております。

前期（自2015年4月1日 至2016年3月31日）

	金融サービス事業	アセットマネジメント事業	バイオ関連事業	計	その他	消去又は全社	連結
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
収益							
外部顧客からの収益	164,381	90,914	3,874	259,169	2,259	316	261,744
セグメント間収益	1,827	629	147	2,603	—	(2,603)	—
合計	<u>166,208</u>	<u>91,543</u>	<u>4,021</u>	<u>261,772</u>	<u>2,259</u>	<u>(2,287)</u>	<u>261,744</u>
セグメント損益							
税引前利益	<u>50,806</u>	<u>17,649</u>	<u>(6,572)</u>	<u>61,883</u>	<u>(835)</u>	<u>(8,821)</u>	<u>52,227</u>
その他の項目							
金利収益	32,880	38,253	0	71,133	0	(1,079)	70,054
金利費用	(6,224)	(11,102)	(121)	(17,447)	(40)	(2,791)	(20,278)
減価償却費及び償却費	(5,421)	(5,097)	(225)	(10,743)	(115)	(180)	(11,038)
持分法による投資利益	3,556	(279)	(1,683)	1,594	(11)	—	1,583

当期（自2016年4月1日 至2017年3月31日）

	金融サービス事業	アセットマネジメント事業	バイオ関連事業	計	その他	消去又は全社	連結
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
収益							
外部顧客からの収益	175,266	79,993	5,398	260,657	880	402	261,939
セグメント間収益	1,723	399	132	2,254	3	(2,257)	—
合計	<u>176,989</u>	<u>80,392</u>	<u>5,530</u>	<u>262,911</u>	<u>883</u>	<u>(1,855)</u>	<u>261,939</u>
セグメント損益							
税引前利益	<u>48,853</u>	<u>13,940</u>	<u>(9,574)</u>	<u>53,219</u>	<u>(830)</u>	<u>(9,250)</u>	<u>43,139</u>
その他の項目							
金利収益	32,476	47,922	0	80,398	0	(935)	79,463
金利費用	(4,863)	(10,201)	(247)	(15,311)	(50)	(2,659)	(18,020)
減価償却費及び償却費	(5,435)	(4,081)	(536)	(10,052)	(85)	(253)	(10,390)
持分法による投資利益	3,448	109	(697)	2,860	(11)	—	2,849

非流動資産及び外部顧客からの収益の地域別内訳は、次のとおりであります。

非流動資産

	前期末 (2016年3月31日)	当期末 (2017年3月31日)
	百万円	百万円
日本	68,791	65,051
韓国	124,421	119,678
その他	19,047	18,367
合計	212,259	203,096

(注) 非流動資産は、資産の所在地により区分しており、金融資産及び繰延税金資産を含んでおりません。

外部顧客からの収益

	前期 (自2015年4月1日 至2016年3月31日)	当期 (自2016年4月1日 至2017年3月31日)
	百万円	百万円
日本	215,709	204,501
海外	46,035	57,438
合計	261,744	261,939

(注) 収益は、事業会社の所在地により区分しております。

5 金融商品の公正価値

(1) 公正価値の算定方法

金融資産及び金融負債の公正価値は、次のとおり決定しております。なお、金融商品の公正価値の見積もりにおいて、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、将来キャッシュ・フローを割引く方法、又はその他の適切な評価技法により見積もっております。

現金及び現金同等物、その他の金融資産、その他の金融負債

満期又は決済までの期間が短期であるため、帳簿価額と公正価値はほぼ同額であります。

営業債権及びその他の債権

債権の種類ごとに分類し、一定の期間ごとに、その将来キャッシュ・フローを満期までの期間及び信用リスクを加味した利率で割引く方法により、公正価値を見積もっております。なお、短期間で決済されるものは、公正価値が帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を公正価値とみなしております。

証券業関連資産、証券業関連負債

証券業関連資産のうち、信用取引資産に含まれる信用取引貸付金の公正価値については、変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため、帳簿価額とほぼ同額であります。また、信用取引貸付金を除く証券業関連資産及び証券業関連負債の公正価値については、短期間で決済されるものであるため、帳簿価額とほぼ同額であります。

トレーディング資産及びトレーディング負債については、主たる証券取引所における最終の価格により、公正価値を見積もっております。

営業投資有価証券、その他の投資有価証券

市場性のある有価証券の公正価値は、市場価格を用いて見積もっております。非上場株式、市場価格のない転換社債型新株予約権付社債や新株予約権については、割引将来キャッシュ・フロー、類似業種比較法、収益、利益性及び純資産に基づく評価モデル等の適切な評価技法により、公正価値を見積もっております。債券等については、売買参考統計値、取引金融機関から提示された価格等、利用可能な情報に基づく合理的な評価方法により、公正価値を見積もっております。投資事業組合等への出資金については、組合財産の公正価値を見積もった上、当該公正価値に対する持分相当額を投資事業組合等への出資金の公正価値としております。

社債及び借入金、営業債務及びその他の債務

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映しており、また、グループ企業の信用状態に実行後大きな変動はないと考えられることから、帳簿価額を公正価値とみなしております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した将来キャッシュ・フローを残存期間及び信用リスクを加味した利率で割引く方法や、一定の期間ごとに区分した将来キャッシュ・フローを同様の新規借入又はリース取引等を行った場合に想定される利率で割引く方法により、公正価値を見積もっております。なお、短期間で決済されるものは、公正価値が帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を公正価値とみなしております。

顧客預金

顧客預金のうち、要求払預金については、報告日に要求された場合の支払額である帳簿価額を公正価値としております。また、定期預金については、一定の期間ごとに、その将来キャッシュ・フローを満期までの期間及び信用リスクを加味した利率で割引く方法により、公正価値を見積もっております。なお、残存期間が短期の定期預金については、公正価値は帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を公正価値とみなしております。

(2) 金融商品の分類及び公正価値

金融資産の分類及び公正価値は次のとおりであります。

前期末（2016年3月31日）

	帳簿価額				公正価値
	FVTPLの 金融資産	FVTOCIの 金融資産	償却原価で 測定される 金融資産	合計	
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
営業債権及びその他の債権	—	—	369,006	369,006	373,990
証券業関連資産	11,948	—	1,896,727	1,908,675	1,908,675
営業投資有価証券	118,886	—	—	118,886	118,886
その他の投資有価証券	109,109	1,158	63,640	173,907	175,997
合計	239,943	1,158	2,329,373	2,570,474	2,577,548

当期末（2017年3月31日）

	帳簿価額				公正価値
	FVTPLの 金融資産	FVTOCIの 金融資産	償却原価で 測定される 金融資産	合計	
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
営業債権及びその他の債権	—	—	472,128	472,128	477,051
証券業関連資産	22,816	—	2,310,225	2,333,041	2,333,041
営業投資有価証券	111,067	—	—	111,067	111,067
その他の投資有価証券	107,853	1,243	77,416	186,512	187,680
合計	241,736	1,243	2,859,769	3,102,748	3,108,839

金融負債の分類及び公正価値は次のとおりであります。

前期末（2016年3月31日）

	帳簿価額			公正価値
	FVTPLの 金融負債	償却原価で 測定される 金融負債	合計	
	百万円	百万円	百万円	百万円
社債及び借入金	—	324,585	324,585	325,804
営業債務及びその他の債務	1,987	36,772	38,759	38,878
証券業関連負債	2,092	1,758,251	1,760,343	1,760,343
顧客預金	—	386,027	386,027	386,132
合計	4,079	2,505,635	2,509,714	2,511,157

当期末（2017年3月31日）

	帳簿価額			公正価値
	FVTPLの 金融負債	償却原価で 測定される 金融負債	合計	
	百万円	百万円	百万円	百万円
社債及び借入金	—	518,977	518,977	518,887
営業債務及びその他の債務	2,118	50,769	52,887	53,013
証券業関連負債	51,854	2,126,758	2,178,612	2,178,612
顧客預金	—	485,827	485,827	485,997
合計	53,972	3,182,331	3,236,303	3,236,509

(3) 公正価値ヒエラルキーのレベル別分類

IFRS第13号「公正価値測定」は、公正価値の測定に利用するインプットの重要性を反映させた公正価値のヒエラルキーを用いて、公正価値の測定を分類することを要求しております。

公正価値のヒエラルキーは、以下のレベルとなっております。

- ・レベル1：活発な市場における同一資産・負債の市場価格
- ・レベル2：直接的又は間接的に観察可能な、公表価格以外の価格で構成されたインプット
- ・レベル3：観察不能な価格を含むインプット

公正価値の測定に使用される公正価値のヒエラルキーのレベルは、その公正価値の測定にとって重要なインプットのうち、最も低いレベルにより決定しております。

また、レベル間の振替につきましては、振替を生じさせた事象又は状況の変化の日に認識しております。

金融資産及び金融負債の公正価値のヒエラルキーごとの分類は次のとおりであります。

連結財政状態計算書において公正価値で測定される金融資産及び金融負債

前期末（2016年3月31日）				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
金融資産				
証券業関連資産	11,948	—	—	11,948
営業投資有価証券及び その他の投資有価証券				
FVTPLの金融資産	117,673	614	109,708	227,995
FVTOCIの金融資産	36	—	1,122	1,158
金融資産合計	129,657	614	110,830	241,101
金融負債				
営業債務及びその他の債務	—	—	1,987	1,987
証券業関連負債	2,092	—	—	2,092
金融負債合計	2,092	—	1,987	4,079
当期末（2017年3月31日）				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
金融資産				
証券業関連資産	22,816	—	—	22,816
営業投資有価証券及び その他の投資有価証券				
FVTPLの金融資産	96,206	614	122,100	218,920
FVTOCIの金融資産	20	—	1,223	1,243
金融資産合計	119,042	614	123,323	242,979
金融負債				
営業債務及びその他の債務	—	—	2,118	2,118
証券業関連負債	51,854	—	—	51,854
金融負債合計	51,854	—	2,118	53,972

連結財政状態計算書において公正価値で測定されていない金融資産及び金融負債

前期末（2016年3月31日）				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
金融資産				
営業債権及びその他の債権	—	373,990	—	373,990
証券業関連資産	—	1,896,727	—	1,896,727
営業投資有価証券及び その他の投資有価証券	65,730	—	—	65,730
金融資産合計	65,730	2,270,717	—	2,336,447
金融負債				
社債及び借入金	—	325,804	—	325,804
営業債務及びその他の債務	—	36,891	—	36,891
証券業関連負債	—	1,758,251	—	1,758,251
顧客預金	—	386,132	—	386,132
金融負債合計	—	2,507,078	—	2,507,078
当期末（2017年3月31日）				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
金融資産				
営業債権及びその他の債権	—	477,051	—	477,051
証券業関連資産	—	2,310,225	—	2,310,225
営業投資有価証券及び その他の投資有価証券	75,084	—	3,500	78,584
金融資産合計	75,084	2,787,276	3,500	2,865,860
金融負債				
社債及び借入金	—	518,887	—	518,887
営業債務及びその他の債務	—	50,895	—	50,895
証券業関連負債	—	2,126,758	—	2,126,758
顧客預金	—	485,997	—	485,997
金融負債合計	—	3,182,537	—	3,182,537

(4) レベル3に分類される金融商品

レベル3に分類される金融商品については、取締役会に報告された評価方針及び手続に基づき、外部の評価専門家又は適切な評価担当者が評価の実施及び評価結果の分析を行っております。

評価結果は、財務経理担当役員及び財務経理部門責任者によりレビューされ、承認されております。

公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類される金融商品について、経常的な公正価値測定に用いた評価技法及び重要な観察可能でないインプットに関する情報は次のとおりであります。

前期末（2016年3月31日）			
公正価値	評価技法	観察可能でない インプット	範囲
百万円			
営業投資有価証券及び その他の投資有価証券	インカムアプローチ 及び マーケットアプローチ	割引率	9%～16%
		株価収益率	8.6倍～20.1倍
		EBITDA倍率	8.8倍
		非流動性ディスカウント	10%～30%
110,830			
当期末（2017年3月31日）			
公正価値	評価技法	観察可能でない インプット	範囲
百万円			
営業投資有価証券及び その他の投資有価証券	インカムアプローチ 及び マーケットアプローチ	割引率	5%～10%
		株価収益率	9.8倍～30.4倍
		EBITDA倍率	7.9倍～24.8倍
		非流動性ディスカウント	10%～30%
123,323			

経常的に公正価値で測定するレベル3に分類される金融商品の公正価値のうち、インカムアプローチ及びマーケットアプローチで評価される「営業投資有価証券」及び「その他の投資有価証券」の公正価値は、割引率の上昇（下落）により減少（増加）し、株価収益率の上昇（下落）により増加（減少）し、EBITDA倍率の上昇（下落）により増加（減少）し、非流動性ディスカウントの上昇（下落）により減少（増加）いたします。

レベル3に分類される金融商品について、インプットがそれぞれ合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合の公正価値の著しい増減は想定されておりません。

レベル3に分類された金融資産及び金融負債の増減は次のとおりであります。

前期（自2015年4月1日 至2016年3月31日）

	金融資産		金融負債	
	営業投資有価証券及び その他の投資有価証券		営業債務 及び その他の債務	
	FVTPLの金融資産	FVTOCIの金融資産	合計	
	百万円	百万円	百万円	百万円
2015年4月1日残高	123,658	841	124,499	1,987
企業結合による取得	—	—	—	—
購入	30,819	579	31,398	—
包括利益				
当期利益（注）1	(318)	—	(318)	—
その他の包括利益（注）2	—	33	33	—
分配等	(7,782)	—	(7,782)	—
売却及び償還等	(22,013)	(286)	(22,299)	—
在外営業活動体の換算差額	(4,247)	(45)	(4,292)	—
その他（注）3	(111)	—	(111)	—
レベル3からの振替（注）4	(10,298)	—	(10,298)	—
レベル3への振替	—	—	—	—
2016年3月31日残高	109,708	1,122	110,830	1,987

当期（自2016年4月1日 至2017年3月31日）

	金融資産		金融負債	
	営業投資有価証券及び その他の投資有価証券		営業債務 及び その他の債務	
	FVTPLの金融資産	FVTOCIの金融資産	合計	
	百万円	百万円	百万円	百万円
2016年4月1日残高	109,708	1,122	110,830	1,987
企業結合による取得	29	—	29	200
購入	36,910	—	36,910	—
包括利益				
当期利益（注）1	(1,527)	—	(1,527)	—
その他の包括利益（注）2	—	150	150	—
分配等	(5,185)	—	(5,185)	—
売却及び償還等	(13,630)	(59)	(13,689)	—
決済等	—	—	—	(69)
在外営業活動体の換算差額	(118)	10	(108)	—
その他（注）3	906	—	906	—
レベル3からの振替（注）4	(4,993)	—	(4,993)	—
レベル3への振替	—	—	—	—
2017年3月31日残高	122,100	1,223	123,323	2,118

- （注）1．当期利益として認識された利得又は損失は、連結損益計算書の「収益」に含まれております。
 なお、当該利得又は損失のうち、前期末及び当期末に保有するFVTPLの金融資産に起因するものは、それぞれ135百万円の利得、3,041百万円の損失であります。
- 2．その他の包括利益として認識された利得又は損失は、連結包括利益計算書の「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産」に含まれております。
- 3．主に支配獲得又は支配喪失による振替であります。
- 4．公正価値の測定に使用する重要なインプットが観察可能となったことによる振替であります。

6 金融資産と金融負債の相殺

当企業グループにおける連結財政状態計算書上で相殺表示されている認識した金融資産及び金融負債に関する定量的情報、並びに連結財政状態計算書上で相殺表示されていない認識した金融資産及び金融負債に関連する強制可能なマスターネットティング契約又は類似の契約に関する相殺表示されていない潜在的影響額は、次のとおりであります。

前期末（2016年3月31日）

金融資産						
内訳	認識した金融資産の総額	連結財政状態計算書で相殺される認識した金融負債の総額	連結財政状態計算書に表示した金融資産の純額	連結財政状態計算書で相殺していない関連する金額		純額
				金融商品	受入担保金	
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
証券業関連資産 (有価証券借入契約及び類似の取引)	1,089,319	(441,248)	648,071	(541,464)	(106,607)	—
証券業関連資産 (有価証券取引等に係る未収入金等)	259,111	(192,308)	66,803	(19,177)	—	47,626
証券業関連資産 (外国為替取引の金融資産)	10,037	—	10,037	(354)	(7,979)	1,704
金融負債						
内訳	認識した金融負債の総額	連結財政状態計算書で相殺される認識した金融資産の総額	連結財政状態計算書に表示した金融負債の純額	連結財政状態計算書で相殺していない関連する金額		純額
				金融商品	差入担保金	
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
証券業関連負債 (有価証券貸付契約及び類似の取引)	1,347,586	(441,248)	906,338	(689,139)	—	217,199
証券業関連負債 (有価証券取引等に係る未払金等)	901,588	(192,308)	709,280	(19,177)	—	690,103
証券業関連負債 (外国為替取引の金融負債)	143,506	—	143,506	(8,333)	—	135,173

当期末（2017年3月31日）

金融資産

内訳	認識した金融 資産の総額	連結財政状態計 算書で相殺され る認識した金融 負債の総額	連結財政状態計 算書に表示した 金融資産の純額	連結財政状態計算書で相殺 していない関連する金額		純額
				金融商品	受入担保金	
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
証券業関連資産 (有価証券借入契約及 び類似の取引)	1,140,312	(356,987)	783,325	(671,519)	(111,649)	157
証券業関連資産 (有価証券取引等に係 る未収入金等)	287,576	(194,397)	93,179	(21,593)	—	71,586
証券業関連資産 (外国為替取引の金融 資産)	6,752	—	6,752	(381)	(6,005)	366

金融負債

内訳	認識した金融 負債の総額	連結財政状態計 算書で相殺され る認識した金融 資産の総額	連結財政状態計 算書に表示した 金融負債の純額	連結財政状態計算書で相殺 していない関連する金額		純額
				金融商品	差入担保金	
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
証券業関連負債 (有価証券貸付契約及 び類似の取引)	1,441,678	(356,987)	1,084,691	(690,523)	—	394,168
証券業関連負債 (有価証券取引等に係 る未払金等)	1,133,945	(194,397)	939,548	(21,593)	—	917,955
証券業関連負債 (外国為替取引の金融 負債)	153,083	—	153,083	(6,386)	—	146,697

なお、強制可能なマスターネットティング契約又は類似の契約の対象である認識した金融資産及び認識した金融負債に関する相殺の権利は、通常の事業活動の過程では発生が予想されていない債務不履行その他の特定の状況が発生した場合にのみ、強制力が生じ、個々の金融資産と金融負債の実現又は決済に影響を与えるものではありません。

7 金融リスク管理

(1) 資本管理及び財務上のリスク管理方針

当企業グループの資本管理は、財務の健全性を堅持するため、事業のリスクに見合った適正な資本水準、並びに負債・資本構成を維持することを基本方針としております。当企業グループが管理対象としている、有利子負債（社債及び借入金）から現金及び現金同等物を控除した純額、及び資本（親会社の所有者に帰属する持分）の残高は次のとおりであります。

	前期末 (2016年3月31日)	当期末 (2017年3月31日)
	百万円	百万円
有利子負債（社債及び借入金）	324,585	518,977
現金及び現金同等物	(248,050)	(391,572)
純額	76,535	127,405
資本（親会社の所有者に帰属する持分）	371,590	377,992

なお、当企業グループの国内子会社は金融商品取引法及び保険業法等によって定められる資本規制の対象となっており、一定水準以上の資本規制比率を維持しております。

当企業グループの国内子会社が適用を受ける重要な資本規制は以下のとおりです。

1. 株式会社SBI証券は金融商品取引法によって定められる水準の自己資本規制比率を保つ必要があり、金融庁は、自己資本規制比率が120%を下回る場合は、業務方法の変更等を命ずることができません。
2. SBI生命保険株式会社及びSBI損害保険株式会社は保険業法によって定められる水準のソルベンシーマージン比率を保つ必要があり、金融庁は、ソルベンシーマージン比率が200%を下回る場合は、経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出及びその実行を命ずることができます。

また、大韓民国に本社を置く株式会社SBI貯蓄銀行は大株主適格性基準やKAMCO（韓国資産管理公社）基準等によって定められた自己資本比率を満たす必要があり、韓国金融監督院は所定の自己資本比率を満たしていない場合は、警告や業務停止等を命ずることができます。

当企業グループは、投資事業、ファンド運営事業、証券事業、銀行事業、貸付事業、保険事業等、広範な金融関連事業を営んでおり、特定企業や分野へリスクが過度に集中することのないよう、分散を図っております。これらの事業を行うために必要となる資金は、市場環境や長短のバランスを考慮して、銀行借入による間接金融、社債やエクイティファイナンス等の直接金融、証券金融会社との取引、及び顧客預金の受入等により調達しております。

また、当企業グループが行っているデリバティブ取引は、為替予約取引、金利スワップ取引、株価指数先物取引等であります。為替予約取引及び金利スワップ取引については、ヘッジ目的の取引に限定しており、投機的な取引は行わない方針であります。株価指数先物取引については、日計りを中心とする短期取引であり、取引の規模について上限を設けております。

当企業グループは、財務の健全性及び業務の適切性を確保するため、当企業グループ各社における各種リスクを把握・分析し、適切な方法で統合的なリスク管理に努めることをリスク管理の基本方針としております。

なお、当企業グループは、金融商品に係るリスクとしては主に以下のリスクを負っております。

- ・信用リスク
- ・市場リスク
- ・流動性リスク

(2) 金融商品から生じるそれぞれのリスク

当企業グループが保有する金融資産は、主として投資関連資産、証券業関連資産及び融資関連資産であります。

投資関連資産には、営業投資有価証券、その他の投資有価証券、及び持分法で会計処理されている投資等が含まれ、これらは主に、株式、投資事業組合等への出資金であり、純投資目的及び政策投資目的で保有しております。これらはそれぞれ発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されているほか、非上場株式については流動性が乏しく、また、外貨建投資資産については為替リスクに晒されております。

証券業関連資産には、預託金、信用取引資産、トレーディング資産、約定見返勘定、短期差入保証金等が含まれ、これらは当企業グループが行っている証券事業の顧客、証券金融会社、取引金融機関に対する信用リスク及び金利の変動リスクに晒されております。また、トレーディング資産については、発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクにも晒されております。なお、上記のトレーディング資産、約定見返勘定、短期差入保証金は連結財政状態計算書上、その他の証券業関連資産に含めて表示されております。

融資関連資産には、営業貸付金等が含まれ、これらは主に、法人及び個人に対する不動産担保ローン、個人向け無担保ローン等の債権であります。これらはそれぞれ、顧客の信用リスクに晒されており、経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があるほか、金利の変動リスクに晒されております。なお、上記の融資関連資産は連結財政状態計算書上、営業債権及びその他の債権に含めて表示されております。

当企業グループの金融負債は、主として借入金、社債、顧客預金及び証券業関連負債であります。

借入金は、取引金融機関の当企業グループに対する取引姿勢の変化等により、社債は市場環境の変化や、格付会社による当企業グループの信用格付の引下げ等により、資金調達が制約される流動性リスクに晒されております。

顧客預金は銀行事業における重要な資金調達手段であり、十分安全性に配慮した運用を実施しておりますが、預金の流出等により必要な資金確保が困難になる等の流動性リスクに晒されております。

証券業関連負債には、信用取引負債、有価証券担保借入金、顧客からの預り金、受入保証金、約定見返勘定等が含まれ、当企業グループが行っている証券事業において、証券金融会社の取引方針や顧客の投資スタンスの変化等により、調達環境は変動することがありますが、基本的には、証券業関連資産と紐付いた管理を行うことで、当該リスクは軽減されるものであります。なお、上記の約定見返勘定は連結財政状態計算書上、その他の証券業関連負債に含めて表示されております。

ヘッジ目的の為替予約取引については、外貨建債権債務の決済及び外貨建有価証券の売買取引に係る短期的な為替レートの変動リスクを回避する目的で利用しております。また、金利スワップ取引については、借入金利の将来の金利市場における利率上昇による変動リスクを回避する目的で利用しております。

株価指数先物取引については投資事業の一環として取り組んでおり、価格変動リスクに晒されております。

為替予約取引及び金利スワップ取引は、取引の相手方が信用度の高い国内の金融機関であること、株価指数先物取引は公的な市場における取引であることから、取引先の債務不履行による信用リスクは僅少と認識しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社はリスクを把握し、適切に評価して管理するため、取締役会が定めるリスク管理規程及び関係会社管理規程に従い、リスク管理に関する責任者としてリスク管理担当役員を定めるとともに、リスク管理部門を設置しております。同部門において、当企業グループのリスクの状況を定期的又は随時把握し、リスク管理に努めております。

(4) 信用リスク管理

信用リスクとは、投融資先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、当企業グループが損失を被るリスクのことです。なお、信用リスクには海外投融資先の属する国の外貨事情や政治・経済情勢等の変化により損失を被るカントリーリスクを含んでおります。

当企業グループの信用リスクの管理方針は以下のとおりであります。

1. 投融資先の状況を的確に把握し、信用リスクの計量化を行う。
2. 自己資本とリスク量のバランスを定期的なモニタリングにより適切に管理する。
3. 海外への投融資にあたっては、国内拠点、海外拠点及び現地の提携企業と連携して固有のリスクを把握し、対応状況を定期的にモニタリングする。
4. 信用リスクのうち、投資リスクを管理対象とする重要なリスクと位置づけ、営業投資有価証券勘定等のリスク量の増減に関する要因分析を行う。

当企業グループは、上記のリスク管理方針に沿って事業を営んでおり、また、事業の一環として、法人及び個人の顧客向けに信用供与を行っている子会社においては、個別に定めた基本規程等に従い、適宜モニタリングを行っております。

当企業グループにおける金融資産の信用リスクに係る、受け入れた担保の評価額を考慮に入れない最大エクスポージャーは、連結財政状態計算書に表示されている金融資産の減損後の帳簿価額となります。また、当企業グループが提供しているローン・コミットメントの信用リスクに係る最大エクスポージャーは、「33 契約債務」に記載のとおりであります。

当企業グループは、取引先の信用状態に応じて営業債権等の回収可能性を検討し、減損損失を認識しております。なお、単独の顧客に対して、過度に集中した信用リスクを有しておりません。

連結財政状態計算書に表示されている「営業債権及びその他の債権」に係る減損の状況及び年齢分析は次のとおりであります。なお、「証券業関連資産」について、その性質上、期日の経過しているものはありません。

営業債権及びその他の債権に係る減損の状況

	前期末 (2016年3月31日)	当期末 (2017年3月31日)
	百万円	百万円
営業債権及びその他の債権（総額）	396,281	502,204
上記に係る減損損失累計額	(27,275)	(30,076)
営業債権及びその他の債権（純額）	369,006	472,128

期日が経過しているが減損していない営業債権及びその他の債権の年齢分析

	前期末 (2016年3月31日)	当期末 (2017年3月31日)
	百万円	百万円
6ヶ月以内	218	123
6ヶ月超1年以内	5	94
1年超	3,867	23
合計	4,090	240

上記「営業債権及びその他の債権」の金額は、保険の付保や担保の取得により回収が見込まれる金額を含んでおります。受け入れている担保は主に、中小の不動産業者や個人等に対し行うローンにおいて担保として受け入れる不動産等で構成されております。担保設定時の評価額は市場価値及び独立した第三者による算定額に基づいており、当該評価額が債権を保全するに足るよう債権額を決定しておりますが、不動産市場等の市況悪化により担保価値が充分でなくなる可能性があります。また担保として保有する資産を担保権の実行等によって当企業グループが保有することとなった場合、当該資産は可及的速やかに売却、競売等による債権の回収を行います。

(5) 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、株価、為替等の変動により当企業グループが損失を被るリスクのことです。
当企業グループの市場リスクの管理方針は以下のとおりであります。

1. 資産の通貨・タームを把握し、市場リスクの計量化を行う。
2. 自己資本とリスク量のバランスを定期的なモニタリングにより適切に管理する。
3. 運用規程を定めない投機目的でのデリバティブ取引は行わない。

① 株価リスク

当企業グループは投資ポートフォリオから生じる株価リスクに晒されており、前期末及び当期末に保有する「営業投資有価証券」及び「その他の投資有価証券」について、市場価格が10%上昇した場合、連結損益計算書の「税引前利益」は、それぞれ11,767百万円、9,621百万円の増加となります。

なお、報告日における投資ポートフォリオは以下のとおりであります。

	前期末 (2016年3月31日)	当期末 (2017年3月31日)
	百万円	百万円
営業投資有価証券		
上場株式	37,327	17,212
非上場株式	53,821	66,749
公社債等	3,759	4,602
ファンド等への出資	23,979	22,504
合計	118,886	111,067
その他の投資有価証券		
上場株式	113	133
非上場株式	6,322	5,020
公社債等	91,734	94,717
ファンド等への出資	75,738	86,642
合計	173,907	186,512

② 為替リスク

当企業グループは、主に、USドル（USD）、香港ドル（HKD）といったグループ企業の各機能通貨以外の通貨（以下、「外貨」）建て資産・負債について、為替リスクに晒されております。当企業グループの為替リスクに対する主なエクスポージャーは次のとおりであります。

前期末（2016年3月31日）

	USD	HKD	その他
	百万円	百万円	百万円
外貨建貨幣性金融商品			
資産	37,192	5,810	22,334
負債	31,475	5,603	13,271

当期末（2017年3月31日）

	USD	HKD	その他
	百万円	百万円	百万円
外貨建貨幣性金融商品			
資産	62,912	5,541	14,464
負債	42,913	5,270	10,311

当企業グループの前期末及び当期末に保有する外貨建貨幣性金融商品について、各外貨が機能通貨に対して1%増価した場合、連結損益計算書の税引前利益は、それぞれ150百万円及び244百万円の増加となります。なお、金利等のその他の要因は一定であることを前提としております。

③ 金利リスク

当企業グループは、事業活動の中で様々な金利変動リスクに晒されています。金利の変動は、金融資産については主に銀行預金や、金融サービス事業の子会社が保有する金銭信託、コールローン、法人及び個人向け融資に係る債権等から発生する金利収益に、金融負債については主に外部金融機関からの借入金、社債及び顧客預金等から発生する金利費用にそれぞれ影響を及ぼします。

当企業グループの前期末及び当期末に保有する金融商品について、金利が100bp上昇した場合、連結損益計算書の税引前利益は、それぞれ1,997百万円及び2,840百万円の増加となります。

なお、金利変動の影響を受ける金融商品を対象としており、為替変動の影響等その他の要因は一定であることを前提としております。

(6) 流動性リスク管理

流動性リスクとは、当企業グループが財務内容の悪化等により必要な資金が確保できない場合や、通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク及び市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクのことです。

当企業グループの流動性リスクの管理方針は以下のとおりであります。

1. 銀行借入極度、社債発行登録、増資等、各種資金調達手段の確保する。
2. 当企業グループの資金需要に関する情報収集に努め、資金繰りの状況を的確に把握する。
3. 流動性リスクのうち資金繰りリスクを、管理対象とする重要なリスクと位置づけ、上記流動性リスクの管理方針1及び2につき、資金繰り主管部署より報告を受ける。

流動性リスクは現金又は他の金融資産を引き渡すことで決済される金融負債により生じます。当企業グループの金融負債の期日別残高は次のとおりであります。

前期末（2016年3月31日）

	帳簿価額	契約上の金額	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
社債及び借入金	324,585	329,535	195,078	87,627	46,596	119	101	14
営業債務及びその他の債務	38,759	38,915	36,709	751	662	549	244	—
証券業関連負債	1,760,343	1,760,343	1,760,343	—	—	—	—	—
顧客預金	386,027	391,323	356,047	32,623	2,634	10	1	8

当期末（2017年3月31日）

	帳簿価額	契約上の金額	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
社債及び借入金	518,977	523,039	352,364	138,404	15,258	383	16,558	72
営業債務及びその他の債務	52,887	53,038	50,405	896	986	521	180	50
証券業関連負債	2,178,612	2,178,612	2,178,612	—	—	—	—	—
顧客預金	485,827	493,203	428,948	55,887	8,327	31	2	8

また、当企業グループは国内の有力金融機関と当座貸越契約等のコミットメント契約を締結することにより、効率的に運転資金を調達し、流動性リスクの軽減を図っております。

各期末におけるコミットメント契約の総額及び実行済残高は次のとおりであります。

	前期末 (2016年3月31日)	当期末 (2017年3月31日)
	百万円	百万円
コミットメント契約総額	333,650	345,590
期末実行済残高	51,500	217,950
未実行残高	282,150	127,640

8 営業債権及びその他の債権

営業債権及びその他の債権の内訳は次のとおりであります。

	前期末 (2016年3月31日)	当期末 (2017年3月31日)
	百万円	百万円
売掛金等	5,003	3,954
貸付債権	332,862	430,967
未収入金	10,819	13,244
銀行業に係る預け金	19,904	23,525
その他	418	438
合計	369,006	472,128

また、回収又は決済までの期間別内訳は次のとおりであります。

	前期末 (2016年3月31日)	当期末 (2017年3月31日)
	百万円	百万円
12ヶ月以内	189,930	164,463
12ヶ月超	179,076	307,665
合計	369,006	472,128

9 その他の証券業関連資産

その他の証券業関連資産の内訳は次のとおりであります。

	前期末 (2016年3月31日)	当期末 (2017年3月31日)
	百万円	百万円
約定見返勘定	195,905	195,732
短期差入保証金	43,824	49,671
有価証券担保貸付金	—	46,977
その他	12,195	23,260
合計	251,924	315,640

10 営業投資有価証券及びその他の投資有価証券

連結財政状態計算書の「営業投資有価証券」及び「その他の投資有価証券」の内訳は次のとおりであります。

	前期末 (2016年3月31日)	当期末 (2017年3月31日)
	百万円	百万円
営業投資有価証券		
FVTPLの金融資産	118,886	111,067
合計	118,886	111,067
その他の投資有価証券		
FVTPLの金融資産	109,109	107,853
FVTOCIの金融資産	1,158	1,243
償却原価で測定される金融資産	63,640	77,416
合計	173,907	186,512

当企業グループは、投資先企業との取引関係の維持や強化等を目的として保有する資本性金融商品について、FVTOCIの金融資産に指定しております。

連結財政状態計算書の「その他の投資有価証券」に計上されているFVTOCIの金融資産の公正価値及び連結損益計算書の「収益」に計上されている、関連する受取配当金は、それぞれ次のとおりであります。

	前期末 (2016年3月31日)	当期末 (2017年3月31日)
	百万円	百万円
公正価値		
上場	36	20
非上場	1,122	1,223
合計	1,158	1,243
受取配当金		
前期 (自2015年4月1日 至2016年3月31日)		当期 (自2016年4月1日 至2017年3月31日)
上場	0	0
非上場	1	1
合計	1	1

連結財政状態計算書の「その他の投資有価証券」に計上されているFVTOCIの金融資産の主な銘柄の公正価値は次のとおりであります。

	前期末 (2016年3月31日)	当期末 (2017年3月31日)
	百万円	百万円
その他の投資有価証券		
株式会社マネーフォワード	579	681
朝日火災海上保険株式会社	213	213

期中に売却したFVTOCIの金融資産の売却日時点の公正価値、その他の資本の構成要素から利益剰余金へ振り替えた累積利得（税引後）、受取配当金は次のとおりであります。

前期 (自2015年4月1日 至2016年3月31日)			当期 (自2016年4月1日 至2017年3月31日)		
売却日時点の 公正価値	累積利得	受取配当金	売却日時点の 公正価値	累積利得	受取配当金
百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
1,019	462	7	78	14	—

保有資産の効率化及び有効活用を図るため、FVTOCIの金融資産の売却（認識の中止）を行っております。

11 持分法で会計処理されている投資

(1) 関連会社に対する投資

持分法で会計処理されている関連会社について合算した財務情報は、次のとおりであります。

	前期 (自2015年4月1日 至2016年3月31日)	当期 (自2016年4月1日 至2017年3月31日)
	百万円	百万円
当期利益の当企業グループ持分	(1,435)	(123)
その他の包括利益の当企業グループ持分	(1,513)	4,105
包括利益合計の当企業グループ持分	(2,948)	3,982
	前期末 (2016年3月31日)	当期末 (2017年3月31日)
	百万円	百万円
帳簿価額	12,938	57,403

当期において、関連会社に対する投資のうち一部の関連会社の回収可能額が帳簿価額を下回ったため、アセットマネジメント事業において2,191百万円の減損損失を認識しております。なお、当該減損損失は、連結損益計算書において「その他の費用」に含めて表示しております。

(2) 共同支配企業に対する投資

持分法で会計処理されている共同支配企業について合算した財務情報は、次のとおりであります。

	前期 (自2015年4月1日 至2016年3月31日)	当期 (自2016年4月1日 至2017年3月31日)
	百万円	百万円
当期利益の当企業グループ持分	3,018	2,972
その他の包括利益の当企業グループ持分	(77)	(406)
包括利益合計の当企業グループ持分	2,941	2,566
	前期末 (2016年3月31日)	当期末 (2017年3月31日)
	百万円	百万円
帳簿価額	30,915	32,991

12 ストラクチャード・エンティティ

当企業グループは、投資事業組合や投資信託などを通じて国内外での投資活動を行っております。これら投資事業組合等は、組合員たる投資家から資金を集め、投資先企業に対し、主として出資の形で資金を供給する組合であり、支配しているかを決定する際の決定的要因が議決権でないように組成されております。

これらのストラクチャード・エンティティの資産及び負債は、当企業グループとストラクチャード・エンティティとの契約上の取り決めによって、利用目的が制限されております。

(1) 連結しているストラクチャード・エンティティ

当企業グループが運営を支配していると判断した投資事業組合等の資産の総額は、前期末99,063百万円及び当期末69,372百万円であり、負債の総額は、前期末2,769百万円及び当期末269百万円であります。

(2) 非連結のストラクチャード・エンティティ

当企業グループは、第三者により運営を支配された投資事業組合等へ投資を行っております。

当企業グループは、これらストラクチャード・エンティティの資産及び負債に対して財務的支援を提供する取り決め等は行っておりません。そのため、当企業グループが非連結のストラクチャード・エンティティへの関与により晒されている損失の最大エクスポージャーは、帳簿価額に限定されており、それらの内訳は次のとおりであります。

	前期末 (2016年3月31日)	当期末 (2017年3月31日)
	百万円	百万円
営業投資有価証券	24,784	23,233
その他の投資有価証券	79,187	83,215
合計	103,971	106,448

なお、当該最大エクスポージャーは、生じうる最大の損失額を示すものであり、その発生可能性を示すものではありません。

13 投資不動産

投資不動産の取得原価、減価償却累計額及び減損損失累計額の増減は次のとおりであります。

取得原価	前期 (自2015年4月1日 至2016年3月31日)	当期 (自2016年4月1日 至2017年3月31日)
	百万円	百万円
期首残高	23,272	16,195
取得	100	—
売却又は処分	(5,194)	(6,883)
在外営業活動体の換算差額	(1,983)	3
期末残高	16,195	9,315

減価償却累計額 及び減損損失累計額	前期 (自2015年4月1日 至2016年3月31日)	当期 (自2016年4月1日 至2017年3月31日)
	百万円	百万円
期首残高	(4,794)	(4,168)
減価償却	(134)	(49)
減損損失	(1,317)	(42)
売却又は処分	1,518	2,033
在外営業活動体の換算差額	559	16
期末残高	(4,168)	(2,210)

前期及び当期において、一部の投資不動産の時価が著しく下落したため、それぞれ1,317百万円及び42百万円の減損損失を認識しており、連結損益計算書の「その他の費用」に含めております。

前期における減損損失は、アセットマネジメント事業において1,205百万円、「その他」に含まれる不動産事業等において112百万円であります。当期における減損損失は、アセットマネジメント事業において認識しております。投資不動産の回収可能価額については処分コスト控除後の公正価値により測定しており、不動産鑑定評価等に基づいて評価しております。

投資不動産の帳簿価額及び公正価値は次のとおりであります。

前期末 (2016年3月31日)		当期末 (2017年3月31日)	
帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
百万円	百万円	百万円	百万円
12,027	11,953	7,105	8,091

各報告日の公正価値は、投資不動産の所在する地域及び評価される不動産の種類に関する最近の鑑定経験を有し、かつ不動産鑑定士等の公認された適切な専門家としての資格を有する独立的鑑定人による不動産鑑定評価に基づいております。

また、投資不動産の公正価値のヒエラルキーは、レベル3（観察不能な価格を含むインプット）に分類されます。

前期及び当期における投資不動産に係る賃貸料収入はそれぞれ264百万円及び31百万円であり、連結損益計算書の「収益」に含まれております。賃貸料収入に付随して発生した直接的な費用（修理、メンテナンスを含む）は、前期585百万円及び当期249百万円であり「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」に含まれております。

14 有形固定資産

有形固定資産の取得原価、減価償却累計額及び減損損失累計額の増減、並びに帳簿価額は次のとおりであります。

取得原価	建物及び 附属設備	器具及び備品	土地	その他	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
前期首（2015年4月1日）	7,230	8,773	3,555	1,414	20,972
取得	1,495	2,505	—	57	4,057
企業結合による取得	9	315	—	—	324
売却又は処分	(870)	(862)	(1,467)	(176)	(3,375)
在外営業活動体の換算差額	(62)	(372)	(80)	(110)	(624)
その他	200	133	—	(137)	196
前期末（2016年3月31日）	8,002	10,492	2,008	1,048	21,550
取得	894	1,528	—	88	2,510
企業結合による取得	29	1	1	41	72
売却又は処分	(3,172)	(1,291)	(7)	(13)	(4,483)
在外営業活動体の換算差額	11	5	5	20	41
その他	44	31	—	107	182
当期末（2017年3月31日）	5,808	10,766	2,007	1,291	19,872

減価償却累計額 及び減損損失累計額	建物及び 附属設備	器具及び備品	土地	その他	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
前期首（2015年4月1日）	(3,143)	(5,242)	(1,174)	(823)	(10,382)
売却又は処分	527	735	1,132	176	2,570
減価償却	(689)	(1,224)	—	(170)	(2,083)
減損損失	(136)	(110)	—	—	(246)
在外営業活動体の換算差額	9	211	—	149	369
前期末（2016年3月31日）	(3,432)	(5,630)	(42)	(668)	(9,772)
売却又は処分	1,696	921	—	—	2,617
減価償却	(470)	(1,303)	—	(187)	(1,960)
減損損失	(177)	(72)	—	—	(249)
在外営業活動体の換算差額	(1)	1	—	(10)	(10)
当期末（2017年3月31日）	(2,384)	(6,083)	(42)	(865)	(9,374)

帳簿価額	建物及び 附属設備	器具及び備品	土地	その他	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
前期末（2016年3月31日）	4,570	4,862	1,966	380	11,778
当期末（2017年3月31日）	3,424	4,683	1,965	426	10,498

なお、上表の有形固定資産の帳簿価額には、ファイナンス・リース資産の帳簿価額が次のとおり含まれております。

ファイナンス・リース資産の 帳簿価額	建物及び 附属設備	器具及び備品	その他	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
前期末（2016年3月31日）	689	1,846	—	2,535
当期末（2017年3月31日）	—	2,176	14	2,190

当企業グループは、当初想定した収益が見込めなくなったため、前期246百万円、当期249百万円の減損損失を認識しており、連結損益計算書の「その他の費用」に計上しております。前期における減損損失のセグメント別内訳は、金融サービス事業204百万円、アセットマネジメント事業42百万円であります。当期における減損損失のセグメント別内訳は、金融サービス事業186百万円、アセットマネジメント事業5百万円、「その他」に含まれる不動産事業等58百万円であります。

15 無形資産

(1) のれんを含む無形資産の取得原価、償却累計額及び減損損失累計額の増減、並びに帳簿価額

のれんを含む無形資産の取得原価、償却累計額及び減損損失累計額の増減、並びに帳簿価額は次のとおりであります。

取得原価	のれん	ソフトウェア	顧客との 関係等	その他	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
前期首（2015年4月1日）	170,442	35,379	34,185	2,305	242,311
取得	—	6,796	—	239	7,035
企業結合による取得	5,215	195	1,650	177	7,237
売却又は処分	(2,729)	(5,556)	—	(1)	(8,286)
在外営業活動体の換算差額	(11,355)	(571)	(2,330)	(52)	(14,308)
前期末（2016年3月31日）	161,573	36,243	33,505	2,668	233,989
取得	—	7,283	—	7	7,290
企業結合による取得	1,947	18	840	—	2,805
売却又は処分	(4,088)	(3,805)	(1,624)	(5)	(9,522)
在外営業活動体の換算差額	1,791	109	87	(6)	1,981
当期末（2017年3月31日）	161,223	39,848	32,808	2,664	236,543

償却累計額 及び減損損失累計額	のれん	ソフトウェア	顧客との 関係等	その他	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
前期首（2015年4月1日）	(8,114)	(20,573)	(12,577)	(1,237)	(42,501)
売却又は処分	1,105	5,434	—	0	6,539
償却	—	(5,584)	(3,127)	(175)	(8,886)
減損損失	(1,541)	(416)	—	—	(1,957)
在外営業活動体の換算差額	—	344	887	39	1,270
前期末（2016年3月31日）	(8,550)	(20,795)	(14,817)	(1,373)	(45,535)
売却又は処分	—	3,521	437	2	3,960
償却	—	(5,388)	(3,017)	(277)	(8,682)
減損損失	(5)	(417)	—	—	(422)
在外営業活動体の換算差額	—	(104)	(265)	(2)	(371)
当期末（2017年3月31日）	(8,555)	(23,183)	(17,662)	(1,650)	(51,050)

帳簿価額	のれん	ソフトウェア	顧客との 関係等	その他	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
前期末（2016年3月31日）	153,023	15,448	18,688	1,295	188,454
当期末（2017年3月31日）	152,668	16,665	15,146	1,014	185,493

なお、上表のソフトウェアの帳簿価額には、ファイナンス・リース資産の帳簿価額が前期末106百万円及び当期末801百万円含まれております。また、償却費は、連結損益計算書の「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」に計上しております。

(2) 減損損失のセグメント別内訳

当企業グループは、当初想定した収益が見込めなくなったため、前期1,957百万円、当期422百万円の減損損失を認識しており、連結損益計算書の「その他の費用」に計上しております。前期に認識した減損損失のセグメント別内訳は、金融サービス事業400百万円、アセットマネジメント事業1,557百万円であります。当期に認識した減損損失のセグメント別内訳は、金融サービス事業413百万円、アセットマネジメント事業9百万円であります。

(3) のれんの帳簿価額の内訳等

企業結合で生じたのれんは、取得日に企業結合から利益がもたらされる資金生成単位に配分しております。

当企業グループにおける重要なのれんは、アセットマネジメント事業における株式会社SBI貯蓄銀行に係るもの（前期末105,204百万円、当期末107,235百万円）、及び金融サービス事業における株式会社SBI証券に係るもの（前期末24,910百万円、当期末24,910百万円）であります。

のれん及び無形資産の減損テストにおける回収可能価額は使用価値に基づき算定しております。使用価値は、経営者が承認した事業計画と成長率を基礎としたキャッシュ・フローの見積額を現在価値に割引いて算定しております。事業計画は原則として5年を限度としており、業界の将来の趨勢に関する経営者の評価と過去のデータを反映したものであり、外部情報及び内部情報に基づき作成しております。成長率は資金生成単位が属する市場もしくは国の長期平均成長率を勘案して決定しております。使用した成長率は、前期末においては最大で5%、当期末においては最大で3%であります。また、使用価値の測定で使用した割引率は、前期末においては6.4～23.7%、当期末においては5.9～25.9%であります。

なお、回収可能価額の算定の基礎とした主要な仮定について、合理的に考え得る変更による回収可能価額の増減は見込まれておりません。

16 繰延税金資産及び繰延税金負債

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳及び増減は次のとおりであります。

前期（自2015年4月1日 至2016年3月31日）

	期首残高	損益で認識	その他の包括 利益で認識	連結範囲 の変動	直接資本 で認識	期末残高
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
繰延税金資産						
償却原価で測定する金 融資産の減損	968	120	—	(164)	—	924
固定資産（注）	1,184	(370)	—	(1)	—	813
税務上の繰越欠損金	1,719	487	—	(230)	—	1,976
その他	942	630	—	—	0	1,572
合計	4,813	867	—	(395)	0	5,285
繰延税金負債						
FVTPLの金融資産	5,059	2,206	—	—	—	7,265
FVTOCIの金融資産	126	—	(122)	—	—	4
償却原価で測定する金 融資産	1,718	(427)	—	—	—	1,291
無形資産	4,074	2,033	(267)	532	—	6,372
その他	594	138	2	(194)	—	540
合計	11,571	3,950	(387)	338	—	15,472

当期（自2016年4月1日 至2017年3月31日）

	期首残高	損益で認識	その他の包括 利益で認識	連結範囲 の変動等	直接資本 で認識	期末残高
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
繰延税金資産						
償却原価で測定する金 融資産の減損	924	(9)	—	—	—	915
固定資産（注）	813	(143)	—	(183)	—	487
税務上の繰越欠損金	1,976	(1,726)	—	(180)	—	70
その他	1,572	(80)	—	—	6	1,498
合計	5,285	(1,958)	—	(363)	6	2,970
繰延税金負債						
FVTPLの金融資産	7,265	165	—	(5,162)	—	2,268
FVTOCIの金融資産	4	—	32	—	—	36
償却原価で測定する金 融資産	1,291	(167)	—	—	—	1,124
持分法で会計処理され ている投資等	—	(1,598)	1,270	5,162	—	4,834
無形資産	6,372	(1,477)	(48)	(175)	—	4,672
その他	540	(302)	1	—	—	239
合計	15,472	(3,379)	1,255	(175)	—	13,173

（注）固定資産には有形固定資産及び投資不動産が含まれております。

繰延税金資産の認識にあたり、将来加算一時差異、将来課税所得計画及びタックスプランニングを考慮しております。繰延税金資産が認識されていない税務上の繰越欠損金は、前期末において276,663百万円（うち、繰越期限5年超として238,036百万円）、当期末において268,431百万円（うち、繰越期限5年超として227,757百万円）であります。

当企業グループは、前期または当期に損失に陥った企業において、繰延税金負債を超過する繰延税金資産をそれぞれ1,855百万円、10百万円認識しております。これは繰越欠損金が発生した要因は一過性なものであり、繰越税額控除及び将来減算一時差異を解消できるだけの課税所得を稼得する可能性が高いとする経営陣の評価に基づいております。

当企業グループは子会社への投資に係る将来加算一時差異については、原則、繰延税金負債を認識しておりません。これは、当企業グループが一時差異の取崩しの時期をコントロールする立場にあり、このような差異を予測可能な期間内に取り崩さないことが確実であるためであります。前期末及び当期末において、繰延税金負債を認識していない子会社への投資に係る将来加算一時差異はそれぞれ、117,831百万円及び126,829百万円であります。

17 社債及び借入金

(1) 社債及び借入金の内訳

社債及び借入金の内訳は次のとおりであります。

	前期末 (2016年3月31日)	当期末 (2017年3月31日)	平均利率 (注) 1	返済期限 (注) 2
	百万円	百万円	%	
短期借入金	101,099	262,336	0.58	—
1年内返済予定の長期借入金	22,014	26,694	0.43	—
1年内償還予定の社債	70,141	61,003	—	—
長期借入金	56,351	56,763	0.48	2018～2023年
社債	74,980	112,181	—	—
合計	324,585	518,977		

(注) 1. 平均利率は、当期末残高に対する表面利率の加重平均を記載しております。

2. 返済期限は、当期末残高に対する返済期限を記載しております。

また、社債の明細は次のとおりであります。

発行会社及び銘柄	発行年月	前期末 (2016年3月31日)	当期末 (2017年3月31日)	利率 (注) 1	償還期限
		百万円	百万円	%	
当社 円建普通社債 (注) 2	2015年4月～ 2017年3月	39,988	59,902	0.48～ 0.70	2016年4月～ 2019年3月
当社 第5回無担保社債	2013年8月	29,983	—	—	2016年8月
当社 第6回無担保社債	2014年12月	29,932	29,969	2.00	2018年1月
当社 第7回無担保社債	2016年3月	14,943	14,962	1.10	2019年3月
当社 第8回無担保社債	2016年4月	—	4,985	0.75	2018年4月
当社 第9回無担保社債	2016年6月	—	15,941	0.85	2021年6月
当社 第10回無担保社債	2016年9月	—	13,956	0.55	2019年9月
当社 ユーロ円建転換社債型 新株予約権付社債 (注) 3	2013年11月	28,960	29,614	—	2017年11月
㈱SBI証券 E B債・株価 連動債 (注) 2	2016年1月～ 2017年3月	1,195	2,990	0.32～ 0.71	2016年9月～ 2022年4月
㈱SBI証券 第1回マイクロ ファイナンス・ボンド	2016年8月	—	785	2.50	2017年8月
SBIトレードウィンテック㈱ 第1回無担保社債	2014年3月	120	80	1.99	2019年3月
合計		145,121	173,184		

(注) 1. 利率は、当期末残高に対する表面利率を記載しております。また、金利スワップを利用している社債については、スワップ実行後の利率を記載しております。

2. ユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラムに基づき発行しているものをまとめて記載しております。

3. ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の新株予約権は、組込デリバティブに該当するため、主契約から分離して公正価値測定し、税効果を考慮して資本剰余金に計上しております。

(2) 担保差入資産

負債または偶発債務に対する担保差入資産は次のとおりであります。

	前期末 (2016年3月31日)	当期末 (2017年3月31日)
	百万円	百万円
現金及び現金同等物	75	—
営業債権及びその他の債権	6,695	9,453
その他の金融資産	6	6
有形固定資産	311	308
合計	7,087	9,767

担保差入資産に対応する負債の残高は次のとおりであります。

	前期末 (2016年3月31日)	当期末 (2017年3月31日)
	百万円	百万円
社債及び借入金	5,126	7,648

上記のほか、前期末及び当期末において、信用取引借入金の担保として、信用取引の自己融資見返株券を、それぞれ16,321百万円及び25,621百万円差し入れております。

18 営業債務及びその他の債務

営業債務及びその他の債務の内訳は次のとおりであります。

	前期末 (2016年3月31日)	当期末 (2017年3月31日)
	百万円	百万円
買掛金及び支払手形	2,932	2,025
未払金等	10,290	11,941
預り金及び預り保証金	22,636	35,650
ファイナンス・リース債務	2,901	3,271
合計	38,759	52,887

19 その他の証券業関連負債

その他の証券業関連負債の内訳は次のとおりであります。

	前期末 (2016年3月31日)	当期末 (2017年3月31日)
	百万円	百万円
約定見返勘定	219,114	251,333
トレーディング商品	2,091	51,853
募集等受入金	1,219	1,290
合計	222,424	304,476

20 保険契約負債

(1) 保険契約に係るリスク管理体制

当企業グループは、生命保険事業や損害保険事業などの保険事業を展開しており、保険契約に係るリスクの正確な把握・分析・評価と適切な管理・運営に努め、経営の安定性の確保を図っております。保険事業を営む各社においてリスク管理委員会を設置し、保険契約に係る広範なリスクの把握に努めるとともに、リスク管理の実効性を確実なものとするため、それぞれの取締役会等へ定期的・継続的にリスクの状況を報告しております。なお、当企業グループの保険契約に係るリスクに対しての主な取組みは次のとおりであります。

(a) 市場リスクの管理

金利リスクの管理

長期の負債特性を鑑み、債券を中心に資産運用を行っております。債券運用では、そのデュレーション（金利変動に対する債券価格の変動の程度）を責任準備金のデュレーションと一定の範囲でマッチングさせることにより、金利変動リスクを減殺しております。

価格変動リスクの管理

市場リスク管理に関しては、ソルベンシー・マージン比率に基づくリスク把握に加えて、確率上の一定範囲内（信頼水準）でマーケットの変動による最大予想損失額を示すVaR（バリューアットリスク）や、市中金利の変動に対する債券ポートフォリオの価格変動幅を示すベシスポイントバリューといった指標にも着目してリスク管理に取り組んでおります。

(b) ストレステストの実施

資産運用環境の大幅な悪化や保険事故発生率の悪化などのシナリオを想定し、財務の健全性に与える影響を分析するためのストレステストを定期的の実施し、リスク管理委員会等に報告しております。

(c) 保険引受リスク

保険引受リスクに関して、保険事業を営む各社の担当部署にてその引受方針を決定し、リスクポートフォリオの管理、商品の改廃、引受基準の設定、販売方針の変更、再保険の設計・手配などにより、リスクコントロールを行っております。

(2) 保険契約負債

(a) 保険契約負債の内訳及び増減等

保険契約負債の内訳は次のとおりであります。

	前期末 (2016年3月31日)	当期末 (2017年3月31日)
	百万円	百万円
支払備金	14,484	15,317
責任準備金	139,649	132,256
合計	154,133	147,573

保険契約負債の増減は次のとおりであります。

	前期 (自2015年4月1日 至2016年3月31日)	当期 (自2016年4月1日 至2017年3月31日)
	百万円	百万円
期首残高	170,042	154,133
生命保険事業		
責任準備金からの予定キャッシュ・フロー	(18,351)	(19,987)
利息	163	143
実績等調整	20	9,584
損害保険事業等		
保険料収入	29,571	33,264
経過保険料	(27,580)	(30,987)
その他の変動	268	1,423
期末残高	154,133	147,573

当期末における保険契約負債から生じる正味キャッシュ・アウトフローの見積もり時期は、次のとおりであります。

	合計	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
保険契約負債	147,573	47,287	26,238	13,428	60,620

(b) 保険リスクに対する感応度

生命保険事業においては、当初認識時の前提条件を用いて保険契約から生じる全てのキャッシュ・フローの現在価値を見積もり、保険契約負債を計上しております。

前提条件には、割引率（金利）、死亡率、罹病率、更新率、事業費及びコミッション等が含まれます。死亡率、罹病率、事業費及びコミッションの増加が予想される場合には、将来キャッシュ・アウトフローの増加を通じて、将来の純損益及び資本が減少することが想定されます。負債十分性テストにおいて当初認識時の前提条件に基づく保険契約負債では積立額が十分ではないと見込まれる場合には、期末の保険契約負債の積み増しにより当該期間でその影響を認識することが必要となる可能性があります。

(3) 保険リスクの集中

当企業グループの保険契約ポートフォリオは地理的に分散しており、過度に集中した保険リスクを有しておりません。

(4) 実際の保険金額とそれまでの見積もり額との比較（クレーム・ディベロップメント）

損害保険事業におけるクレーム・ディベロップメントは、次のとおりであります。

	事故発生年度				
	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
累計保険金及び支払備金					
事故発生年度末	14,442	16,518	16,377	18,471	20,489
1年後	14,418	16,442	16,810	18,813	—
2年後	14,697	16,513	17,188	—	—
3年後	14,980	16,802	—	—	—
4年後	15,186	—	—	—	—
最終損害見積額	15,186	16,802	17,188	18,813	20,489
累計保険金	14,994	16,411	16,281	16,927	13,944
支払備金	192	391	907	1,886	6,545

21 リース（借手）

当企業グループは、ファイナンス・リースとしてオンライン取引システム用サーバー等を賃借しております。返済期間毎のファイナンス・リース契約に基づく将来の最低支払リース料総額及びそれらの現在価値は次のとおりであります。

	前期末 (2016年3月31日)	当期末 (2017年3月31日)
	百万円	百万円
1年以内		
最低支払リース料	888	961
控除：将来財務費用	(63)	(55)
現在価値	825	906
1年超5年以内		
最低支払リース料	2,193	2,429
控除：将来財務費用	(117)	(111)
現在価値	2,076	2,318
5年超		
最低支払リース料	—	50
控除：将来財務費用	—	(3)
現在価値	—	47
合計		
最低支払リース料	3,081	3,440
控除：将来財務費用	(180)	(169)
現在価値	2,901	3,271

当企業グループは、オペレーティング・リースとしてオフィスビル等を賃借しております。前期及び当期において、費用として認識された解約可能または解約不能のオペレーティング・リース契約に基づく最低支払リース料総額は、それぞれ5,261百万円及び4,429百万円であります。

22 資本金及びその他の資本項目

(1) 資本金及び自己株式

前期末及び当期末における当社の発行可能株式総数は、341,690,000株であります。

当社の発行済株式総数は次のとおりであります。

	前期 (自2015年4月1日 至2016年3月31日)	当期 (自2016年4月1日 至2017年3月31日)
	株	株
発行済株式総数（無額面普通株式）		
期首	224,561,761	224,561,761
期中増加	—	—
期末	224,561,761	224,561,761

また、上記の発行済株式総数に含まれる自己株式数は次のとおりであります。

	前期 (自2015年4月1日 至2016年3月31日)	当期 (自2016年4月1日 至2017年3月31日)
	株	株
自己株式数		
期首	8,046,610	17,211,580
期中増加（注）1、3	10,114,550	6,869,170
期中減少（注）2、4	(949,580)	(3,126,670)
期末	17,211,580	20,954,080

- (注) 1. 前期の「期中増加」10,114,550株は、単元未満株式の買取請求による取得19,350株、及び日本における会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく自己株式の取得10,095,200株であります。
2. 前期の「期中減少」949,580株は、単元未満株式の売渡請求による売却1,680株、従業員持株会への売却59,900株及びストック・オプションとしての新株予約権の権利行使への充当888,000株であります。
3. 当期の「期中増加」6,869,170株は、単元未満株式の買取請求による取得13,570株及び日本における会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく自己株式の取得6,855,600株であります。
4. 当期の「期中減少」3,126,670株は、単元未満株式の売渡請求による売却930株、ストック・オプションとしての新株予約権の権利行使への充当2,730,100株、並びに、株式給付信託（従業員持株会処分型）による従業員持株会への売却44,600株及び市場売却351,040株であります。

(2) 剰余金

① 資本剰余金

当企業グループの資本剰余金は、当社の法定準備金である資本準備金を含んでおります。

会社法では、株式の発行に対しての払込みの2分の1以上を資本金に組み入れ、残りは資本準備金に組み入れることが規定されております。資本準備金は株主総会の決議により、資本金に組み入れることができます。

② 利益剰余金

当企業グループの利益剰余金は、当社の法定準備金である利益準備金を含んでおります。

会社法では、利益剰余金の配当として支出する金額の10分の1を、資本準備金及び利益準備金の合計額が資本金の4分の1に達するまで、資本準備金または利益準備金として積み立てることが規定されております。積み立てられた利益準備金は、欠損填補に充当できます。また、株主総会の決議をもって、利益準備金を取り崩すことができます。

(3) その他の資本の構成要素

その他の資本の構成要素の増減は次のとおりであります。

その他の資本の構成要素			
	在外営業活動体の 換算差額	FVTOCIの金融資産	合計
	百万円	百万円	百万円
前期首（2015年4月1日）	36,862	72	36,934
期中増減	(19,668)	303	(19,365)
利益剰余金への振替	—	(462)	(462)
前期末（2016年3月31日）	17,194	(87)	17,107
期中増減	5,501	126	5,627
利益剰余金への振替	—	(14)	(14)
当期末（2017年3月31日）	22,695	25	22,720

23 配当

配当金の支払額は次のとおりであります。

前期（自2015年4月1日 至2016年3月31日）

	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
		百万円	円		
2015年5月12日 取締役会決議	普通株式	7,594	35（注）	2015年3月31日	2015年6月8日
2015年10月29日 取締役会決議	普通株式	2,121	10	2015年9月30日	2015年12月14日

（注）1株当たり配当額35円の内訳は、普通配当30円及び創業15周年記念配当5円であります。

当期（自2016年4月1日 至2017年3月31日）

	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
		百万円	円		
2016年4月28日 取締役会決議	普通株式	7,271	35	2016年3月31日	2016年6月9日
2016年10月27日 取締役会決議	普通株式	2,009	10	2016年9月30日	2016年12月12日

また、基準日が当期に属する配当のうち、配当が翌期となるものは次のとおりであります。

	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
		百万円	円		
2017年4月28日 取締役会決議	普通株式	8,144	40	2017年3月31日	2017年6月9日

24 株式に基づく報酬

当社及び一部の子会社は、役員または従業員等に対して株式報酬制度を採用しております。これらの報酬制度は、当社または子会社の株主総会・取締役会において承認された内容に基づき、対象者に対して付与されております。

(1) 持分決済型株式報酬制度（ストック・オプション制度）

当社及び一部の子会社のストック・オプション制度は、新規株式公開の達成及び新規株式公開の達成まで勤務することが権利確定条件として付されているもの、あるいは、ストック・オプション価格に対する現金を受取った時点で権利確定する有償取引であります。

対象者に対して付与されたストック・オプションに関する費用は、前期及び当期において、いずれも計上されておられません。

当社及び一部の子会社のストック・オプション制度の概要は次のとおりであります。

① 当社

当社のストック・オプションの概要は次のとおりであります。

	前期 (自2015年4月1日 至2016年3月31日)		当期 (自2016年4月1日 至2017年3月31日)	
	株数	加重平均行使価格	株数	加重平均行使価格
	株	円	株	円
期首残高	7,604,405	1,315	6,547,700	1,247
失効	(168,705)	4,317	—	—
権利行使	(888,000)	1,247	(2,730,100)	1,247
期末残高	6,547,700	1,247	3,817,600	1,247

(注) 1. 権利行使時における当社の加重平均株価は、前期1,616円、当期1,570円であります。

2. 当期に記載したストック・オプションは、ストック・オプション価格に対する現金を受取った時点で権利確定する有償取引であります。

当期末における未行使残高の状況は次のとおりであります。

当期末（2017年3月31日）

名称	行使価格	株式数	行使期限
	円	株	
S B I ホールディングス株式会社2014年新株予約権	1,247	3,817,600	2018年6月30日

② 子会社

子会社のストック・オプション制度の概要は次のとおりであります。

(a) 当期末において権利確定していないストック・オプション制度

a-1 SBIバイオテック株式会社

	前期 (自2015年4月1日 至2016年3月31日)		当期 (自2016年4月1日 至2017年3月31日)	
	株数	加重平均行使価格	株数	加重平均行使価格
	株	円	株	円
期首残高	280	59,643	100	5,000
失効	(180)	90,000	—	—
期末残高	100	5,000	100	5,000

- (注) 1. 当期末残高のストック・オプションの権利行使期間は、株式を公開した日の6か月経過後から2年6か月間であります。
2. 当期末残高のストック・オプションは、2002年11月7日以前に付与されており、IFRS第2号「株式に基づく報酬」を適用しておりません。

a-2 SBIジャパンネクスト証券株式会社

	前期 (自2015年4月1日 至2016年3月31日)		当期 (自2016年4月1日 至2017年3月31日)	
	株数	加重平均行使価格	株数	加重平均行使価格
	株	円	株	円
期首残高	12,251	81,092	12,251	81,092
連結範囲の変動	—	—	(12,251)	81,092
期末残高	12,251	81,092	—	—

a-3 SBIマナープラザ株式会社

	前期 (自2015年4月1日 至2016年3月31日)		当期 (自2016年4月1日 至2017年3月31日)	
	株数	加重平均行使価格	株数	加重平均行使価格
	株	円	株	円
期首残高	—	—	885,200	971
付与	885,200	971	—	—
期末残高	885,200	971	885,200	971

- (注) 1. 前期において付与されたストック・オプション1個当たりの公正価値は、5,975円（1個当たりの目的となる株式数は同社普通株式100株）であります。なお、ストック・オプションの公正価値を評価する目的で、二項モデルが使用されており、当該公正価値は、外部の専門機関が評価しております。付与されたストック・オプションについて、二項モデルに使用された仮定は以下のとおりであります。

付与日の株価	: 760円	予想残存期間	: 2年
行使価格	: 971円	配当利回り	: 0.00%
予想ボラティリティ	: 30.4%	リスクフリーレート	: 0.04%

2. 当期末におけるストック・オプションの加重平均残存期間は、0.1年であります。

a-4 株式会社ブロードバンドセキュリティ

	前期 (自2015年4月1日 至2016年3月31日)		当期 (自2016年4月1日 至2017年3月31日)	
	株数	加重平均行使価格	株数	加重平均行使価格
	株	円	株	円
期首残高	—	—	217,400	400
付与	—	—	160,500	800
失効	—	—	(10,000)	540
連結範囲の変動	217,400	400	—	—
期末残高	217,400	400	367,900	571

- (注) 1. 上表の株数及び加重平均行使価格については、2016年10月28日における、普通株式100株につき1株の割合で行った株式併合の影響を遡及的に調整し、記載しております。
2. 当期において付与されたストック・オプション1個当たりの公正価値は、4,053円（1個当たりの目的となる株式数は同社普通株式10株）であります。なお、ストック・オプションの公正価値を評価する目的で、ブラック・ショールズ・モデルが使用されております。付与されたストック・オプションについて、ブラック・ショールズ・モデルに使用された仮定は以下のとおりであります。
- | | | | |
|-----------|---------|-----------|------------|
| 付与日の株価 | : 800円 | 予想残存期間 | : 6年 |
| 行使価格 | : 800円 | 配当利回り | : 0.00 % |
| 予想ボラティリティ | : 56.0% | リスクフリーレート | : (0.07) % |
3. 当期末におけるストック・オプションの加重平均残存期間は、4.1年であります。

(b) 現金を受け取った時点で権利確定するストック・オプション制度

b-1 モーニングスター株式会社

	前期 (自2015年4月1日 至2016年3月31日)		当期 (自2016年4月1日 至2017年3月31日)	
	株数	加重平均行使価格	株数	加重平均行使価格
	株	円	株	円
期首残高	1,676,700	267	1,499,700	267
権利行使	(177,000)	267	(11,000)	267
期末残高	1,499,700	267	1,488,700	267

- (注) 1. 権利行使時における同社の加重平均株価は、前期318円、当期338円であります。
2. 当期末におけるストック・オプションの加重平均残存期間は、1.2年であります。

b-2 株式会社ナルミヤ・インターナショナル

	前期 (自2015年4月1日 至2016年3月31日)		当期 (自2016年4月1日 至2017年3月31日)	
	株数	加重平均行使価格	株数	加重平均行使価格
	株	円	株	円
期首残高	3,650	78,557	3,650	78,557
連結範囲の変動	—	—	(3,650)	78,557
期末残高	3,650	78,557	—	—

(2) 現金決済型株式報酬制度

当社の一部の子会社は、従業員等に対して現金決済型株式報酬制度を採用しております。本報酬制度は、行使価格と権利行使日の株価との差額を現金で支払うものであります。

対象者に対して付与された現金決済型株式報酬制度に関する当期に認識された費用は10百万円であり、販売費及び一般管理費に計上されております。また、当期末において認識された負債残高は1百万円であり、その他の金融負債に計上されております。

現金決済型株式報酬制度の概要は次のとおりであります。

SBI AXES株式会社

	前期 (自2015年4月1日 至2016年3月31日)		当期 (自2016年4月1日 至2017年3月31日)	
	権利数	加重平均行使価格	権利数	加重平均行使価格
	株	円	株	円
期首残高	153,113	259	133,039	259
失効	(20,074)	259	—	—
権利行使	—	—	(126,078)	259
期末残高	133,039	259	6,961	259

(注) 当期末における現金決済型株式報酬制度の加重平均残存期間は、2.3年であります。

25 収益

収益の内訳は次のとおりであります。

	前期 (自2015年4月1日 至2016年3月31日)	当期 (自2016年4月1日 至2017年3月31日)
	百万円	百万円
収益		
金融収益		
受取利息（注）	70,054	79,463
受取配当金	2,118	1,524
FVTPLの金融資産から生じる収益	14,057	10,776
トレーディング損益	18,892	17,686
その他	854	58
金融収益合計	105,975	109,507
保険契約から生じる収益	48,922	55,605
役務の提供等による収益	75,296	70,710
その他	31,551	26,117
収益合計	261,744	261,939

（注）金融収益の受取利息は、償却原価で測定される金融資産から生じるものであります。

26 費用

費用の内訳は次のとおりであります。

（1）金融収益に係る金融費用

	前期 (自2015年4月1日 至2016年3月31日)	当期 (自2016年4月1日 至2017年3月31日)
	百万円	百万円
金融収益に係る金融費用		
支払利息		
償却原価で測定される金融負債	(15,836)	(14,543)
金融収益に係る金融費用合計	(15,836)	(14,543)

（2）売上原価

	前期 (自2015年4月1日 至2016年3月31日)	当期 (自2016年4月1日 至2017年3月31日)
	百万円	百万円
人件費	(7,413)	(8,196)
業務委託費	(3,025)	(5,393)
減価償却費及び償却費	(1,264)	(1,168)
保険契約から生じる費用	(32,626)	(41,690)
その他	(39,364)	(42,535)
売上原価合計	(83,692)	(98,982)

(3) 販売費及び一般管理費

	前期 (自2015年4月1日 至2016年3月31日)	当期 (自2016年4月1日 至2017年3月31日)
	百万円	百万円
人件費	(27,343)	(25,592)
業務委託費	(16,640)	(17,051)
減価償却費及び償却費	(9,774)	(9,222)
研究開発費	(4,613)	(8,622)
その他	(38,276)	(35,483)
販売費及び一般管理費合計	(96,646)	(95,970)

(4) その他の金融費用

	前期 (自2015年4月1日 至2016年3月31日)	当期 (自2016年4月1日 至2017年3月31日)
	百万円	百万円
その他の金融費用		
支払利息		
償却原価で測定される金融負債	(4,442)	(3,477)
その他の金融費用合計	(4,442)	(3,477)

(5) その他の費用

	前期 (自2015年4月1日 至2016年3月31日)	当期 (自2016年4月1日 至2017年3月31日)
	百万円	百万円
減損損失	(3,520)	(2,904)
為替差損	(2,947)	(4,143)
その他(注)	(4,017)	(1,630)
その他の費用合計	(10,484)	(8,677)

(注) 前期の「その他」には子会社株式の売却損709百万円が含まれており、主にSBIカード株式会社の売却によるものであります。

27 法人所得税費用

法人所得税費用の内訳は次のとおりであります。

	前期 (自2015年4月1日 至2016年3月31日)	当期 (自2016年4月1日 至2017年3月31日)
	百万円	百万円
当期法人所得税費用	(12,478)	(16,257)
繰延法人所得税費用	(3,083)	1,421
法人所得税費用合計	(15,561)	(14,836)

当企業グループは、主に法人税、住民税及び事業税を課されており、これらを基礎として計算した法定実効税率は30.9%となっております。ただし、海外子会社についてはその所在地における法人税等が課されております。

当該法定実効税率と連結損益計算書における平均負担税率との差異要因は次のとおりであります。

	前期 (自2015年4月1日 至2016年3月31日)	当期 (自2016年4月1日 至2017年3月31日)
	%	%
法定実効税率	33.1	30.9
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5	0.8
投資事業組合等における非支配持分帰属損益	(2.1)	0.4
投資に係る連結上の一時差異	(1.5)	1.1
評価性引当額の増減	(3.9)	(0.8)
その他	3.7	2.0
連結損益計算書における平均負担税率	29.8	34.4

28 その他の包括利益

その他の包括利益の各項目別の当期発生額及び損益への組替調整額、並びに税効果の影響は次のとおりであります。

前期（自2015年4月1日 至2016年3月31日）

	当期発生額	組替調整額	税効果控除前	税効果	税効果控除後
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
純損益に振替えられることのない項目					
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	179	—	179	122	301
純損益に振替えられる可能性のある項目					
在外営業活動体の換算差額	(18,349)	—	(18,349)	—	(18,349)
持分法適用会社のその他の包括利益に対する持分	(1,609)	54	(1,555)	—	(1,555)
合計	<u>(19,779)</u>	<u>54</u>	<u>(19,725)</u>	<u>122</u>	<u>(19,603)</u>

当期（自2016年4月1日 至2017年3月31日）

	当期発生額	組替調整額	税効果控除前	税効果	税効果控除後
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
純損益に振替えられることのない項目					
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	156	—	156	(32)	124
純損益に振替えられる可能性のある項目					
在外営業活動体の換算差額	680	—	680	—	680
持分法適用会社のその他の包括利益に対する持分	5,592	(623)	4,969	(1,270)	3,699
合計	<u>6,428</u>	<u>(623)</u>	<u>5,805</u>	<u>(1,302)</u>	<u>4,503</u>

29 1株当たり当期利益

親会社の所有者に帰属する基本的1株当たり当期利益及び希薄化後1株当たり当期利益は次の情報に基づいて算定しております。

	前期 (自2015年4月1日 至2016年3月31日)	当期 (自2016年4月1日 至2017年3月31日)
	百万円	百万円
親会社の所有者に帰属する当期利益		
基本的	34,115	32,455
調整：転換社債型新株予約権付社債	373	435
希薄化後	34,488	32,890
加重平均株式数	株	株
基本的	212,117,299	203,627,774
調整：ストック・オプション	980,540	206,932
調整：転換社債型新株予約権付社債	20,030,713	20,645,516
希薄化後	233,128,552	224,480,222
1株当たり当期利益（親会社の所有者に帰属）	円	円
基本的	160.83	159.38
希薄化後	147.94	146.52

（注）逆希薄化効果を有するストック・オプションは、希薄化後1株当たり利益の計算に含まれておりません。

30 キャッシュ・フロー情報

連結キャッシュ・フロー計算書の補足情報は次のとおりであります。

(1) 子会社の取得による支出

子会社の取得に係る前期及び当期の支払対価の総額は、それぞれ4,594百万円及び2,944百万円であります。なお、前期及び当期の支払対価はすべて現金及び現金同等物で構成されております。

株式の取得により支配を獲得した子会社の株式取得時の資産及び負債の内訳は次のとおりであります。

	前期 (自2015年4月1日 至2016年3月31日)	当期 (自2016年4月1日 至2017年3月31日)
	百万円	百万円
現金及び現金同等物	1,372	976
営業債権及びその他の債権	337	31
その他資産	2,606	1,256
資産合計	4,315	2,263
社債及び借入金	207	—
営業債務及びその他の債務	364	535
その他負債	1,689	600
負債合計	2,260	1,135

(2) 子会社の売却による収入

子会社の売却に係る前期及び当期の受取対価の総額は、それぞれ4,005百万円及び9,693百万円であります。なお、前期及び当期の受取対価はすべて現金及び現金同等物で構成されております。

株式の売却により支配を喪失した子会社の株式売却時の資産及び負債の内訳は次のとおりであります。

	前期 (自2015年4月1日 至2016年3月31日)	当期 (自2016年4月1日 至2017年3月31日)
	百万円	百万円
現金及び現金同等物	3,455	6,349
営業債権及びその他の債権	4,177	1,878
その他資産	1,229	9,998
資産合計	8,861	18,225
社債及び借入金	2,000	1
営業債務及びその他の債務	1,702	2,931
その他負債	2,095	1,793
負債合計	5,797	4,725

31 子会社

2017年3月31日現在の当企業グループの主要な子会社は次のとおりであります。

事業セグメント	名称	所在地	議決権の 所有割合 %
金融サービス事業	S B I ファイナンシャルサービスーズ(株)	日本	100.0
	(株)S B I 証券	日本	100.0 (100.0)
	S B I リクイディティ・マーケット(株)	日本	100.0 (100.0)
	S B I F X トレード(株)	日本	100.0 (100.0)
	S B I マネープラザ(株)	日本	100.0 (100.0)
	S B I インシュアランスグループ(株)	日本	100.0 (3.7)
	S B I 生命保険(株)	日本	100.0 (100.0)
	S B I 損害保険(株)	日本	98.1 (98.1)
アセットマネジメント事業	S B I キャピタルマネジメント(株)	日本	100.0
	S B I インベストメント(株)	日本	100.0 (100.0)
	S B I グローバルアセットマネジメント(株)	日本	100.0
	モーニングスター(株)	日本	49.5 (49.5)
	S B I アセットマネジメント(株)	日本	100.0 (100.0)
	S B I エステートファイナンス(株)	日本	100.0 (5.0)
	SBI Hong Kong Holdings Co., Limited	香港	100.0
	SBI VEN HOLDINGS PTE. LTD.	シンガ ポール	100.0
	(株)S B I 貯蓄銀行	韓国	98.9 (98.9)
バイオ関連事業	SBI ALA Hong Kong Co., Limited	香港	95.5 (95.5)
	S B I ファーマ(株)	日本	84.9 (84.9)
	S B I アラプロモ(株)	日本	100.0 (100.0)
	S B I バイオテック(株)	日本	87.6 (1.1)

(注) 当期における主な子会社の異動は次のとおりであります。

- ・設立による増加
 - S B I インシュアランスグループ(株)
- ・子会社から持分法適用会社への異動による減少
 - S B I ジャパンネクスト証券(株)

32 関連当事者取引

(1) 関連当事者間取引

当企業グループは以下の関連当事者との取引を行っております。

前期（自 2015年4月1日 至 2016年3月31日）

該当事項はありません。

当期（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）

種類	氏名	職業	関連当事者 との取引の内容	取引金額	未決済残高
				百万円	百万円
役員	北尾 吉孝	当社代表取締役 執行役員社長	ストック・オプションの権 利行使（注） 1 子会社の増資引受（注） 2 関連会社株式の譲受（注） 3	873 1,016 204	— — —
役員	中川 隆	当社代表取締役 執行役員副社長	ストック・オプションの権 利行使（注） 1	499	—
役員	森田 俊平	当社取締役 執行役員常務	ストック・オプションの権 利行使（注） 1 子会社株式の譲受（注） 4	200 45	— —
役員	山田 真幸	当社取締役 執行役員	ストック・オプションの権 利行使（注） 1	20	—

- （注） 1. 2014年10月30日及び2014年11月19日の取締役会の決議により発行した会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき付与された新株予約権の権利行使であります。なお、「取引金額」欄には、当期における新株予約権の権利行使による払込金額を記載しております。
2. 当企業グループ内の組織再編に伴い、保有する他の子会社の株式を現物出資しております。なお、「取引金額」欄には、独立した第三者による株価算定書を勘案して決定された資本増加額を記載しております。
3. 譲受価額については、取引時点における市場価格に基づき決定しております。
4. 譲受価額については、独立した第三者による株価算定書を勘案して決定しております。

(2) 前期及び当期における経営幹部に対する報酬は次のとおりであります。

	前期 (自2015年4月1日 至2016年3月31日)	当期 (自2016年4月1日 至2017年3月31日)
	百万円	百万円
報酬及び賞与	469	1,025
退職後給付	4	4
計	473	1,029

33 契約債務

当企業グループは、顧客に対する貸付契約に基づき、貸付の未実行残高を有しております。当該貸付契約の総額は前期末18,315百万円、当期末10,847百万円で、うち未実行額は前期末9,545百万円、当期末4,531百万円であります。

なお、同契約については、顧客の信用状況の変化、その他当企業グループが必要と認めた事由があるときは契約後も随時契約の見直しを行い、与信上の保全措置等を講じており、融資未実行残高が必ずしも当企業グループの将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。

34 後発事象

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当期における四半期情報等

(累計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	当期
収益 (百万円)	63,966	121,284	193,570	261,939
税引前利益 (百万円)	10,134	17,286	33,405	43,139
親会社の所有者に帰属する四半期 (当期) 利益 (百万円)	7,722	14,194	25,134	32,455
基本的 1 株当たり四半期 (当期) 利益 (親会社の所有者に帰属) (円)	37.24	68.92	123.09	159.38

(会計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
基本的 1 株当たり四半期利益 (親会社の所有者に帰属) (円)	37.24	31.64	54.51	36.25

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2016年3月31日)	当事業年度 (2017年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	22,603	28,445
売掛金	※3 1,069	※3 933
営業投資有価証券	※2 26,372	※2 22,748
貯蔵品	28	21
前払費用	295	209
営業貸付金	868	43
短期貸付金	※3 40,602	※3 58,046
繰延税金資産	109	216
その他	※3 12,648	※3 6,362
貸倒引当金	△650	△1,545
流動資産合計	103,944	115,478
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,566	189
構築物	13	9
機械及び装置	4	—
車両運搬具	7	11
器具備品	229	259
土地	245	—
リース資産	1	4
建設仮勘定	19	—
有形固定資産合計	2,084	472
無形固定資産		
特許権	910	818
商標権	11	9
ソフトウェア	307	275
電話加入権	5	5
無形固定資産合計	1,233	1,107
投資その他の資産		
投資有価証券	685	1,551
関係会社株式	494,835	528,408
その他の関係会社有価証券	25,287	14,462
関係会社出資金	41	41
長期前払費用	125	14
敷金及び保証金	※3 1,582	※3 1,827
繰延税金資産	—	3,995
その他	0	0
投資その他の資産合計	522,555	550,298
固定資産合計	525,872	551,877
繰延資産		
社債発行費	276	481
繰延資産合計	276	481
資産合計	630,092	667,836

(単位：百万円)

	前事業年度 (2016年3月31日)	当事業年度 (2017年3月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	※3 74,040	※3 96,650
1年内償還予定の社債	70,000	60,000
1年内返済予定の長期借入金	147	—
リース債務	1	1
未払金	※3 4,910	※3 1,948
未払費用	※3 560	※3 668
未払法人税等	3,323	8,031
前受金	4	—
預り金	206	53
その他	12	—
流動負債合計	153,203	167,351
固定負債		
社債	75,000	110,000
長期借入金	30,000	35,500
リース債務	—	4
繰延税金負債	722	—
資産除去債務	127	130
長期預り金	※3 12,447	※3 4,729
固定負債合計	118,296	150,363
負債合計	271,499	317,714
純資産の部		
株主資本		
資本金	81,681	81,681
資本剰余金		
資本準備金	126,792	126,792
その他資本剰余金	101,309	101,654
資本剰余金合計	228,101	228,446
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	64,199	60,578
利益剰余金合計	64,199	60,578
自己株式	△19,132	△23,801
株主資本合計	354,849	346,904
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	3,645	3,160
評価・換算差額等合計	3,645	3,160
新株予約権	99	58
純資産合計	358,593	350,122
負債純資産合計	630,092	667,836

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	当事業年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
売上高	※1 26,086	※1 39,524
売上原価	※1 14,333	※1 19,442
売上総利益	11,753	20,082
販売費及び一般管理費	※1, ※2 6,256	※1, ※2 7,085
営業利益	5,497	12,997
営業外収益		
受取利息	※1 1,080	※1 1,251
受取配当金	7	—
その他	※1 71	※1 156
営業外収益合計	1,158	1,407
営業外費用		
支払利息	※1 3,570	※1 3,242
社債発行費償却	362	301
その他	※1 1,374	1,397
営業外費用合計	5,306	4,940
経常利益	1,349	9,464
特別利益		
関係会社清算益	122	—
関係会社株式売却益	※1 39	※1 12,159
その他	※1 937	※1 453
特別利益合計	1,098	12,612
特別損失		
関係会社株式評価損	37	3,695
関係会社株式売却損	※1 1,019	※1 15,335
その他	17	※1 1,334
特別損失合計	1,073	20,364
税引前当期純利益	1,374	1,712
法人税、住民税及び事業税	△3,323	545
法人税等調整額	1,245	△4,492
法人税等合計	△2,078	△3,947
当期純利益	3,452	5,659

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2015年4月1日 至 2016年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
					繰越利益剰余金			
当期首残高	81,681	126,792	101,184	227,976	70,462	70,462	△5,137	374,982
当期変動額								
剰余金の配当					△9,715	△9,715		△9,715
当期純利益					3,452	3,452		3,452
自己株式の取得							△15,030	△15,030
自己株式の処分			125	125			1,035	1,160
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	125	125	△6,263	△6,263	△13,995	△20,133
当期末残高	81,681	126,792	101,309	228,101	64,199	64,199	△19,132	354,849

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	3,258	3,258	113	378,353
当期変動額				
剰余金の配当				△9,715
当期純利益				3,452
自己株式の取得				△15,030
自己株式の処分				1,160
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	387	387	△14	373
当期変動額合計	387	387	△14	△19,760
当期末残高	3,645	3,645	99	358,593

当事業年度（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
					繰越利益剰余金			
当期首残高	81,681	126,792	101,309	228,101	64,199	64,199	△19,132	354,849
当期変動額								
剰余金の配当					△9,280	△9,280		△9,280
当期純利益					5,659	5,659		5,659
自己株式の取得							△8,019	△8,019
自己株式の処分			345	345			3,350	3,695
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	345	345	△3,621	△3,621	△4,669	△7,945
当期末残高	81,681	126,792	101,654	228,446	60,578	60,578	△23,801	346,904

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	3,645	3,645	99	358,593
当期変動額				
剰余金の配当				△9,280
当期純利益				5,659
自己株式の取得				△8,019
自己株式の処分				3,695
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△485	△485	△41	△526
当期変動額合計	△485	△485	△41	△8,471
当期末残高	3,160	3,160	58	350,122

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

(3) 投資事業組合等への出資

当社の子会社に該当する投資事業組合等については、当社の決算日における組合等の仮決算による財務諸表に基づいて、当該組合等の純資産を当社の出資持分割合に応じて、その他の関係会社有価証券（固定資産）として計上しております。

当社の子会社に該当しない投資事業組合等については、当該組合等の事業年度の財務諸表及び事業年度の間会計期間に係る中間財務諸表等に基づいて、当該組合等の純資産を当社の出資持分割合に応じて、営業投資有価証券（流動資産）として計上しております。

なお、投資事業組合等が保有する当社の関係会社株式のうち当該組合等への当社の出資持分相当額については、関係会社株式（固定資産）として計上しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は建物3～18年、構築物50年、器具備品3～20年、車両運搬具6年であります。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能見込期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 売上高及び売上原価

売上高には、営業投資有価証券売上高、不動産関連売上高、受取配当金等が含まれており、売上原価には営業投資有価証券売上原価、投資損失引当金繰入額等が含まれております。

(2) 営業投資有価証券売上高及び営業投資有価証券売上原価

営業投資有価証券売上高には、投資育成目的の営業投資有価証券の売上高、受取配当金及び受取利息を計上し、同売上原価には、売却有価証券帳簿価額、支払手数料、評価損等を計上しております。

(3) 受取配当金

子会社及び関連会社からの配当金を受取配当金として売上高に計上しております。

5. その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

(2) 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(3) 投資事業組合等への出資に係る会計処理

当社の子会社に該当する投資事業組合等については、当社の決算日における組合等の仮決算による財務諸表に基づいて、当該組合等の純資産及び収益・費用を当社の出資持分割合に応じて、その他の関係会社有価証券（固定資産）及び収益・費用として計上しております。

当社の子会社に該当しない投資事業組合等については、当該組合等の事業年度の財務諸表及び事業年度の間会計期間に係る中間財務諸表等に基づいて、当該組合等の純資産及び収益・費用を当社の出資持分割合に応じて、営業投資有価証券（流動資産）及び収益・費用として計上しております。

(4) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

控除対象外の消費税等については、販売費及び一般管理費に計上しております。

(5) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

（会計方針の変更）

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる財務諸表に与える影響は軽微であります。

（表示方法の変更）

（損益計算書）

前事業年度において、独立掲記していた「支払手数料」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「営業外費用」の「その他」に含めております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「支払手数料」1,099百万円、「その他」275百万円は、「その他」1,374百万円として組み替えております。

前事業年度において、独立掲記していた「投資有価証券売却益」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「特別利益」の「その他」に含めております。また、前事業年度において、「特別利益」の「その他」に含めていた「関係会社株式売却益」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「特別利益」の「投資有価証券売却益」936百万円、「その他」40百万円は、「関係会社株式売却益」39百万円、「その他」937百万円として組み替えております。

前事業年度において、「特別損失」の「その他」に含めていた「関係会社株式評価損」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「特別損失」の「その他」に表示していた54百万円は、「関係会社株式評価損」37百万円、「その他」17百万円として組み替えております。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

(1) 取引の概要

当社は、2011年9月29日開催の取締役会決議に基づき、社員持株会に対して当社株式を安定的に供給すること及び信託財産の管理により得た収益を従業員へ分配することを通じて、従業員の福利厚生を図り、従業員の株価への意識や労働意欲を向上させるなど、当社の企業価値の向上を図ることを目的として、「株式給付信託《従業員持株会処分型》」(以下、「本制度」という。)を導入していましたが、2017年1月23日付をもって信託は終了しております。

本制度は、「SBIホールディングス社員持株会」(以下、「持株会」という。)に加入するすべての従業員を対象に、当社株式の株価上昇メリットを還元するインセンティブ・プランです。

信託の開始より5年間にわたり持株会が取得する見込みの当社株式を、本制度を実施するための信託(以下、「本信託」という。)の受託者である信託銀行が予め一括して取得し、持株会の株式取得に際して当社株式を売却しております。信託終了時まで、信託銀行が持株会への売却を通じて本信託の信託財産内に株式売却益相当額が累積した場合には、それを残余財産として受益者適格要件を充足する持株会会員に分配します。また当社は、信託銀行が当社株式を取得するための借入に対し保証をしているため、信託終了時において、当社株価の下落により当該株式売却損相当の借入残債がある場合には、保証契約に基づき当社が当該残債を弁済することとなります。

(2) 信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)第20項を適用し、従来採用していた方法を継続しております。

(3) 信託が保有する自社の株式に関する事項

当事業年度における信託が保有する当社株式の期中平均株式数は237,533.48株であり、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めております。

(貸借対照表関係)

1 偶発債務

(1) 関係会社の営業債務及び借入金等に対し、債務保証を行っております。

	前事業年度 (2016年3月31日)	当事業年度 (2017年3月31日)
関係会社の営業債務に対する保証額	337百万円	2,262百万円
関係会社の社債及び借入金に対する保証額	—	1,357

(2) その他

当社の連結子会社であるSBIリクイディティ・マーケット株式会社は、外国為替証拠金取引における銀行カバー取引を行っております。当該事業に係る、取引先金融機関に対する同社の現在及び将来的に発生する債務に対し、当社が信用保証を供与する契約及び連帯保証する契約を締結しております。なお、当事業年度末において未決済の債務残高は、610百万円であります。

また、当社の連結子会社である株式会社SBI証券が顧客との間で行う通貨保証金取引に連動してSBIリクイディティ・マーケット株式会社との間で行う外国為替取引に関し、株式会社SBI証券がSBIリクイディティ・マーケット株式会社に対して負担するすべての債務を当社が連帯保証しております。なお、当事業年度末において未決済の債務残高はないため、保証債務は発生しておりません。

※2 次の会社については、その議決権の100分の20以上を自己の計算において所有しておりますが、当社の営業目的であるベンチャー企業の投資育成等のために取得したものであり、傘下に入れることを目的とするものではないため関係会社から除外しております。

	前事業年度 (2016年3月31日)	当事業年度 (2017年3月31日)
株式会社フィナンシャル・エージェンシー UD JaHyung, Inc.	株式会社アイ・エム・デイ 株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング	

※3 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (2016年3月31日)	当事業年度 (2017年3月31日)
短期金銭債権	46,680百万円	64,338百万円
長期金銭債権	4	4
短期金銭債務	45,476	51,808
長期金銭債務	11,758	4,036

4 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行13行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2016年3月31日)	当事業年度 (2017年3月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	74,100百万円	77,100百万円
借入実行残高	33,000	45,000
差引額	41,100	32,100

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	当事業年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	10,623百万円	21,370百万円
仕入高	692	598
営業取引以外の取引による取引高	3,164	19,470

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度3%、当事業年度4%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度97%、当事業年度96%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	当事業年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
給料	1,289百万円	1,258百万円
役員報酬	291	811
支払手数料	769	755
租税公課	368	850
減価償却費	174	226

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度 (2016年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	6,014	5,853	△161
関連会社株式	1,391	1,430	39
合計	7,405	7,283	△122

当事業年度 (2017年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	6,026	5,901	△125
関連会社株式	1,390	1,596	206
合計	7,416	7,497	81

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (2016年3月31日)	当事業年度 (2017年3月31日)
子会社株式	457,805	495,805
関連会社株式	29,625	25,187

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2016年3月31日)	当事業年度 (2017年3月31日)
繰延税金資産（流動資産）		
有価証券	561百万円	850百万円
貸倒引当金	199	473
未払事業税	33	261
投資損失引当金	804	97
その他有価証券評価差額金	72	20
その他	42	70
小計	1,711	1,771
評価性引当額	△543	△903
繰延税金資産（流動資産）の合計	1,168	868
繰延税金資産（投資その他の資産）		
譲渡損益の繰延べ	540	8,368
関係会社株式	9,550	7,138
税務上の繰越欠損金	1,554	1,537
有形・無形固定資産	531	42
その他有価証券評価差額金	146	28
その他	134	92
小計	12,455	17,205
評価性引当額	△11,921	△12,105
繰延税金資産（投資その他の資産）の合計	534	5,100
繰延税金資産合計	1,702	5,968
繰延税金負債（流動負債）		
その他有価証券評価差額金	△1,038	△651
その他	△21	△1
繰延税金負債（流動負債）の合計	△1,059	△652
繰延税金負債（固定負債）		
その他有価証券評価差額金	△841	△804
譲渡損益の繰延べ	△250	△288
その他	△165	△13
繰延税金負債（固定負債）の合計	△1,256	△1,105
繰延税金負債合計	△2,315	△1,757
繰延税金資産（△負債）の純額	△613	4,211

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2016年3月31日)	当事業年度 (2017年3月31日)
法定実効税率 (調整)	33.1%	30.9%
交際費等永久に損金に算入されない項目	9.2	3.2
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△229.9	△310.3
評価性引当額の増減	△91.1	58.9
連結納税に係る投資簿価修正	127.1	—
子会社清算に伴う繰越欠損金の引継ぎ	—	△11.1
税効果適用税率差異	0.3	△19.0
その他	0.2	16.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△151.1	△230.7

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	1,566	87	1,426	38	189	418
	構築物	13	—	3	1	9	1
	機械及び装置	4	—	4	0	—	—
	車両運搬具	7	10	0	6	11	27
	器具備品	229	107	6	71	259	783
	土地	245	—	245	—	—	—
	リース資産	1	4	—	1	4	5
	建設仮勘定	19	5	24	—	—	—
	計	2,084	213	1,708	117	472	1,234
無形固定資産	特許権	910	—	0	92	818	—
	商標権	11	2	1	3	9	—
	ソフトウェア	307	131	87	76	275	—
	電話加入権	5	—	—	—	5	—
	計	1,233	133	88	171	1,107	—

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	650	1,545	650	1,545

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	_____
買取り・買増し手数料	無料
公告掲載方法	電子公告とする。 ただし、事故等やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 (公告掲載URL: http://www.sbigroup.co.jp/investors/koukoku/)
株主に対する特典	2017年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主を対象に、株主優待を実施します。無料引換申込券及び割引購入申込券の有効期限は、2017年9月末日(当日の消印まで有効)です。 (1) 保有株式数100株(1単元)以上の株主に、当社子会社のSBIアラプロモ株式会社が販売する健康補助食品(サプリメント)『アラプラス ゴールド(90粒)』1個及び機能性表示食品『アラプラス 糖ダウン(10カプセル)』1個を無料で進呈する無料引換申込券を1枚贈呈。 (2) 1年を超えて継続保有いただいている株主で、かつ2017年3月31日現在の株主名簿における保有株式数が1,000株(10単元)以上の株主には、上記(1)の優待に替えて、健康補助食品(サプリメント)『アラプラス ゴールド(90粒)』1個、機能性表示食品『アラプラス 糖ダウン(10カプセル)』2個、健康補助食品(サプリメント)『アラプラス ゴールド(270粒)』1個及び化粧品『アラプラス モイスチャライジングクリーム』1個を無料で進呈する無料引換申込券を1枚贈呈。 なお、単元未満株式(1～99株)のみをお持ちの株主を含むすべての株主に、SBIアラプロモ株式会社が販売する健康補助食品(サプリメント)や化粧品を、通常価格から50%割引の優待価格で購入できる割引購入申込券を1枚贈呈。 (注) 1. 1年を超えて継続保有いただいている株主とは、直近3回のすべての基準日(2016年3月31日、2016年9月30日及び2017年3月31日)の当社株主名簿に、同一株主番号で継続して記載又は記録されている株主といたします。株式交換により当社株主となった場合は、その直後の基準日から起算し、株式交換以前の時期との通算はいたしません。また相続、株主名簿からの除籍等により株主番号が変更になった場合も、その直後の基準日から起算いたします。 2. 海外各国の医薬品、食品及び化粧品に関する法規制等の関係により、上記無料引換申込券による引換商品及び割引購入申込券による購入商品の発送先は日本国内に限ります。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、以下の権利以外の権利を行使することができません。

- ・会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ・会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ・株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- ・単元未満株式の買増し請求をする権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 発行登録書（株券、社債券等）及びその添付書類
2016年8月25日関東財務局長に提出
2017年2月9日関東財務局長に提出
- (2) 発行登録追補書類（株券、社債券等）及びその添付書類
2016年9月15日関東財務局長に提出
2017年3月15日関東財務局長に提出
2017年5月18日関東財務局長に提出
2017年6月14日関東財務局長に提出
2017年6月14日関東財務局長に提出
- (3) 訂正発行登録書
2017年2月8日関東財務局長に提出
2017年3月10日関東財務局長に提出
2017年3月10日関東財務局長に提出
- (4) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第18期）（自 2015年4月1日 至 2016年3月31日）2016年6月29日関東財務局長に提出
- (5) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書
2017年3月10日関東財務局長に提出
事業年度（第16期）（自 2013年4月1日 至 2014年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。
2017年3月10日関東財務局長に提出
事業年度（第17期）（自 2014年4月1日 至 2015年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。
2017年3月10日関東財務局長に提出
事業年度（第18期）（自 2015年4月1日 至 2016年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。
- (6) 内部統制報告書
2016年6月29日関東財務局長に提出
- (7) 四半期報告書及び確認書
（第19期第1四半期）（自 2016年4月1日 至 2016年6月30日）2016年8月10日関東財務局長に提出
（第19期第2四半期）（自 2016年7月1日 至 2016年9月30日）2016年11月14日関東財務局長に提出
（第19期第3四半期）（自 2016年10月1日 至 2016年12月31日）2017年2月13日関東財務局長に提出
- (8) 臨時報告書
2016年7月1日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。
2017年2月8日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。
- (9) 自己株券買付状況報告書
報告期間（自 2016年7月1日 至 2016年7月31日）2016年8月12日関東財務局長に提出
報告期間（自 2016年8月1日 至 2016年8月31日）2016年9月14日関東財務局長に提出
報告期間（自 2016年9月1日 至 2016年9月30日）2016年10月14日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2017年6月27日

SBIホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 望月 明美 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 國本 望 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているSBIホールディングス株式会社の2016年4月1日から2017年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結財務諸表注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条の規定により国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、国際会計基準に準拠して、SBIホールディングス株式会社及び連結子会社の2017年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、SBIホールディングス株式会社の2017年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、SBIホールディングス株式会社が2017年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書及び内部統制監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2017年6月27日

SBIホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 望月明美 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 國本 望 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているSBIホールディングス株式会社の2016年4月1日から2017年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBIホールディングス株式会社の2017年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。